

はじめに

1 都市計画マスタープランの位置づけ

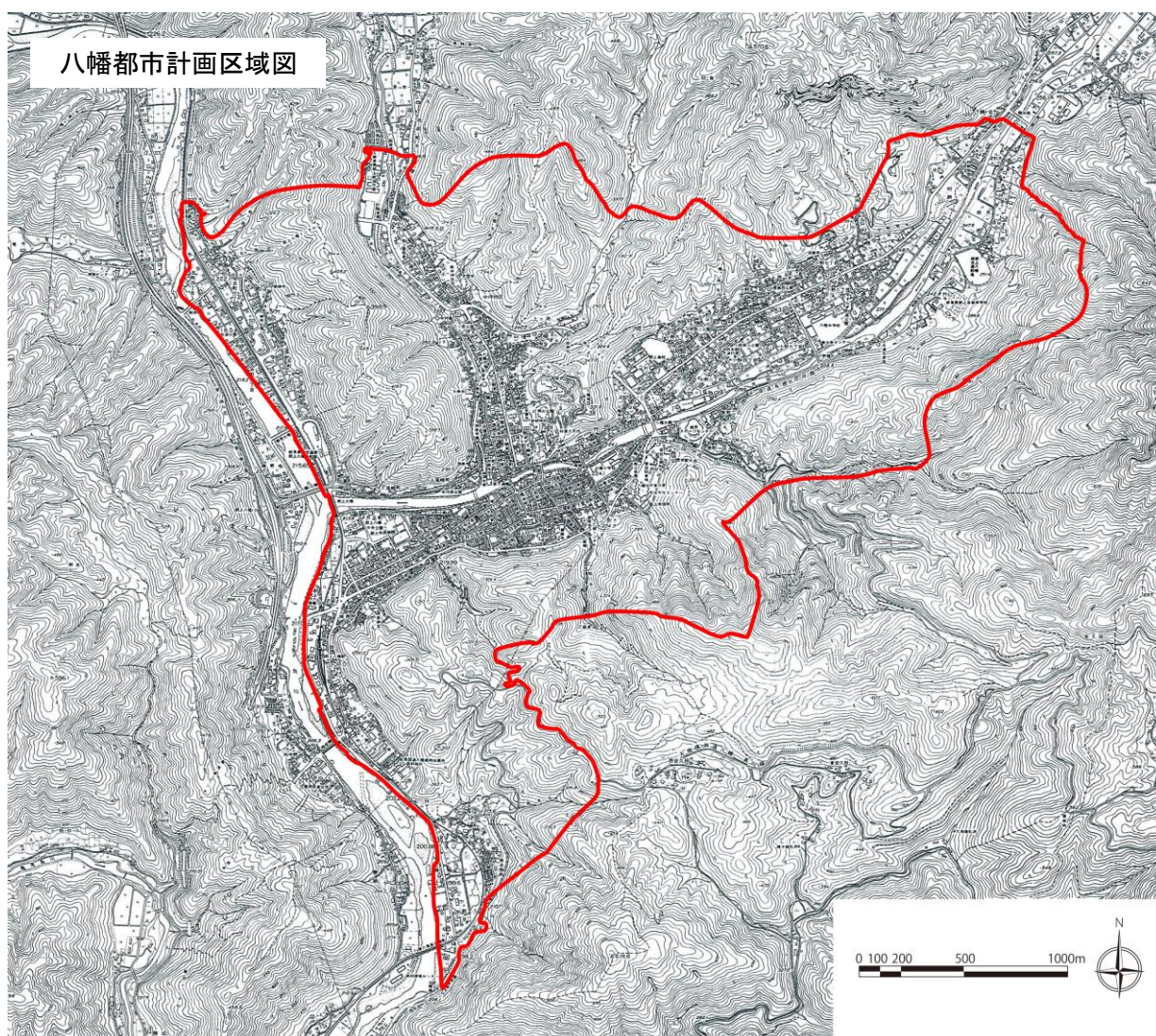
(1) 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものである。

第 2 期となる郡上市八幡都市計画マスタープランの策定にあたっては、八幡市街地の発展の動向や人口、産業の現状および将来の見通しを勘案し、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにする。また、都市計画以外の各種計画との相互調整を図り、まちづくりの総合性を確保する。

(2) 対象区域

郡上市八幡都市計画マスタープランは、以下に示す八幡都市計画区域（818ha）を対象とする。



(3) 計画期間

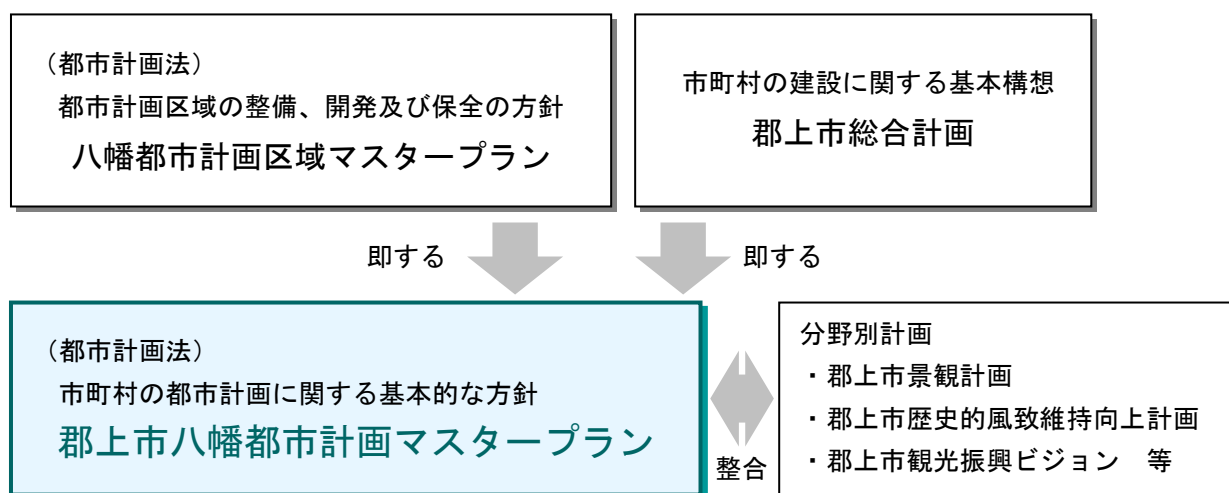
本マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後の 2036 年とし、2016 年度から 2035 年度までを計画期間とする。

計画期間 : 2016 年度～2035 年度

(4) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、本市が定める「郡上市総合計画」および岐阜県が定める「八幡都市計画区域マスタープラン」に即し、他の分野別計画との整合を図りながら定めるものである。

また、本市における今後の都市計画の決定・変更は、この都市計画マスタープランに即して実施される。



2 都市計画マスタープラン見直しの背景と視点

本市八幡町の八幡市街地は、近世に城下町や街道筋といったまちの骨格が形成され、近代では江戸時代の骨格を継承しながら市街地を拡張し、昭和 30 年の都市計画決定以降は市街地周辺部において外周道路整備や土地区画整理事業等が実施され、城下町を核として市街地が構成されている。また中心市街地においては、水環境を活かしたポケットパークや吉田川親水遊歩道の整備など、八幡市街地の既存の環境を活かす形で、規模の大きい開発や整備ではない、きめの細かいまちづくりが展開されてきた。

平成 8 年度に概ね 20 年の計画で「八幡町都市計画マスタープラン」が策定され、これ以降は街なみ環境整備事業や「まちなみづくり町民協定」の締結等による良好な町並み景観の形成、公共交通ではコミュニティバス（まめバス）の導入による交通環境の改善が図られている。また郡上八幡産業振興公社等の取組みの成果もあり、多くの人が訪れるようになった。さらに近年では、北町の一部が重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）に選定されるなど、歴史資源を活かした環境整備が着実に進められ、交流人口の増加は着実にまちの活力創出につながっている。

一方で、中心市街地は人口の減少傾向が顕著で、空き家の増加、商店街における商店の減少、コミュニティの弱体化、郡上八幡の個性である水を利用した生活スタイル変容とそれによる水への関心の低下、観光客の増加によるピーク時の交通混雑など、新たな課題も顕在化している。

新しい都市計画マスタープランは、このような現状の課題の解決を図り、住民が快適に文化的な生活を送ることができる健全なまち（都市）をより発展させていくことが大きな目的となる。また、平成 8 年度に策定された旧都市計画マスタープランは、まち中の環境整備に重きを置いた内容であったが、道路や河川施設、公園等の都市施設については概ねの整備が完了している状況となっている。そこで第 2 期の都市計画マスタープランでは、新たな施設整備といった「もの」に加え、既存ストックの有効活用や新たなまちづくりの仕組みづくり、市民参加など、「ひと」に焦点を当てた計画づくりを行うこととする。

第1章 郡上市および八幡市街地の現状と課題の取りまとめ

1-1 八幡市街地の概要

八幡市街地は、三方を山に囲まれ、長良川の東側に位置する旧城下町とその周縁部で構成される市街地である。まちの中央を長良川の支流である吉田川が流れ、市街地を南北に二分している。吉田川の北側には、小駄良川とその支流である初音谷川が流れ、南側は東から犬啼谷川、赤谷川、名廣川（乙姫谷川）、武洞谷川などの谷川が吉田川へ流れ込んでいる。

城下町としての郡上八幡の成り立ちは、永禄2年（1559）の東殿山の戦いで、遠藤盛数が八幡山（現在の城山）に陣営を敷き、合戦後に郡上城（近代以降八幡城と称す）を築城したことに始まる。「荘厳講執事帳」（「長滝寺文書」より）によると、6代城主遠藤常友の頃に現在の肴町～新橋へ至る道を敷設するなど、城下町の整備が行われ、天正～寛文年間で社寺の創建や移転が行われるなど、現在に残る城下町の骨格が形成された。旧城下町の一部である郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区は、平成24年12月28日に重伝建地区に選定されており、八幡市街地には、当該地区のような近世城下町を継承した町割と町家を広い範囲でみることができる。

郡上八幡の地層は石灰岩を含む構造で保水力に富み、いたるところで水が湧き出している。また、江戸時代には用水が張り巡らされ、水を核とした多面的な水利用システムが構築された。大切にされている水施設の一つである「宗祇水」は、昭和49年に県の史跡に指定され、昭和60年には環境庁（現環境省）の名水百選に選定されている。この頃から、当時の八幡町やさまざまな住民団体で水を活かしたまちづくりに取り組むようになり、水の恵みを活かす「水のまち郡上八幡」として広く知られるようになった。

<昭和30年代以降の八幡市街地のまちづくり>

昭和29年12月に、八幡町・川合村・相生村・口明方村・西和良村の1町4箇村が合併し、その後昭和32年4月に有坂地区が編入され、新制「八幡町」が誕生した。

合併に際し、新制八幡町の新町建設基本方針が策定され、この基本方針では、中心部（旧八幡町）は都市計画を敷き、道路・公園等の整備を図ることとされ、昭和30年7月に八幡都市計画区域を設定し、昭和33年2月から都市計画事業に着手された。

当時は町の中心部への通過交通の流入を抑制する目的で、街路網の整備が計画された。昭和35年当時の都市計画道路をみると、国道156号から市街地へ延びる都市計画道路が南町を横断し、北町の殿町通りを拡幅し、これらが北町で合流して桜町を通り小野方面へ延びる道路や、南町を縦断して外周道路と結ぶ道路が位置づけられていた。これらは後年、変更または廃止さ

■新町建設基本方針

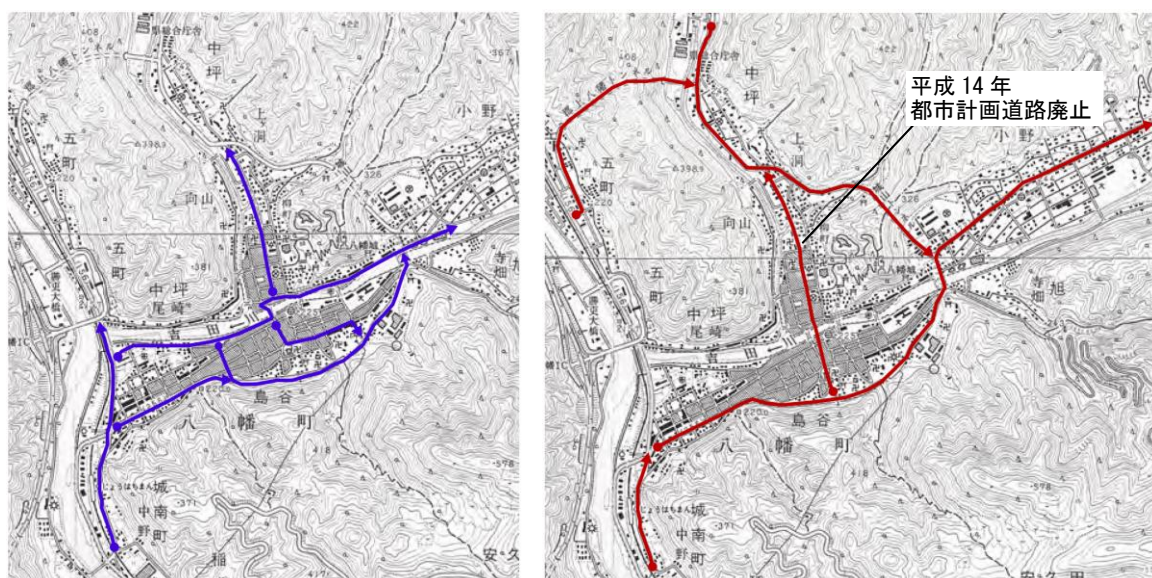
- 一 八幡町は規模を適切にしその組織・運営を合理化して地方自治の進展を図る強固な団結を基調とし、健全な農工商の融合した文化都市を築き町民の福祉増進を図る
- 一 教育施設を整備拡充して文化の向上を図る
- 一 厚生・衛生施設の整備充実を図る
- 一 国道・県道の改良工事の促進および町道の整備を図る
- 一 中心部は都市計画法の適用により道路・公園等の整備を図る
- 一 土地改良を行って農業経営の改善合理化を図るとともに、特産（まゆ・茶・アユ等）の進行、特に換金作物の増産をめざす
- 一 セメント工場・国有貯木場等の設立誘致に努め、商工業の振興を図る
- 一 長良川上流地域を県立公園とし観光施設の充実を図る

れたが、旧城下町の通りを拡幅し、都市計画道路にするものであった。一方、外周部をみると、昭和48年に郡上八幡駅から柵形の外周を通り、小野へ抜けていく都市計画道路「稲成・上小野線」が一部を除き完成している。また、新町建設基本方針で中心部の事業として位置づけられていた城山公園、愛宕公園、大正町公園などが整備された。

旧城下町の地割が特徴となっている市街地では、既存の宅地割りと旧城下町を囲う山や川により、人口収容のための拡幅が困難であったため、郊外の宅地化を進めるものとして、土地区画整理事業が開始された。また当時は、基幹産業の一つであった木工の工場が市街地内に立地していたが、防火のために郊外へまとめて移転することとし、昭和43年に郡上八幡木製玩具協同組合工場（木工団地）が稲成に竣工した。

昭和50年代以降は、中心市街地の空洞化に歯止めをかけるため、外周道路による基幹道路整備は進めるが、まち中に関しては城下町時代の魅力ある市街地を継承していく方向に方針転換がなされた。そのため、昭和50年に都市計画道路を変更し、南町を横断・縦断する都市計画道路を見直し、外周道路と北町の殿町通りを延長する（山本・初音線）整備方針が策定された。しかし、平成8年度に策定された「八幡町都市計画マスタープラン」の中で、この山本・初音線について見直しの必要性が示され、平成10年に発足したまちづくり協議会でも、現行の計画では観光交通や通過交通の流入をより誘発し、市街地の景観や町並みを崩壊させるとして見直しの検討が必要とされた。そこで、平成14年に利害関係住民との意見交換会を実施する中で、沿線自治会からの廃止の提言を受け、都市計画道路の廃止が決定した。

■昭和30年当時の都市計画道路（左）と昭和50年の都市計画道路の変更（右）



（出典：『郡上八幡北町伝統的建造物群保存対策調査報告書』2011）

1-2 八幡市街地を取り巻く状況

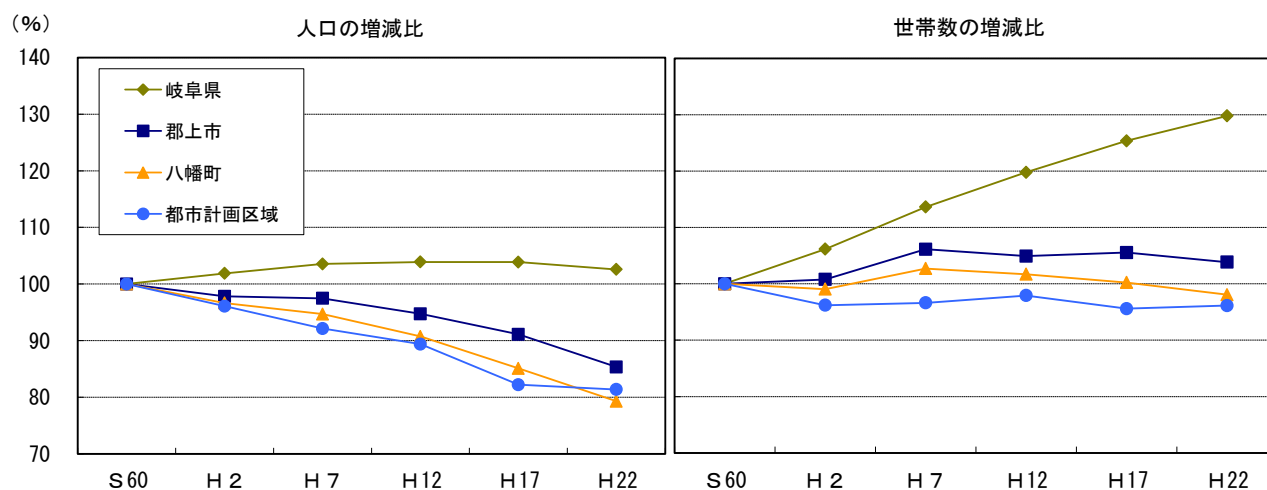
ここでは、都市計画基礎調査や国勢調査等のデータを整理し、八幡市街地の現状について整理・分析する。

(1) 人口・世帯動向

①人口・世帯数

昭和 60 年から平成 22 年までの人口の増減率は、郡上市全体で 85.4%、八幡町で 79.3%、都市計画区域で 81.4%と減少傾向にある。

一方世帯数は、郡上市は僅かに増加傾向にある一方で、八幡町および都市計画区域は減少しており、人口、世帯数ともに減少傾向を示している。



■人口

		S 60	H 2	H 7	H 12	H 17	H 22
岐阜県	人口(人)	2,028,536	2,066,569	2,100,315	2,107,700	2,107,226	2,080,773
	増減率(%)	—	101.9	103.5	103.9	103.9	102.6
郡上市	人口(人)	52,125	50,986	50,809	49,377	47,495	44,491
	増減率(%)	—	97.8	97.5	94.7	91.1	85.4
八幡町	人口(人)	18,230	17,620	17,262	16,541	15,514	14,454
	増減率(%)	—	96.7	94.7	90.7	85.1	79.3
都市計画区域	人口(人)	11,088	10,654	10,216	9,911	9,117	9,022
	増減率(%)	—	96.1	92.1	89.4	82.2	81.4

※岐阜県、郡上市、八幡町は国勢調査結果の値を使用

※都市計画区域のS60～H17は国勢調査結果、H22は3/31の値を使用

※S60～H12までの郡上市の値は、八幡町・大和村・白鳥町・高鷺村・美並村・明方村・和良村の合計値

■世帯数

		S 60	H 2	H 7	H12	H17	H22
岐阜県	世帯数 (世帯)	567,946	602,906	645,341	680,317	712,062	737,151
	増減率 (%)	—	106.2	113.6	119.8	125.4	129.8
郡上市	世帯数 (世帯)	14,081	14,191	14,944	14,773	14,862	14,622
	増減率 (%)	—	100.8	106.1	104.9	105.5	103.8
八幡町	世帯数 (世帯)	5,367	5,317	5,513	5,458	5,380	5,263
	増減率 (%)	—	99.1	102.7	101.7	100.2	98.1
都市計画区域	世帯数 (世帯)	3,579	3,443	3,458	3,505	3,422	3,441
	増減率 (%)	—	96.2	96.6	97.9	95.6	96.1

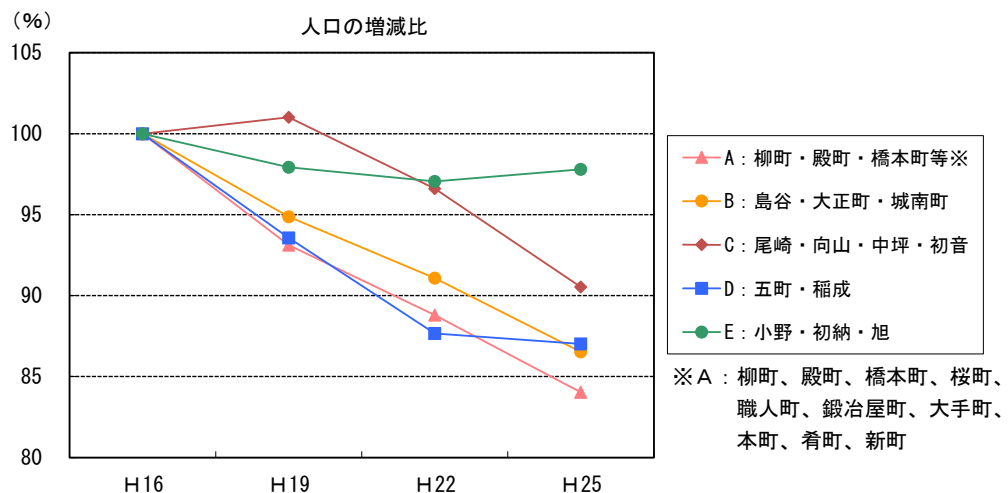
※岐阜県、郡上市、八幡町は国勢調査結果の値を使用

※都市計画区域のS60～H17は国勢調査結果、H22は3/31の値を使用

※S60～H12までの郡上市の値は、八幡町・大和村・白鳥町・高鷲村・美並村・明方村・和良村の合計値

②地区別人口

都市計画区域を大きく5つの区域に区分して人口動態をみると、平成16年からの10年間で全ての地区で人口が減少している。特に柳町・殿町・橋本町等の旧城下町にあたる地区が84.0%、島谷・大正町・城南町が86.5%と、特に中心市街地の人口の減少傾向が強いことが読み取れる。

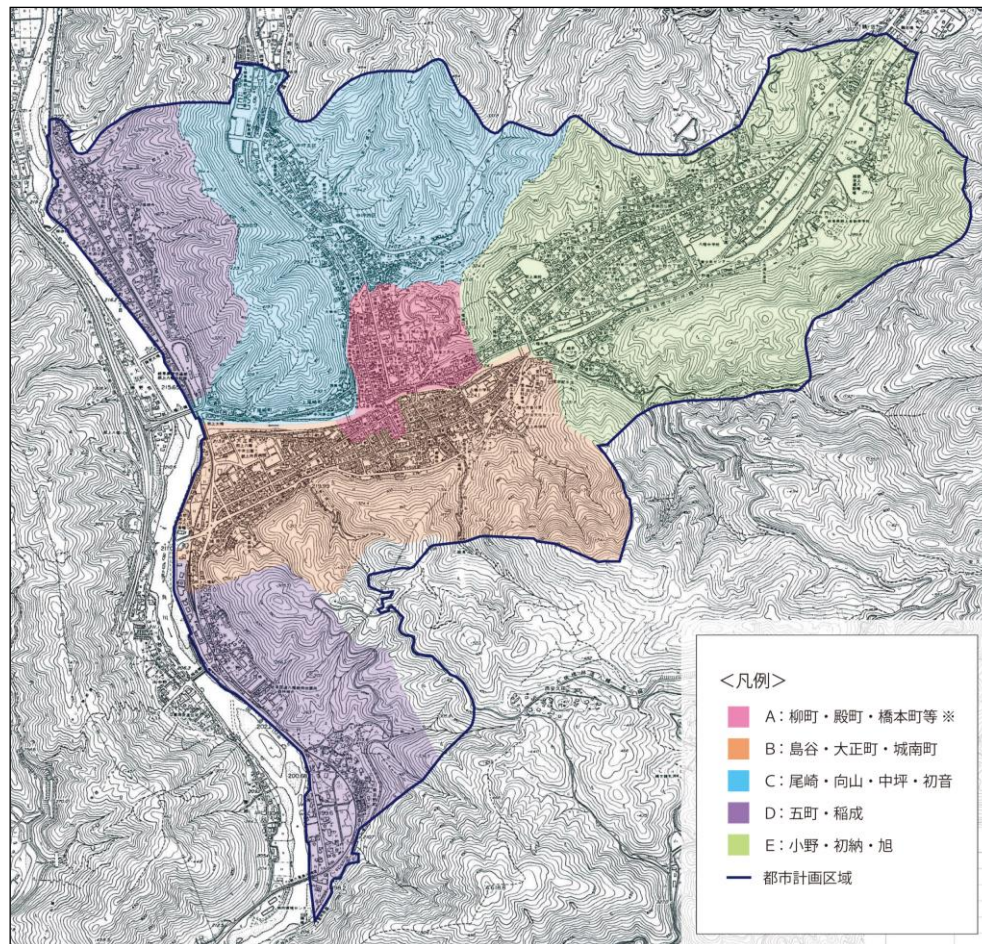


■人口の推移 [地区別]

		H16	H19	H22	H25
A: 柳町・殿町・橋本町等※	人口 (人)	1,553	1,446	1,379	1,305
	増減率 (%)	—	93.1	88.8	84.0
B: 島谷・大正町・城南町	人口 (人)	3,586	3,402	3,266	3,103
	増減率 (%)	—	94.9	91.1	86.5
C: 尾崎・向山・中坪・初音	人口 (人)	1,088	1,099	1,051	985
	増減率 (%)	—	101.0	96.6	90.5
D: 五町・稲成	人口 (人)	916	857	803	797
	増減率 (%)	—	93.6	87.7	87.0
E: 小野・初納・旭	人口 (人)	2,405	2,355	2,334	2,352
	増減率 (%)	—	97.9	97.0	97.8

※住民基本台帳に基づく各年3月31日の値

■地区区分図

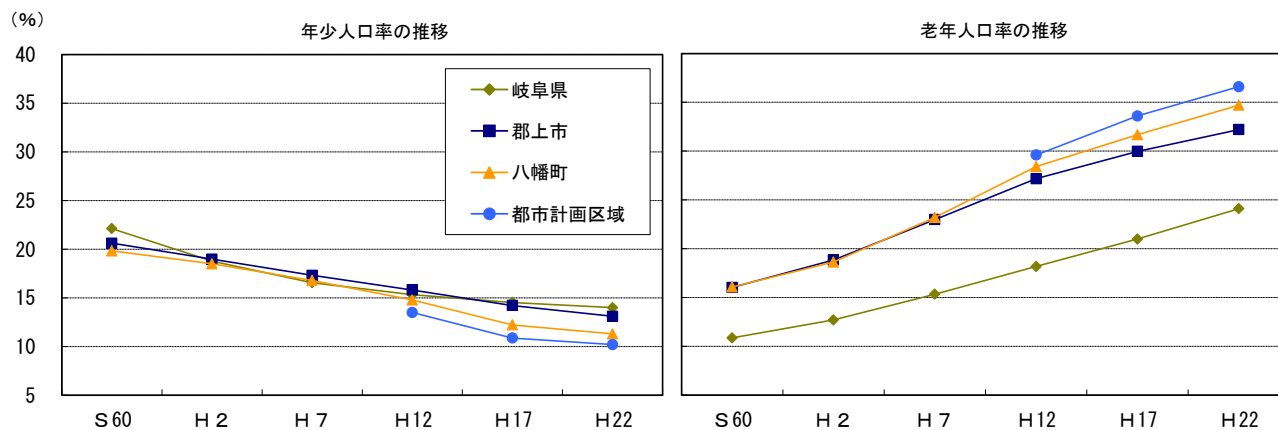


※A：柳町、殿町、橋本町、桜町、職人町、鍛冶屋町、大手町、本町、肴町、新町

③老年人口率・年少人口率

年齢階層別の人口をみると、年少人口率は、平成22年で郡上市が13.1%、八幡町が11.3%、都市計画区域が10.2%となっており、いずれも県平均（14.0%）と比べて少子化傾向が強い結果となっている。特に都市計画区域は少子化傾向が顕著となっている。

老年人口率は、平成22年で郡上市が32.3%、八幡町が34.7%、都市計画区域が36.6%となっており、県平均（24.1%）を大きく上回っている。平成17～22年の5年間の変化をみると、都市計画区域の老年人口率は7.0%増であり、郡上市全体（5.0%増）や八幡町（6.3%増）と比べると増加割合が大きい。



■老年人口率・年少人口率の推移

(%)

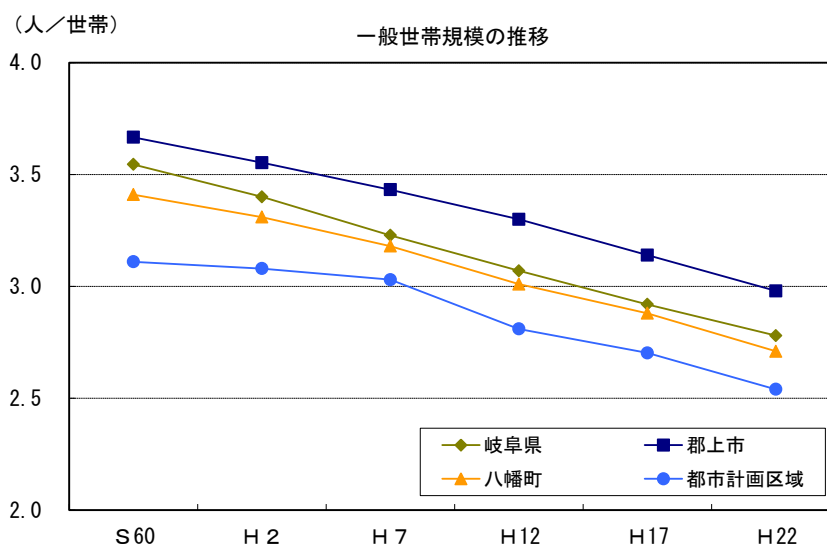
		S 60	H 2	H 7	H12	H17	H22
岐阜県	15歳未満	22.1	18.8	16.6	15.3	14.5	14.0
	65歳以上	10.9	12.7	15.3	18.2	21.0	24.1
郡上市	15歳未満	20.6	19.0	17.3	15.8	14.2	13.1
	65歳以上	16.0	18.9	23.0	27.2	30.0	32.2
八幡町	15歳未満	19.8	18.5	16.8	14.8	12.2	11.3
	65歳以上	16.1	18.6	23.2	28.4	31.7	34.7
都市計画区域	15歳未満				13.5	10.9	10.2
	65歳以上				29.6	33.6	36.6

※国勢調査の値を使用

※H12～22の都市計画区域は国勢調査の地区区分と異なるため、おおよその範囲のデータの合算値で代用

④一世帯あたり人員数

一世帯あたりの人員数は、平成22年の国勢調査結果で郡上市全体が2.98人、八幡町が2.71人、都市計画区域が2.54人となっている。世帯の家族類型と合わせてみると、都市計画区域は、他の地区と比べて高齢の夫婦のみの世帯が多いことが読み取れる。



■一般世帯規模の推移

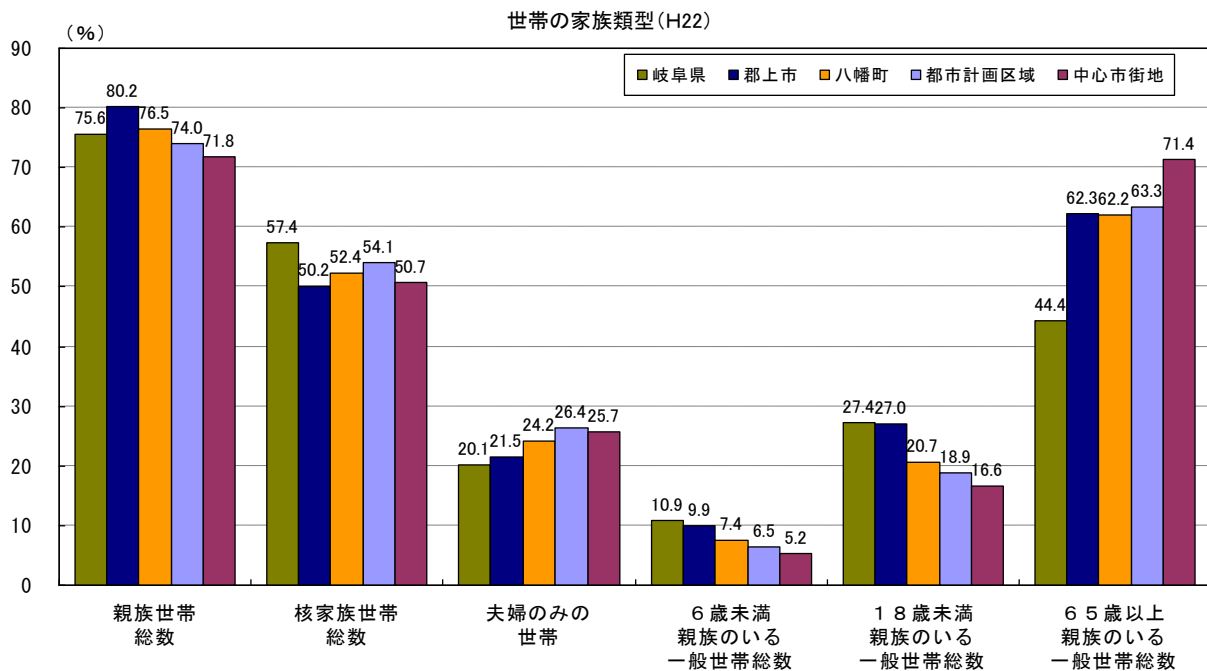
(人／世帯)

	S 60	H 2	H 7	H12	H17	H22	増減率(%) [H22／S60]
岐阜県	3.55	3.40	3.23	3.07	2.92	2.78	78.4
郡上市	3.67	3.55	3.43	3.30	3.14	2.98	81.3
八幡町	3.41	3.31	3.18	3.01	2.88	2.71	79.5
都市計画区域	3.11	3.08	3.03	2.81	2.70	2.54	81.7

⑤世帯の家族類型

平成 22 年の国勢調査結果における世帯の家族類型をみると、「夫婦のみ」の世帯の割合は都市計画区域が 26.4%、中心市街地が 25.7%と、八幡町（24.2%）、郡上市全体（21.5%）と比べて高い値となっている。また、「65 歳以上親族のいる一般世帯総数」は、中心市街地が 71.4%と他と比べて高く、中心市街地は高齢の夫婦のみの世帯が多いことが伺える。

一方で、6 歳未満または 18 歳未満の子供のいる世帯の割合は郡上市全体、八幡町と比べて中心市街地は低く、少子化傾向が顕著となっている。



■世帯の家族類型 (H22)

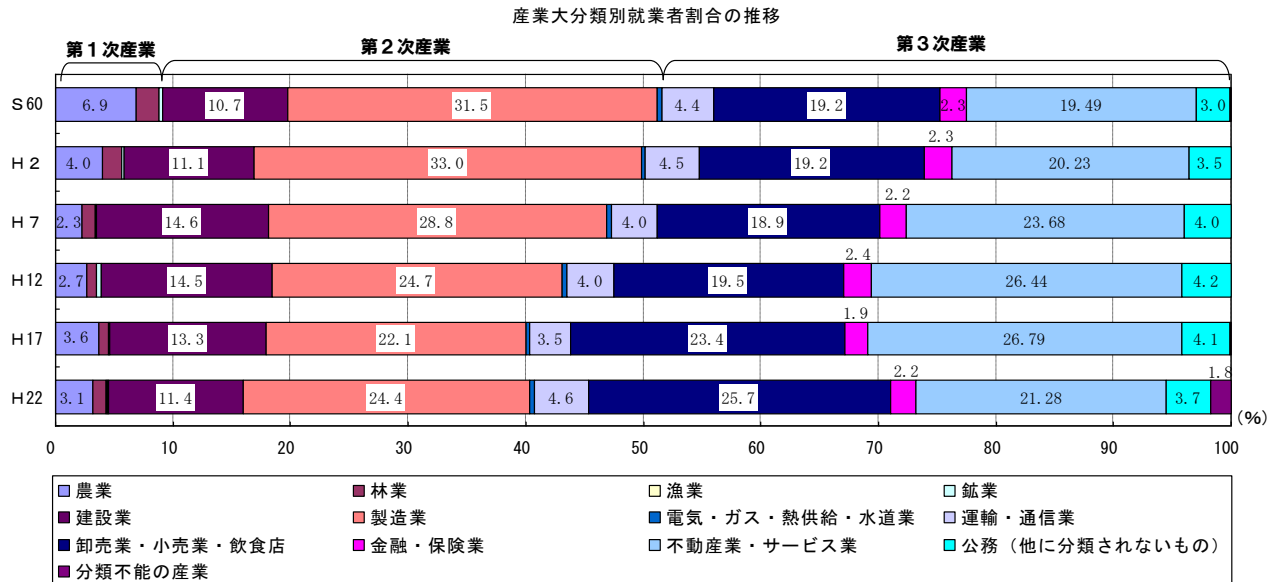
		一般世帯			夫婦のみの世帯	6 歳未満親族のいる一般世帯総数	18 歳未満親族のいる一般世帯総数	65 歳以上親族のいる一般世帯総数
		総数	親族世帯総数	核家族世帯総数				
岐阜県	世帯数	735,702	556,494	422,143	148,110	79,872	201,358	326,558
	割合 (%)	—	75.6	57.4	20.1	10.9	27.4	44.4
郡上市	世帯数	14,575	11,695	7,315	3,138	1,439	3,937	9,075
	割合 (%)	—	80.2	50.2	21.5	9.9	27.0	62.3
八幡町	世帯数	5,238	4,009	2,744	1,270	390	1,084	3,256
	割合 (%)	—	76.5	52.4	24.2	7.4	20.7	62.2
都市計画区域	世帯数	3,040	2,249	1,644	804	197	576	1,925
	割合 (%)	—	74.0	54.1	26.4	6.5	18.9	63.3
中心市街地	世帯数	1,640	1,178	832	421	86	273	1,171
	割合 (%)	—	71.8	50.7	25.7	5.2	16.6	71.4

※国勢調査の値を使用。ただし、国勢調査の地区区分と都市計画区域境が異なるため、おおよその都市計画区域の範囲のデータの合算値で代用

(2) 産業

①産業大分類別就業者数（八幡町）

八幡町の産業大分類別就業者数の推移をみると、第2次産業である製造業の減少傾向が強い一方で、不動産業・サービス業および卸売業・小売業・飲食店が増加しており、特に卸売業・小売業・飲食店は平成12年から平成22年の10年間で大きく増加している。



■産業大分類別就業者数の推移（八幡町）[人数]

(人)

	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	運輸 通信業	卸売業 小売業 飲食店	金融 保険業	不動産業・ サービス業	公務 他に分類 されないもの	分類不能の 産業	合計
S60	657	186	2	24	1,019	3,006	36	424	1,836	217	1,863	282	5	9,557
H2	359	143	4	16	994	2,957	26	406	1,719	210	1,814	316	1	8,965
H7	201	94	4	11	1,285	2,538	33	350	1,668	195	2,088	351	0	8,818
H12	221	64	2	30	1,188	2,019	36	328	1,595	193	2,164	341	3	8,184
H17	282	63	3	7	1,030	1,712	23	267	1,807	147	2,072	315	6	7,734
H22	211	80	4	8	769	1,645	28	307	1,728	148	1,433	252	120	6,733
増減率 (%)	32.1	43.0	200.0	33.3	75.5	54.7	77.8	72.4	94.1	68.2	76.9	89.4	2,400.0	70.5

■産業大分類別就業者数の推移（八幡町）[割合]

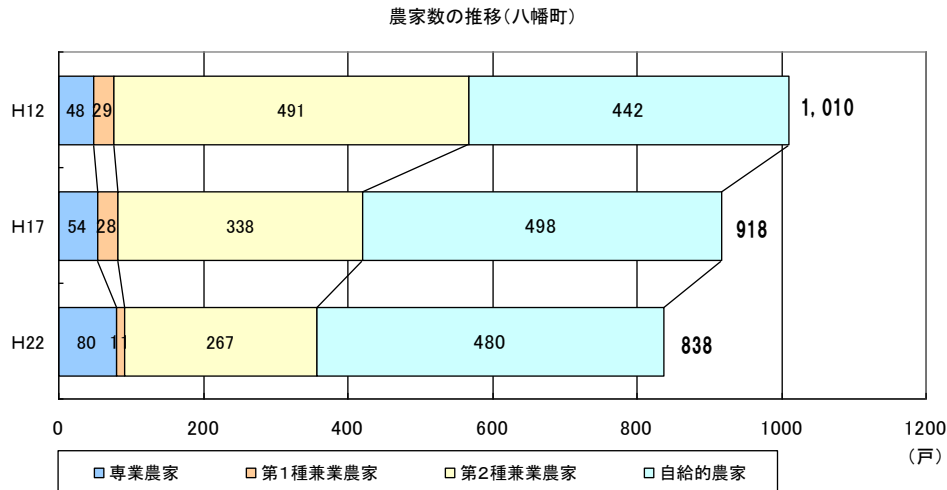
(%)

	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	運輸 通信業	卸売業 小売業 飲食店	金融 保険業	不動産業・ サービス業	公務 他に分類 されないもの	分類不能の 産業	合計
S60	6.9	1.9	0.0	0.3	10.7	31.5	0.4	4.4	19.2	2.3	19.5	3.0	0.1	100.0
H2	4.0	1.6	0.0	0.2	11.1	33.0	0.3	4.5	19.2	2.3	20.2	3.5	0.0	100.0
H7	2.3	1.1	0.0	0.1	14.6	28.8	0.4	4.0	18.9	2.2	23.7	4.0	0.0	100.0
H12	2.7	0.8	0.0	0.4	14.5	24.7	0.4	4.0	19.5	2.4	26.4	4.2	0.0	100.0
H17	3.6	0.8	0.0	0.1	13.3	22.1	0.3	3.5	23.4	1.9	26.8	4.1	0.1	100.0
H22	3.1	1.2	0.1	0.1	11.4	24.4	0.4	4.6	25.7	2.2	21.3	3.7	1.8	100.0

②農業

＜農家数（八幡町）＞

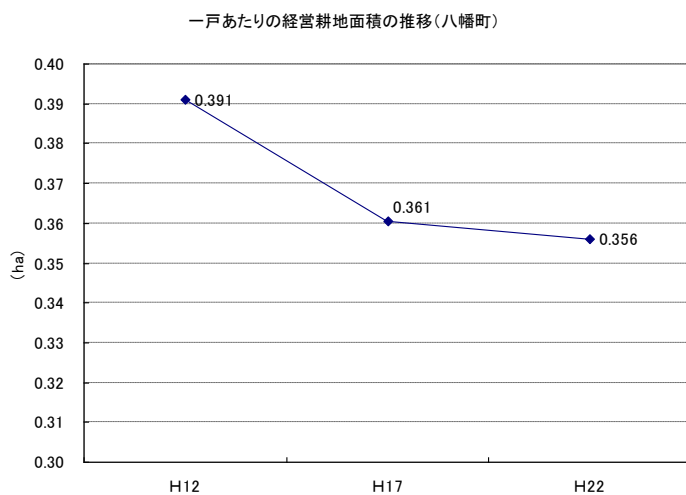
八幡町の農家数は、平成 22 年で 838 戸、その内、第 2 種兼業農家が全体の約 3 割、自給的農家が半数以上を占めている。平成 12 年と比較すると、農家総数は約 17%、兼業農家は約 46.5% も減少している。一方で、近年は専業農家数が微増している。



＜経営耕地面積（八幡町）＞

八幡町の経営耕地面積は、農家数と同様に減少しており、平成 22 年が 298ha と平成 12 年の 395ha と比べると約 4 分の 3 に減少している。

一戸あたりの経営耕地面積は、平成 12 年の 0.391ha から平成 22 年には 0.356ha に減少しており、営農規模は縮小化している。

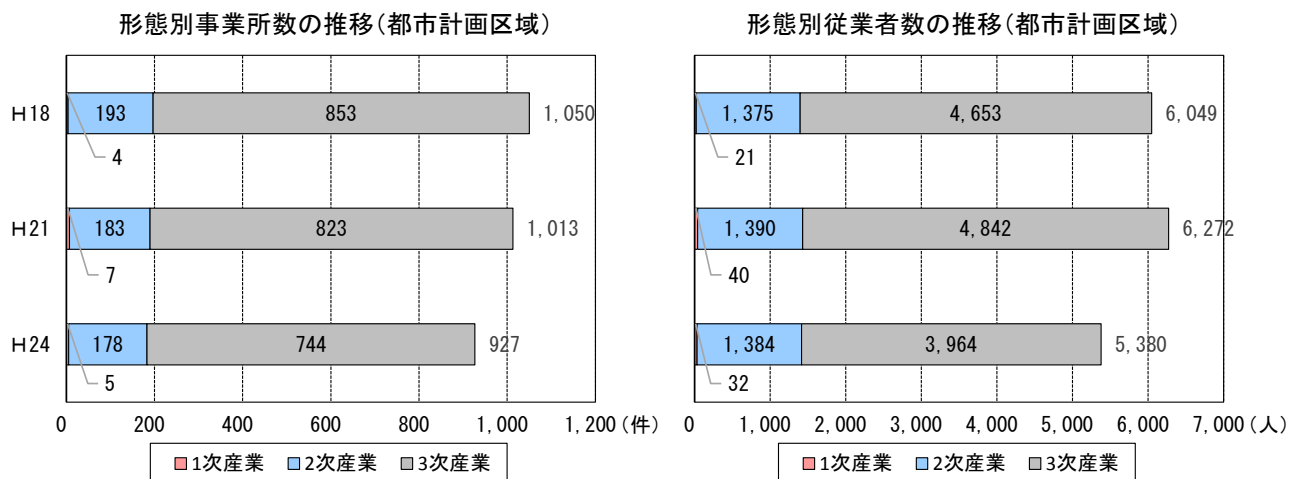


■経営耕地面積の推移（八幡町）

	経営耕地面積 (ha)	総農家数 (戸)	一戸あたり経営耕地面積 (ha)
H12	395	1,010	0.391
H17	331	918	0.361
H22	298	837	0.356

<形態別事業所数・従業者数（都市計画区域）>

都市計画区域の事業所数および従業者数はいずれも減少傾向であり、平成18年からの6年間で、事業所数は88.3%、従業者数は89.0%に減少している。



■形態別事業所数・従業者数の推移（都市計画区域）[件数・人数]

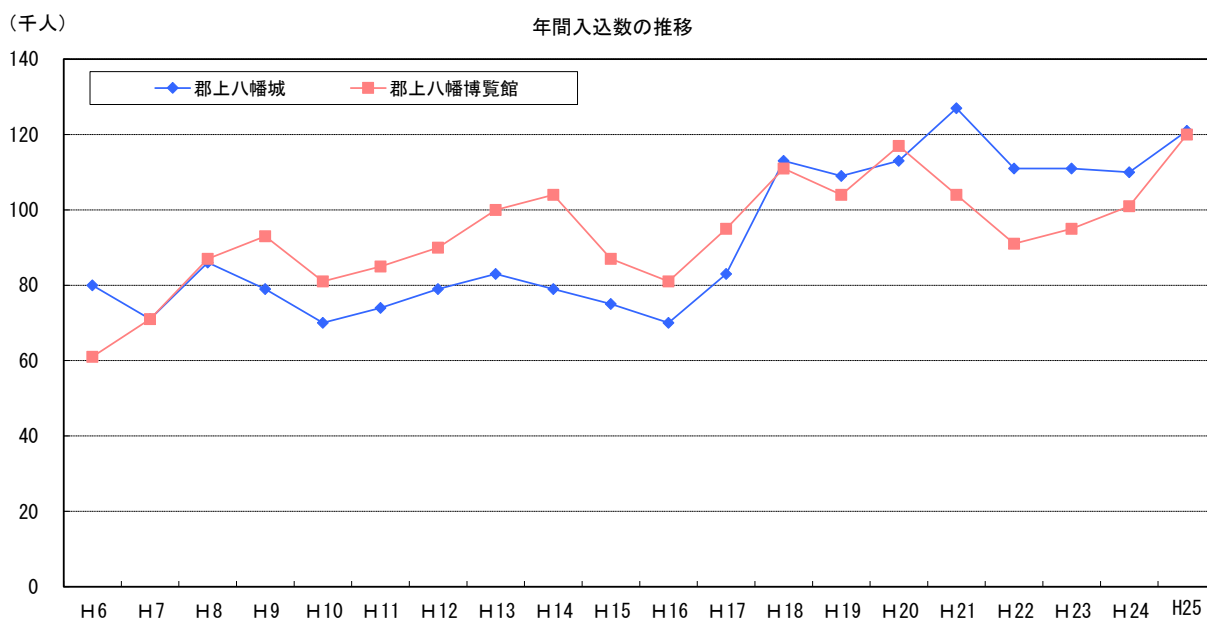
		事業所数（件）			従業者数（人）		
		H18	H21	H24	H18	H21	H24
1次産業	農林漁業	4	6	5	21	32	32
	鉱業	0	1	0	0	8	0
2次産業	建設業	86	84	80	557	556	540
	製造業	104	95	96	773	762	801
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	4	2	45	72	43
3次産業	情報通信業	10	8	6	54	63	48
	運輸業	9	10	11	125	199	200
	卸売・小売業	331	302	285	1,400	1,347	1,298
	金融・保険業	15	18	17	248	235	312
	不動産業、物品賃貸業	12	14	13	20	40	30
	学術研究、専門・技術サービス業	—	32	24	—	162	86
	飲食店、宿泊業	175	174	155	607	705	590
	生活関連サービス業、娯楽業	—	98	93	—	230	246
	教育、学習支援業	48	40	28	276	242	100
	医療、福祉	45	52	51	685	781	628
	複合サービス事業	7	6	6	139	56	203
	サービス業（他に分類されないもの）	189	59	55	669	288	223
	公務（他に分類されないもの）	12	10	—	430	494	—
合計		1,050	1,013	927	6,049	6,272	5,380

※平成18年は事業所・企業統計調査、平成21・24年は経済センサス活動調査による
※一部、都市計画区域外も含む

④観光入込動向

郡上八幡城と郡上八幡博覧館の年間入込数の推移をみると、平成 25 年度は平成 6 年度比で郡上八幡城が 151.3%、郡上八幡博覧館が 196.7%と増加している。

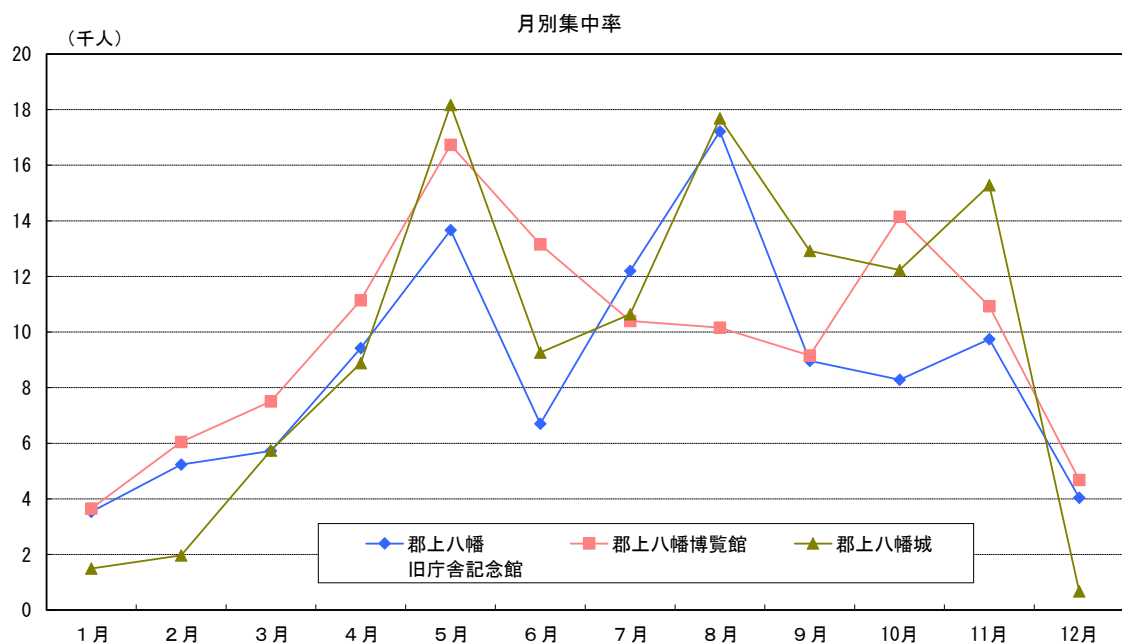
月別集中率をみると、何れの施設も 12～3 月にかけては入込が少ない。郡上八幡博覧館は月による変動が少ないが、郡上八幡旧庁舎記念館および郡上八幡城はゴールデンウィークのある 5 月が最も入込が多くなっている。しかし、20 年ほど前までは、7～9 月の夏季に年間の観光客数の約 7 割が集中していたことを踏まえると、観光活性化の様々な取り組みの効果もあり、夏季集中型ではあるものの、通年型への移行傾向も読み取れる。



■年間入込数の推移 (千人)

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
郡上八幡城	80	71	86	79	70	74	79	83	79	75
郡上八幡博覧館	61	71	87	93	81	85	90	100	104	87

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25/H6
郡上八幡城	70	83	113	109	113	127	111	111	110	121	151.3%
郡上八幡博覧館	81	95	111	104	117	104	91	95	101	120	196.7%



■月別集中度 (H26)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	各施設計
郡上八幡旧庁舎記念館	人数(人)	3,533	5,230	5,724	9,421	13,662	6,699	12,196	17,215	8,960	8,282	9,739	4,036	104,697
	月別集中度(%)	3.4	5.0	5.5	9.0	13.0	6.4	11.6	16.4	8.6	7.9	9.3	3.9	100.0
郡上八幡博覧館	人数(人)	3,649	6,044	7,505	11,148	16,734	13,152	10,402	10,157	9,155	14,143	10,927	4,676	117,692
	月別集中度(%)	3.1	5.1	6.4	9.5	14.2	11.2	8.8	8.6	7.8	12.0	9.3	4.0	100.0
郡上八幡城	人数(人)	1,497	1,969	5,743	8,877	18,164	9,266	10,642	17,685	12,921	12,228	15,278	675	114,945
	月別集中度(%)	1.3	1.7	5.0	7.7	15.8	8.1	9.3	15.4	11.2	10.6	13.3	0.6	100.0

(3) 土地利用

①土地利用状況(都市計画区域)

八幡市街地は、周囲を急峻な山地に囲まれ、その山間を縫って流れる長良川、吉田川、小駄良川沿いの限られた平地に形成されている。吉田川と小駄良川の合流点付近に位置する中心市街地に商業施設の集積が見られ、周辺部に向かうにつれ、商・工・住の混在型となっている土地利用形態は、「八幡町都市計画マスタープラン」が策定された平成8年度以降も大きな変化は見られない。

都市計画区域の用途区分別面積をみると、田が昭和63年から平成21年の間に約半分に減少しており、道路用地、住宅用地がそれぞれ134.4%、137.6%と増加している。特に区画整理事業が行われた五町、小野地区は田が減少し、商業用地または住宅用地が増加している。また水面・河川・水路は73.4%と減少している。

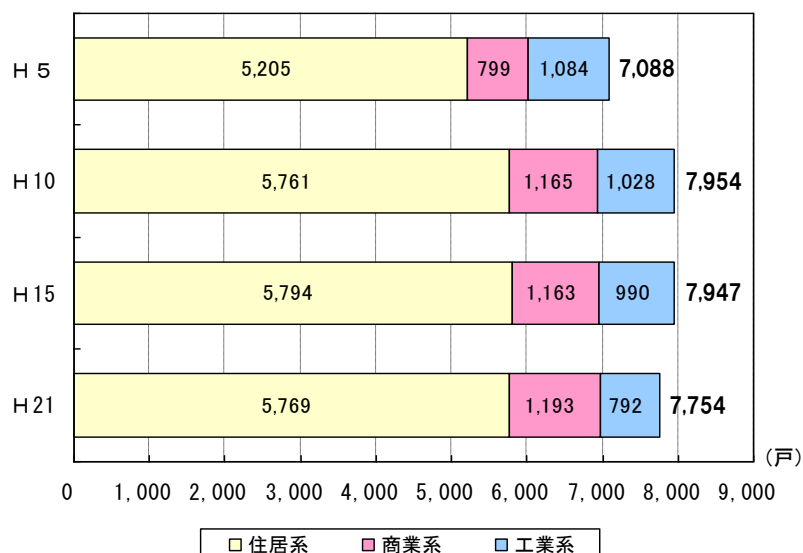
■用途区分面積（都市計画区域）

	S 63		H 21		増減率（％） [H21／S63]
	面積（㎡）	割合（％）	面積（㎡）	割合（％）	
田	405,823	5.0	206,600	2.5	50.9
畑	294,099	3.6	241,100	2.9	82.0
採草放牧地	0	0.0	0	0.0	—
山林	5,050,116	61.7	4,976,100	60.8	98.5
原野	153,273	1.9	150,800	1.8	98.4
水面・河川・水路	267,829	3.3	196,600	2.4	73.4
道路用地	381,123	4.7	512,400	6.3	134.4
鉄道用地	65,311	0.8	43,500	0.5	66.6
その他（A）	71,480	0.9	33,600	0.4	47.0
小計（A）	6,689,054	81.8	6,360,700	77.8	95.1
住宅用地	544,211	6.7	749,000	9.2	137.6
商業用地	344,967	4.2	326,900	4.0	94.8
工業用地	188,583	2.3	161,200	2.0	85.5
公園用地	45,800	0.6	79,000	1.0	172.5
学校用地	110,552	1.4	103,100	1.3	93.3
公共用地	143,096	1.7	121,700	1.5	85.0
その他（B）	113,737	1.4	278,400	3.4	244.8
小計（B）	1,490,946	18.2	1,819,300	22.2	122.0
合計	8,180,000	100.0	8,180,000	100.0	100.0

②建物用途別戸数の推移（都市計画区域）

都市計画区域の建物用途別戸数をみると平成5～10年にかけて住居系および商業系の建物が大きく増加している。平成10年以降はあまり大きな変動はないが、工業系の建物が減少し、商業系の建物が微増しており、商業系と工業系の建物の割合が逆転している。

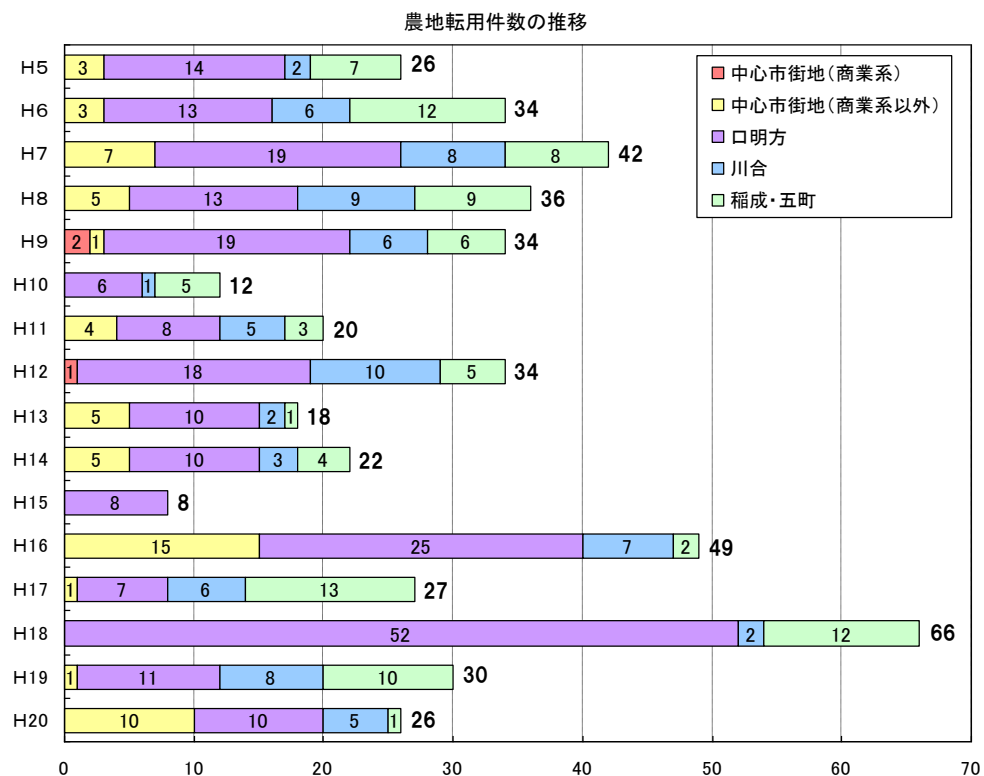
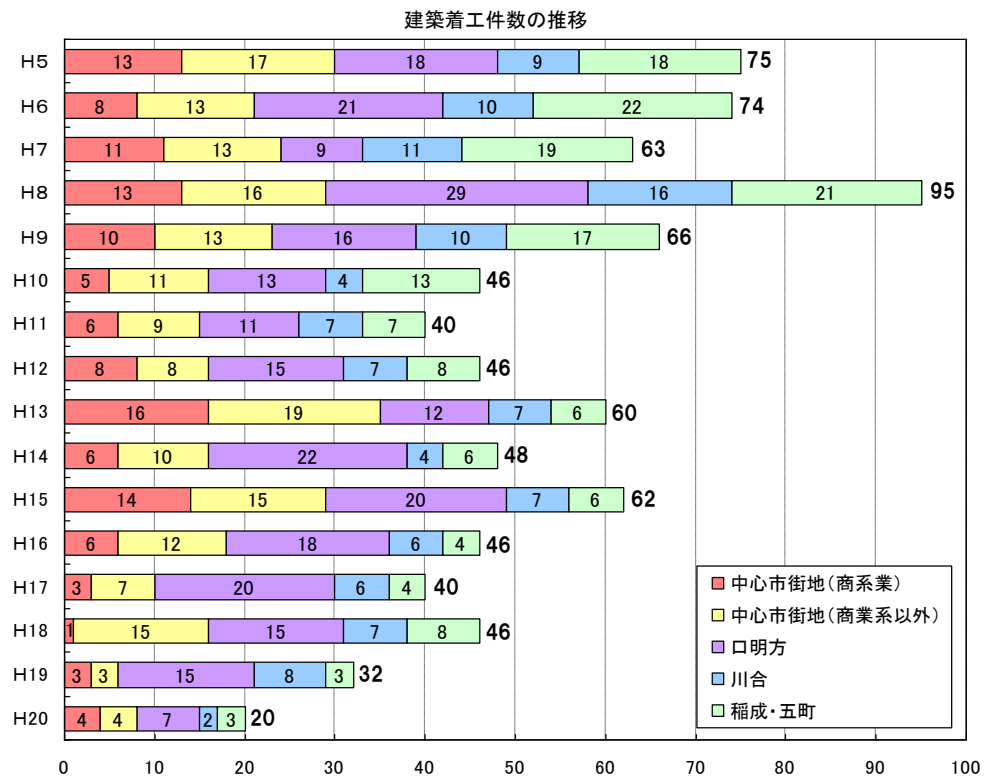
建物用途別戸数の推移（都市計画区域）



③地区別の建築着工件数・農地転用件数（都市計画区域）

都市計画区域の建築着工件数の推移をみると、平成8年が95件と最も多く、徐々に減少傾向となっており、平成20年は20件と過去16年間で最も少なくなっている。地区別にみると口明方地区が平成5年からの16年間で261件と最も多い。

農地転用件数は年による変動があり、大きな増減傾向は確認できないが、建築着工件数と同様、口明方地区が平成5年からの16年間で243件と最も多い。



(4) 防災

①危険箇所所在状況・避難場所の分布

都市計画区域内の洪水による浸水区域については、長良川沿いの城南町に想定水深 2.0～5.0mの区域がある他、吉田川沿いの大正町や桜町等に想定水深 1.0～2.0mの区域が存在するが、中心市街地の大部分については浸水区域外となっている。また、土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜）については、73 箇所が警戒区域に指定されており、内 64 箇所が特別警戒区域となっている。被災時の避難所としては、現在 11 箇所が指定避難所となっている。

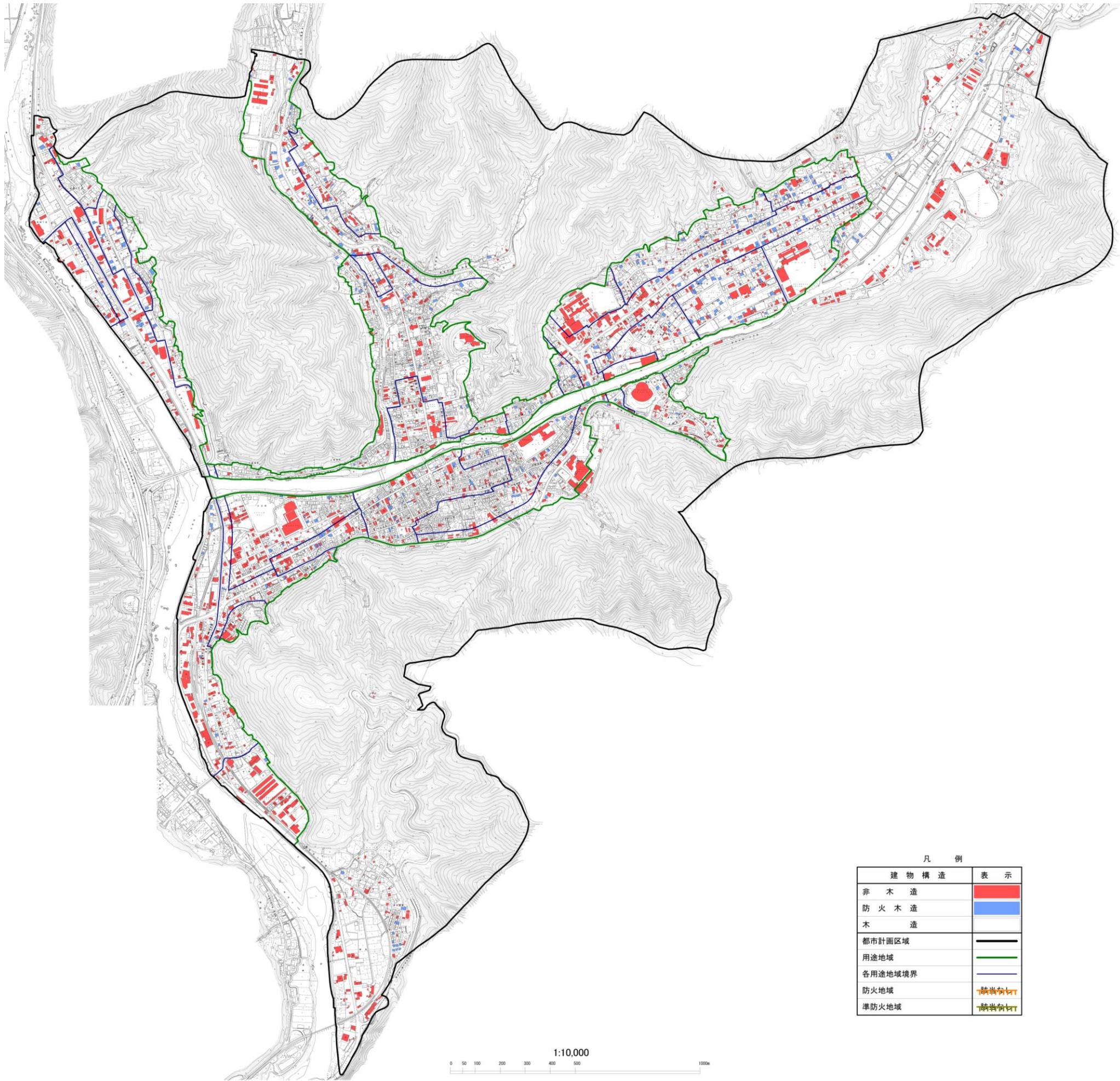
■指定避難所

収容 自治会	施設名	所在地	収容面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	危険区域 内種別		
					洪水	急傾斜	土石流
八幡北部	八幡公民館	殿町46-1	342	171			○
八幡東部	八幡小学校体育館	島谷8	840	420			
八幡東部	郡上市総合文化センター	島谷207-1	739	369		○	
八幡東部	郡上市総合スポーツセンター	旭1130-1	3,365	1,682			
八幡南部	郡上八幡南部コミュニティ消防センター	大正町54	103	51			
八幡南部	郡上八幡中央コミュニティ消防センター	島谷1010-2	109	54			
八幡南部	栄町・今・今小町集会所	島谷1123	58	29			
川合西部	八幡第2公民館	五町3-18	140	70			
小野・口明方南部	八幡中学校体育館	小野8-5-1	1,222	611			
小野・口明方南部	郡上八幡青少年センター	小野8-5-2	522	261			
小野	郡上高等学校体育館	小野970	1,495	747			

②建物構造別立地状況

都市計画区域内の建物構造は、特に中心市街地は木造建築物が密集している状況であり、道路幅が狭いことも含め、火災に対しては脆弱な状況となっている。

■建物構造別現況図（H21）



1-3 八幡市街地におけるこれまでのまちづくりの経緯

ここでは、八幡市街地におけるこれまでのまちづくりの経緯を振り返るとともに、特に都市計画に関わる、用途地域指定による土地利用の計画的誘導、市街地整備、および歴史資源を活かした景観まちづくりに関するこれまでの取組みについて整理を行う。

(1) これまでのまちづくりの流れ

＜水環境の保全・活用、ポケットパークの整備推進＞

八幡市街地における水環境の保全・活用の取組みは、昭和 52（1977）年に渡部一二（当時、多摩美術大学講師）等による水環境調査研究グループが、郡上八幡の個性的で豊かな水環境に関する調査のまとめ・発表を行なったことに始まる。この調査をきっかけとして、住民が自らの水環境の価値を再認識し、水を活かした町並みづくりの動きが始まり、昭和 57（1982）年に「八幡町水を活かしたまちづくり構想」が策定される。また、住民や行政職員による郡上八幡の風情の喪失に危惧する声に対して、昭和 59（1984）年の町の総合計画策定時に「郡上八幡らしさ」を見直すことが提案され、景観形成と水環境の保全が大きなテーマとして位置づけられた。

水環境の豊かさの再認識から、それを活かすための空間整備（用水・井戸・水舟などを核としたポケットパークや水辺の遊歩道）が昭和 60（1985）年頃より進められた。ポケットパークの整備に際しては住民も加わって適地の検討を行なうなど、ハードとソフトの両面において住民と行政が接点を持ちつつ公共空間の整備を進められた。

＜街なみ環境整備、空き家対策、歴史まちづくりの展開＞

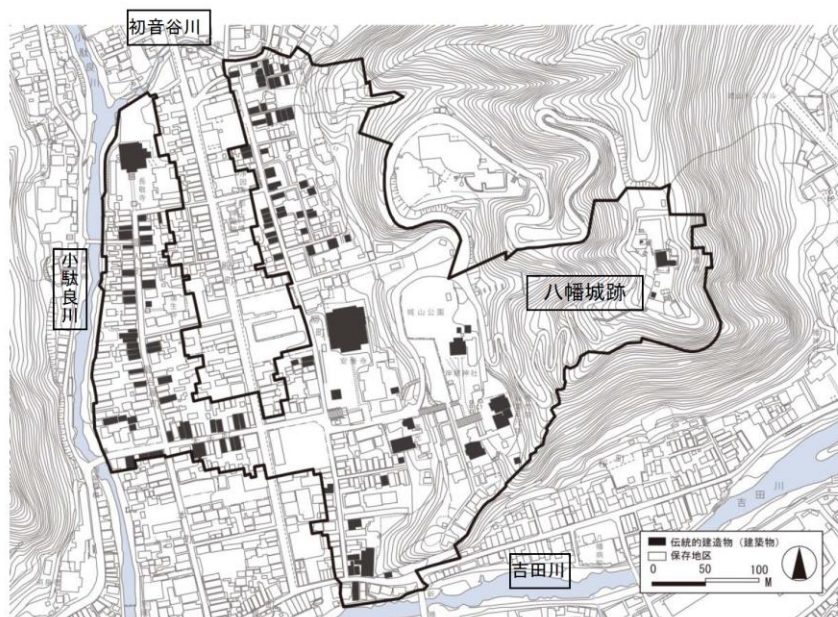
このような水環境を意識したまちづくりが行われていく中で、個々の建物の集合としての町並みづくりが展開され始めてきた。昭和 59（1984）年の八幡町による町並み調査によって、自らの町には大正・昭和初期の建物が多く残されていることに改めて気付いた柳町の住民が、町並み保存会を昭和 61（1986）年に組織し、町内の水路の整備と管理と並行して、建物のデザイン基準制定と審査などが行われてきた。柳町に始まったこの活動は近隣の職人町、鍛冶屋町にも広がりを見せる。また平成 3（1991）年には、対象エリアを八幡都市計画区域とした景観条例を制定し届け出制度も開始された。この条例を基に展開されてきた景観賞選定事業とともに、市街地での大規模建築に対する景観的指導など多くの成果を上げている。

こうした中、平成 8（1996）年に「八幡町都市計画マスタープラン」が策定され、90 年代後半になって顕在化してきた様々な課題に対応するための施策が位置づけられた。平成 10（1998）年には八幡市街地のまちづくりを考える「まちづくり協議会」が発足し、行政サイドでは、市街地の残された拠点整備実現のために旧建設省の街なみ環境整備事業の認可をうけ、道路の美装化や照明整備等が進められた。

一方で、町並み保全や市街地活性化の観点から、空き家の増加が大きな課題として認識されるようになり、平成 8（1996）年より空き家調査が実施され、課題解決のための方策の検討等が行われた。その一環として空き家活用ワークショップが開催され、町屋本右衛門や町家伊之助などの空き家活用の取組みが展開されている。

また、街なみ環境整備事業を活用した建物修景助成事業が展開され、歴史的町並み景観が整ってくる中で、平成 17（2005）年に歴史的建造物の悉皆調査が実施された。この調査を通じ、市街地 46 町内会にある約 3,000 棟の建物の内 1,237 棟が歴史的価値のある建造物として確認された。平成 22（2010）年からは伝統的建造物群保存地区の指定に向けた保存対策調査が行われ、平成 24 年 8 月に郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区に都市計画決定するとともに、保存計画を策定し告示した。平成 24（2012）年 12 月には、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区が重伝建地区に選定されている。さらに平成 26（2014）年 2 月には、歴史まちづくり法に基づく郡上市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けている。

■郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区の範囲



<市街地環状道路整備、市街地内交通対策>

八幡市街地の道路については、昭和 33 年に着手された都市計画事業の中で整備が進められてきた。昭和 50 年代以降は、中心市街地の空洞化に歯止めをかけるため、外周道路による基幹道路整備は進めるが、まち中に関しては城下町の頃の魅力ある市街地を継承していく方向に方針転換がなされた。そのため、昭和 50 年に都市計画道路を変更し、南町を横断・縦断する都市計画道路を見直し、外周道路と北町の殿町通りを延長する（山本・初音線）整備方針が策定された。しかし、平成 8 年度に策定された「八幡町都市計画マスタープラン」の中で、この山本・初音線について見直しの必要性が示され、平成 14 年に都市計画道路の廃止が決定している。市街地環状道路については、平成 7（1995）年の町道中坪小野線の開通で完成している。

市街地内を通る都市計画道路が廃止になる中で、平成 10（1998）年に「八幡町市街地地区交通計画」が策定される。また平成 13（2001）年に、住民・団体・企業・有識者・行政の代表からなる「交通円滑化検討委員会」が発足し、平成 13、14 年度に交通円滑化の社会実験が行なわれた。この社会実験のひとつとして、コミュニティバスの運行が行なわれ、その効果が確認されたことから、平成 15 年より低床バス「まめバス」の運行を開始している。

	1982 (S57)				1985 (S60)				1990 (H2)				1995 (H7)				2000 (H12)				2005 (H17)				2010 (H22)			
計画・構想	●八幡町第一次総合計画「水と踊りと心のふるさと」				●八幡町ローカルフロント構想				●八幡町第二次総合計画				●定住促進基本構想				●郡上市総合計画基本構想				●郡上市市民協働指針							
	●八幡町水を活かしたまちづくり構想				●郡上八幡快適な商店街づくり構想				●宗祇水界隔整備構想構想				●八幡町都市計画マスタープラン				●八幡町住宅マスタープラン				●郡上市住宅計画策定				●郡上市商工振興ビジョン ●郡上市観光振興ビジョン			
水環境と街並みの保全・整備	●八幡町ポケットパーク構想																											
	ポケットパーク整備推進				・やなか水の小径整備				・安養寺ポケットパーク整備				・樹形ポケットパーク整備								・大正町公園整備							
	水環境の保全・活用				・吉田川親水遊歩道整備				・いがわ小径修景・ライトアップ ・島谷用水親水遊歩道整備				・小駄良川堰堤 遊歩道整備				・北町用水・柳町用水整備				・吉田川河畔歩道照明整備 ・尾崎水屋改修整備							
					・下水道基礎調査実施				・下水道整備都市計画決定				・郡上八幡都市環境センター供用開始				・下水道整備事業完了											
道路・交通	街並み環境整備				・市街地街並み調査・柳町の水路・道路・建物整備				●郡上八幡景観条例（景観審議会設立） ・職人町・鍛冶屋町の水路・道路・建物整備				●景観形成基本計画 ●街なみ環境整備事業（道路美装化、照明整備等）⇒⇒⇒				●都市再生整備計画（八幡中央地区）⇒⇒⇒				●郡上市景観計画							
													歴史まちづくりの展開				・街環地区まちなみづくり町民協定締結 ・建物修景助成事業開始				・重文建物詳細調査・伝建候補地区検討調査							
									空き家対策				・空き家調査（位置・外観、所有者意向、方策検討）⇒				・空き家活用WS⇒町屋本右衛門オープン ・空き家利活用実験（チャレンジショップ）				・伝建指定に向けた保存対策調査							
					・まち中案内サイン整備整備				・郡上八幡トンネル開通 ・城山トンネル開通				●八幡町市街地地区交通計画 ・八幡町高速シャトルバス運行開始				●市街地交通誘導基本計画（案内標識設置）				・八幡地区歩行者用サイン整備 ・市道郡上市民病院線供用							
住民組織活動	・柳町町並み保存会発足				・職人町町並み保存会発足				・鍛冶屋町町並み保存会発足				・郡上八幡市街地まちづくり協議会設立 ・郡上八幡産業振興公社設立				・城下町倶楽部発足 ・郡上市交流・移住推進協議会発足				・NPO水の学校発足							
施設					★郡上八幡博覧館オープン				★役場庁舎・防災センター完成				★郡上八幡旧庁舎記念館オープン ★郡上八幡楽藝館オープン ★郡上八幡総合スポーツセンターオープン				★郡上八幡市民病院完成				★八幡福祉センター完成							
	○「宗祇水」名水百選選定				○「やなか水の小径」手づくり郷土賞 ○「潤いのあるまちづくり」自治大臣表彰 ○「鮎はね床止め」手づくり郷土賞				○「いがわと親しむ会」県知事表彰 ○「郡上踊」重要無形民俗文化財指定 ○「吉田川の川遊び」日本の音風景百選選 ○「柳町町並み保存会」建設大臣功労賞 ○八幡町が国土庁の「水の郷」に認定				○八幡市街地が全国都市景観百選選定				○「城下町郡上八幡の町並み」美しい日本の歴史的風土100選選定				○北町重伝建地区選定							
トピック					・「郡上八幡ふるさと夢づくりへの提案」募集 ・愛知県稲沢市と友好都市提携 ・郡上おどり400年祭開催 ・「ふるさと創生読本ー郡上八幡の本」出版 ・八幡町合併40周年記念式典				・八幡第二小学校が川合小学校と統合 ・五町土地区画整理事業完了				・郡上市誕生 ・台風23号による被害 ・郡上CATV開局 ・NHK大河ドラマ「功名が辻」放映				・郡上ブランド認定制度創設 ・郡上市集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業 ・郡上八幡市民フォーラム開催 ・三重県志摩市友好都市提携 ・ぎふ清流国体開催											
広域道路網					・広域基幹林道白谷タ谷線開通（八幡～美並間） ・町内県道3路線が国道に昇格 ・公共林道中島戒仏線開通（八幡～明宝間）				・東海北陸美並～郡上八幡間開通 ・東海北陸郡上八幡～白鳥間開通 ・名津佐トンネル開通（国道156） ・大規模林道八幡高山線の八幡～和良区間開通				・東海北陸美濃～美並間4車線化 ・東海北陸美濃加茂和良線小那比バイパス開通				・東海北陸全線開通 ・東海北陸ぎふ大和～白鳥間4車線化 ・東海北陸郡上八幡～ぎふ大和間4車線化 ・ひるがのスマートIC本格運用開始											
社会情勢等	・円高不況 ・平成バブル景気 ・JRグループ発足 ・ふるさと創生一億円				・バブル崩壊 ・都市計画法改正 ・非自民連立政権誕生				・阪神・淡路大震災／地下鉄サリン事件 ・白川郷世界遺産登録 ・消費税5％へ引き上げ				・都市計画法改正 ・国債発行残高500兆円突破				・京都議定書発効 ・景観緑三法施行 ・愛知万博開幕				・観光立国推進基本法施行 ・歴史まちづくり法施行 ・民主党政権誕生 ・名古屋市でCOP10開催							

(2) 用途地域指定による土地利用の計画的誘導

八幡都市計画の決定は昭和30年に遡り、その後地区変更を重ね昭和44年の変更を経て現在の地域に至っている。また、用途地域指定状況については、昭和52年の決定に始まり、平成5年の都市計画法改正を受け、平成7年12月の決定にて現状の地域となっている。地域区分については、第二種低層住居専用地域、準住居地域、工業専用地域を除く9地域が指定されている。

中心市街地は、宅地規模が狭小で住宅が密集していることから、平成7年決定の建蔽率では住宅の建設が困難な状況も見られたことと、町並み保存の観点から平成15年6月に、第一種住居地域、第二種住居地域の建蔽率の緩和が行われ、一部60%から80%となった。なお、建蔽率緩和の対象となった地区は、平成3年に施行された「八幡町景観条例」で、景観保全区域や景観修景区域に指定され、「まちなみづくり町民協定」を締結した地区となっている。

■都市計画区域の面積

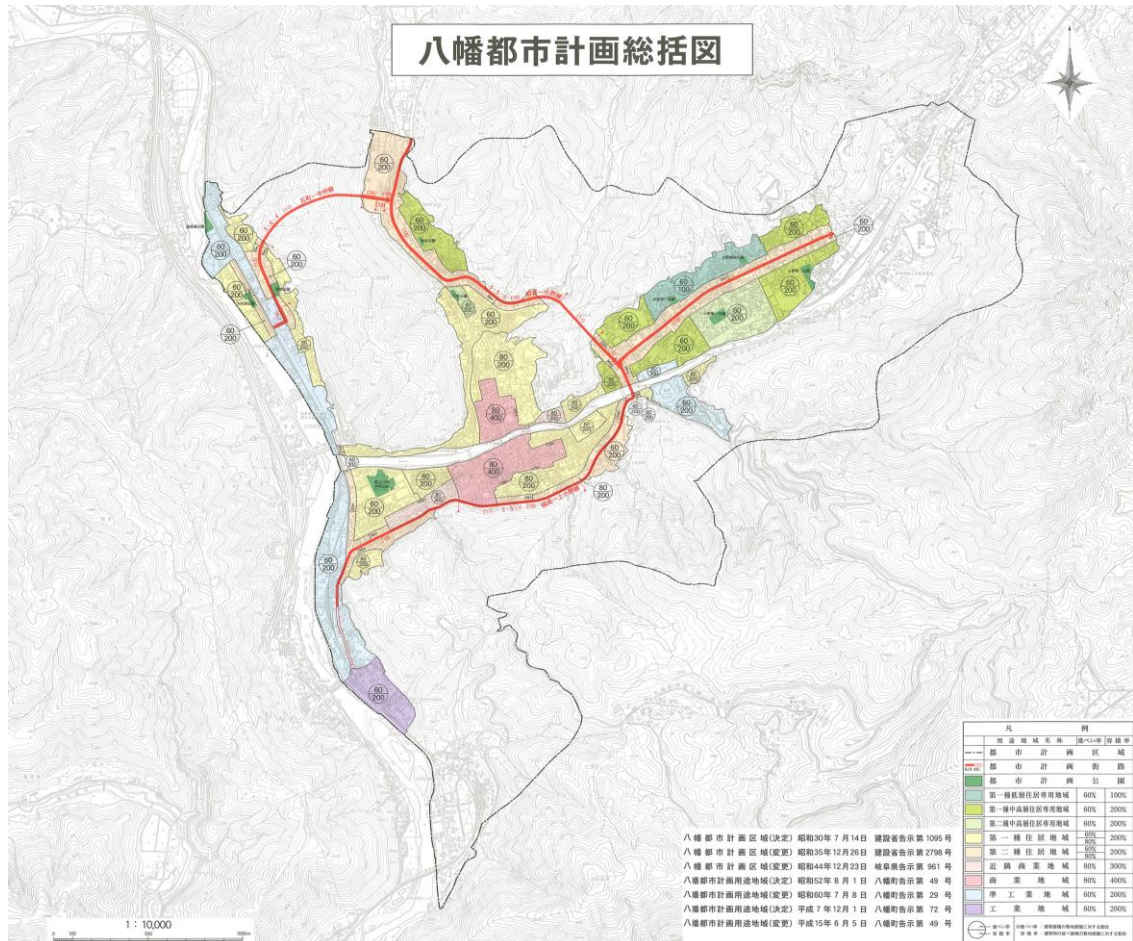
都市計画区域の面積 (ha)

用途地域内面積	用途地域外面積	合計
219.2	598.8	818.0

■用途指定面積

(ha)

用 途	面積
第1種低層住居専用地域	8.3
第1種中高層住居専用地域	24.0
第2種中高層住居専用地域	9.6
第1種住居地域	65.0
第2種住居地域	47.0
近隣商業地域	4.4
商業地域	17.0
準工業地域	37.0
工業地域	6.9
合 計	219.2



(3) 市街地整備

①都市計画事業の施行状況

平成 27 年 3 月末時点での都市計画事業の施行状況は以下の通りであり、土地区画整理事業については、初納土地区画整理事業を除き平成 10 年の五町土地区画整理事業をもって、概ねが完了となっている。また、平成 6 年より整備が進められてきた公共下水道についても、ほぼ完了となっている。

■都市計画事業の施行状況

事業の名称	事業場所	施行者	施行期間	進捗率 (%)	計画の概要
稲成上小野線街路	八幡町愛宕～城南町	岐阜県	S 39～S 55	100.0	L=1,707 W=12m
小野土地区画整理事業	八幡町小野	小野土地区画整理組合	S 46～S 55	100.0	A=39.2ha 戸数700戸 人口2,300人
大正町土地区画整理事業	八幡町大正町	大正町土地区画整理組合	S 48～S 52	100.0	A=1.8ha
中坪土地区画整理事業	八幡町中坪	八幡町	S 52～S 58	100.0	A=8.8ha 戸数203戸 人口812人
五町土地区画整理事業	八幡町五町	八幡町	S 55～H 10	100.0	A=23.7ha 戸数587戸 人口2,350人
二ツ岩公園	八幡町中坪	八幡町	S 56	100.0	A=0.13ha
新田公園	八幡町中坪	八幡町	S 56	100.0	A=0.13ha
大正町公園	八幡町大正町	八幡町	S 55～H 8	100.0	A=1.27ha
島谷都市下水道	八幡町城南町～島谷	八幡町	S 53～S 64	91.2	L=1,470m W=1.5m～6.8m
八幡町公共下水道事業	八幡町地内	八幡町	H 6～H 25	98.4	A=254ha 人口12,500人
神明公園	八幡町五町	八幡町	H 7	100.0	A=0.26ha

②道路・交通

<道路>

都市計画道路については、平成 14 年に町並み保存の観点から見直しが行われ、市街地内を南北に縦断する都市計画道路が廃止されたことにより、計画決定延長がそれまでの 8,740m から 7,490m に短縮されている。この内、7,150m が既に整備が完了、残りの 340m は暫定供用されており、中心市街地を取り囲む環状線としての機能を果たしている。一方で、中心市街地については、城下町特有の密集した家屋や町割により、複雑で幅員の狭い道路形態となっている。

また、自動車専用道路については、平成 20 年 7 月に全線開通し、以降、市内においても 4 車線化事業が進められ、広域交通の利便性は飛躍的に向上している。また濃飛横断自動車道については、平成 9 年に金山 I C ～下呂 I C 間が着工し、和良 I C ～金山 I C 間についても事業が進められている。

＜公共駐車場＞

中心市街地内における公共駐車場は、6箇所、収容台数 311 台となっている。「八幡町都市計画マスタープラン」が策定された平成 8 年度以降、新たに旧庁舎記念館駐車場、城下町プラザ駐車場が整備され、駐車容量は約 60 台増加しているが、同計画で必要台数として設定されている 950 台には遠く達していない。

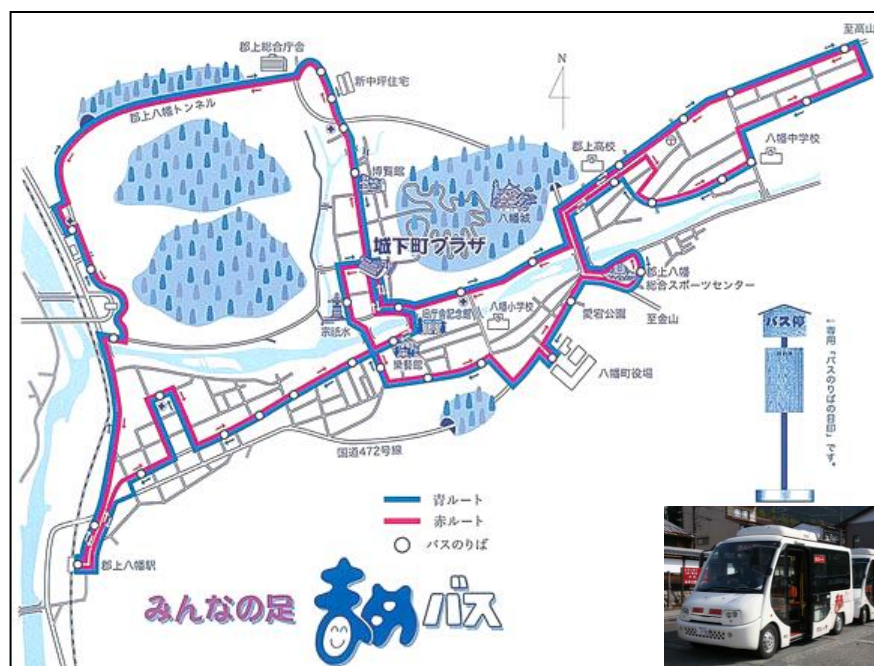
■市街地内公共駐車場設置状況

駐車場名	面積 (㎡)	収容台数	料金
旧庁舎記念館駐車場	1,149 ㎡	29 台	有料
日吉駐車場	848 ㎡	25 台	有料
愛宕駐車場	5,198 ㎡	158 台	有料
郡上八幡博覧館駐車場	1,024 ㎡	54 台	有料
城下町プラザ駐車場	1,815 ㎡	30 台	有料
駅前駐車場	838 ㎡	15 台	無料
計	10,872 ㎡	311 台	—

＜市街地内公共交通＞

「八幡町都市計画マスタープラン」が策定された平成 8 年当時は、中心市街地内を一日あたり計 77 本の路線バスが運行し、市街地内の交通混雑の要因ともなっていた。このような中、旧八幡町では、交通混雑の解消と歩行空間の確保による街の魅力の向上を目的に、平成 13 年に住民・団体・企業・有識者・行政の代表からなる「交通円滑化検討委員会」を発足させ、平成 13、14 年度に交通円滑化の社会実験を行なった。この社会実験のひとつとして、コミュニティバスの運行が行なわれ、その効果が確認されたことから、町では平成 15 年 3 月に条例を制定し、同 8 月に低床バス「まめバス」の運行が開始された。

「まめバス」には赤ルートと、赤ルートと逆方向にまわる青ルートの 2 ルートがあり、運行数は各ルートともに、夏季平日：10 本／日、冬季平日：9 本／日、日曜祝日：8 本／日となっている。



④公園・緑地・ポケットパーク

都市公園としては、在来の城山公園、愛宕公園があり、都市計画公園としては、土地区画整理に伴う街区公園が9箇所、近隣公園が1箇所の計12箇所存在する。なお、近隣公園である大正町公園は平成22年に郡上八幡中央公園としてリニューアルしている。

また、郡上八幡の特性である「城下町」「踊り」「水」をテーマとしたポケットパークが市街地内の33箇所に整備されている。

■八幡市街地のポケットパーク

名称	施設規模	内容	場所
1 水車ポケットパーク	A=49㎡	休憩施設等	愛宕町
2 惣門橋ポケットパーク	A=24.0㎡ L=8.5m	休憩施設	上ヶ洞
3 宗祇水		休憩施設	本町
4 宮が瀬こみち	L=135m	遊歩道	吉田川沿い
5 あじさいの道	L=64.4m	遊歩道	柳町
6 愛宕下道	L=121.6m	道路	中愛宕町
7 八幡大橋	L=50.3m	橋梁	上愛宕町、桜町
8 八幡大橋橋詰ポケットパーク	A=270㎡	休憩施設	上愛宕町
9 やなか水のこみち	A=292.5㎡	道・水路	新町、稲荷町
10 樹形ポケットパーク		休憩施設	上樹形町
11 稲荷町道路修景	L=290m	道路	稲荷町
12 柳町歴史的水路	L=515m	水路	柳町
13 中河原公園	A=840㎡	休憩施設・道路	尾崎町
14 樺広場、島谷流水プール	A=735㎡	水路・歩道・休憩施設	上愛宕町
15 城山遊歩道	L=238m	遊歩道	下柳町
16 井戸端こみち	L=35.8m	道路	大坂町
17 小野スポット		休憩施設	上小野
18 鮎跳ね床止め	L=55m	河川	上愛宕町、上桜町
19 安養寺公園	A=607㎡	水路・歩道・休憩施設	下柳町
20 惣門坂	A=24㎡	歩道	上ヶ洞
21 職人町歴史的水路	L=308m	水路	職人町
22 博覧館通り	L=46m	道路	柳町、殿町
23 中河原河川公園	A=2,900㎡	公園	尾崎町
24 吉田川親水遊歩道	L=245.5m	遊歩道	愛宕町
25 大手町スポット	A=26㎡	休憩施設	大手町
26 いがわこみち	L=115m	水路・遊歩道	常盤町
27 頼山陽公園	A=1,706㎡	公園	穀見
28 いたち坂ポケットパーク	A=151㎡	休憩施設	東乙原
29 門前たてまち	A=124㎡	歩道・水路・公衆便所	立町
30 相生中山ポケットパーク	A=840㎡	広場	相生字中山
31 博覧館前整備	A=173.0㎡ L=46.8m	道路	柳町
32 樹形水屋ポケットパーク	A=74.6㎡	水屋	下樹形町
33 城南コミュニティ広場	A=2,350㎡	ギャラリー・休憩施設	城南町

●9 やなか水のこみち 人間道路会議大賞 手づくり賞（H1建設省）

●18 鮎跳ね床止め 手づくり郷土賞（H4建設省）

●19 安養寺公園 メイクアップ優秀賞（H3岐阜県）

●26 いがわこみち 手づくり郷土賞（H6建設省）

L=道や水路の長さ

A=公園などの面積

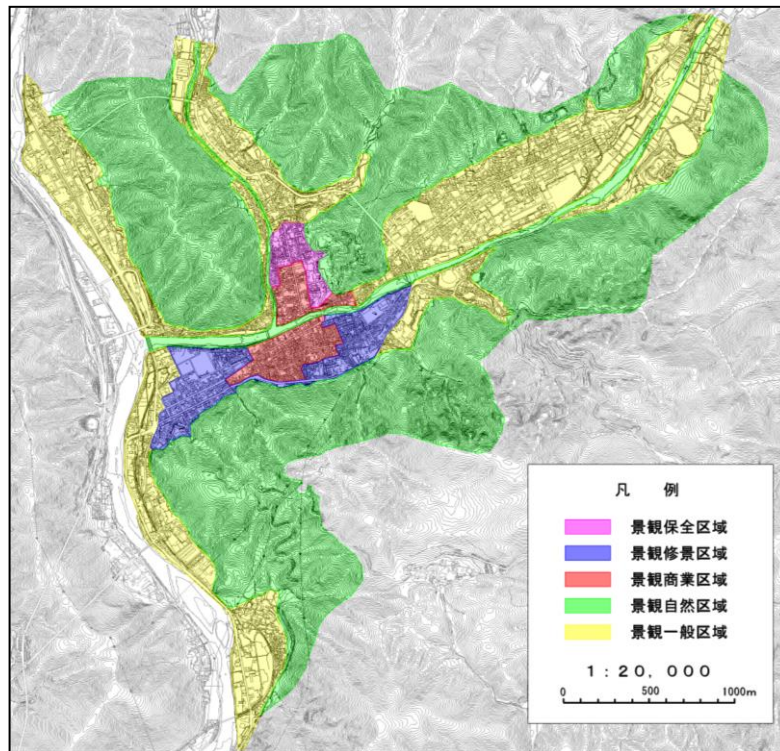
(4) 歴史資源を活かした景観まちづくり

①景観の規制・誘導と景観整備

旧八幡町では、平成3年に「八幡町景観条例」を制定し、八幡都市計画区域の景観の規制・誘導を行っている。平成14年には中心市街地のうち9地区で「まちなみづくり町民協定」が締結され、地区別のルールに基づいた建物等の審査が行われている。協定を締結した地区は平成15年に21地区、平成20年に9地区が加わり、現在36地区に至っており、平成25年度までの12年間で、計288の建物が同協定に基づく審査を受けている。但し、平成24年8月以降は、伝建地区内は伝建条例と保存計画で対応している。

さらに、平成11年に「街なみ環境整備事業構想」が策定され、平成13年度から街なみ環境整備地区を対象とした生活道路やポケットパーク等の施設整備が実施されている。

■八幡町景観条例による区域指定



■建物等審査実績

	中央 区域	東部 区域	南部 区域	北部 区域
H14年度	6	—	—	—
H15年度	14	4	4	1
H16年度	17	6	3	7
H17年度	18	8	3	5
H18年度	13	13	4	8
H19年度	11	9	0	3
H20年度	11	3	3	6
H21年度	6	2	4	1
H22年度	16	5	7	4
H23年度	5	7	10	4
H24年度	2	2	7	2
H25年度	12	3	6	3
合 計	131	62	51	44

②歴史的建造物の調査と重伝建地区の選定

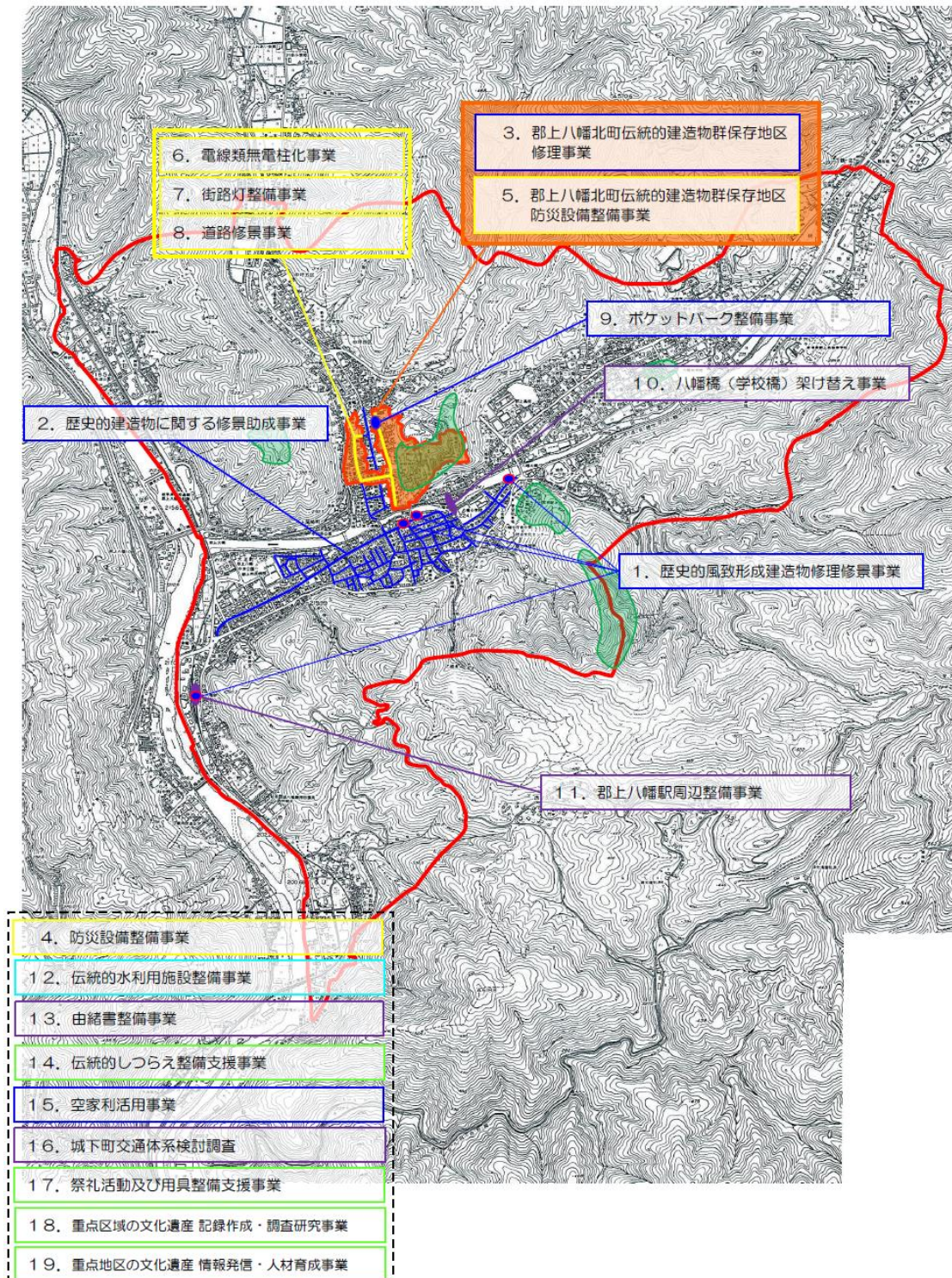
平成17年度に行われた「郡上八幡歴史的資源調査」の中で、中心市街地152.3haを対象とした建造物の悉皆調査を実施し、約3,000棟中1,237棟が歴史的価値のある建造物として確認された。平成18～19年度には、歴史的建造物の価値を明らかにするため、約100棟の実測調査を行い、核となる重要な歴史的建造物として3件、および重要な町並みを7箇所(16の通り)抽出している。この内、柳町、職人町、鍛冶屋町、大手町、城山を含む北町の一部が、平成24年12月28日に、全国で101地区目、県内では6地区目の重伝建地区に選定されている。

③郡上市歴史的風致維持向上計画の策定

市内の歴史的資源を活かした町づくりを推進するため、平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、平成 25 年度に郡上市歴史的風致維持向上計画を策定している。同計画では、八幡都市計画区域を重点区域として設定し、平成 26～35 年度の計画期間内に、歴史的風致の維持向上を図るため、以下に示すような様々な事業を導入することとしている。

■重点区域内の事業位置図

(出典：郡上市歴史的風致維持向上計画)



1-4 旧都市計画マスタープランの進捗状況

ここでは、平成8年に策定された旧都市計画マスタープランに位置づけられている施策の進捗状況を整理するとともに、旧都市計画マスタープラン策定後の取組み評価に関する住民アンケートの結果を示す。

(1) 旧都市計画マスタープランの進捗状況

＜自然環境の保全等に関わる施策＞

自然環境の保全等に関わる施策について、「2. 親水性や生態系に配慮した河川環境整備」については、乙姫川河川環境整備や島谷堰堤改修整備、吉田川水辺の散歩道整備など、また「3. 河川の水質浄化に関する取り組み」については、下水道整備が完了し、また下水処理施設（八幡都市環境センター）整備や北町用水や吉田川排水口の浄化施設改修が行われている。一方で、「4. 里山の自然環境の保全」や「5. 自然環境を活かしたアウトドアレクリエーションを楽しむ空間づくり」については、十分な対応を実施できていない。

＜景観・まち中環境整備に関わる施策＞

景観・まち中環境整備に関わる施策について、特に「6. まちなみづくり町民協定の締結や住民の美化活動等による良好な町並みづくり」「7. モデル地区における集中的な景観整備の実施」「11. 歴史的町並みに配慮した道路の修景・演出」については、国土交通省（当時、建設省）の補助事業である『街なみ環境整備事業』を導入したことで、まちづくり協議会が発足するとともに、中心市街地の9自治会で「まちなみづくり町民協定」が締結され、同協定に基づく町並みの修景整備が進められている。また景観に配慮した道路整備や水路整備も同事業を活用して進められている。

＜産業振興・まちの活力の創出に関わる施策＞

産業振興・まちの活力の創出に関わる施策について、空き家・空き地対策については、少子高齢化、人口減少に歯止めがかけられていない状況から、依然増加傾向にあるが、空き家利活用実験としてのチャレンジショップや、空き家利活用推進事業（町屋本右衛門、町家伊之助）が実施され、これら取り組みの効果により、若者の入居や店舗の立地も少数ではあるが見られる。一方で「18. 未利用地（空き地）に対する課税の見直し」「19. 「(仮)不動産銀行」の創設」といった取り組みは未実施となっている。

観光・交流等による産業活性化の取り組みについては、郡上八幡旧庁舎記念館や郡上八幡城下町プラザなど、集客の核となる施設整備が行われている。また郡上八幡産業振興公社が設立され、「達人座」「郡上おどり体験」等の体験プログラムが実施されるなど、一定の取り組み効果を確認できる。

なお、社会・経済情勢の変化もあり、「27. 郊外部における利便性の高い商業空間の形成」や「28. 郊外部における新規工業地の形成」については、特にそれに該当するような事業は実施されていない。

＜文化・まちの個性の創造に関わる施策＞

文化・まちの個性の創造に関わる施策については、特に「31. 郡上八幡の水文化に裏付けられた水環境施設整備」が重点的に実施されており、島谷用水、柳町用水、北町用水の環境整備がほぼ完了している。特に南町主要用水路である島谷用水は、取水堰堤、取水口、市街地内水路ともに老朽化が進み、また通水断面や水勢制御施設の不足、制御手法に対する住民周知や管理体制に課題があったが、施設整備や体制整備が実施されている。

また、「34. 歴史的資源に関する調査」については、市街地内の歴史的建造物悉皆調査から文化的な価値が明らかとなり、重伝建地区の選定につながっている。

＜道路・交通整備に関わる施策＞

道路・交通整備に関わる施策について、「36. 市街地内の安全・快適な道路環境づくり」については、必要に応じて道路改良工事や側溝改修工事、舗装工事等が実施されている。特に「39. 市街地内の公共交通システムの充実」については、交通社会実験を通じて、コミュニティバス（まめバス）の運行が実現化している。交通運用面では、「41. 中心市街地周辺における大型公共駐車場の整備とサイン等による案内」について、「市街地交通誘導基本計画」が策定され、車両用の案内標識が整備されたが、「42. 市街地内進入車両の交通規制（一方通行化等）と、通年型歩行者天国エリアの創出」については未実施となっている。

＜地域防災に関わる施策＞

地域防災に関わる施策について、「47. 町内会単位の地域消火体制と消火施設の充実」については防火貯水槽の整備、「48. 避難施設の充実と普及・啓発」については中央防災コミュニティセンターの整備やハザードマップの普及、「49. 治山・治水・砂防対策の充実」については急傾斜地の落石防止対策等が実施されているが、「46. 火災感知器や簡易スプリンクラーの設置、建築物の防火構造化等の防火対策に関する支援」については未実施となっている。

■旧都市計画マスタープランに位置づけられている施策の進捗状況

八幡町都市計画マスタープランに位置づけられている施策			実施状況
自然環境	1	緑のマスタープランの策定	×
	2	親水性や生態系に配慮した河川環境整備	○
	3	河川の水質浄化に関する取り組み	○
	4	里山の自然環境の保全	×
	5	自然環境を活かしたアウトドアレクリエーションを楽しめる空間づくり	×
景観・町なか環境	6	まちなみづくり町民協定の締結や住民の美化活動等による良好な町並みづくり	○
	7	モデル地区（町並み景観軸・河川景観軸）における集中的な景観整備の実施	○
	8	風致地区の指定や景観条例の制定による規制・誘導、および景観マニュアルの作成	○
	9	優良な景観対象物を顕彰する景観賞の実施、優良景観物指定と維持管理への補助	○
	10	景観相談員制度の導入、景観審議会の設置	○
	11	歴史的町並みに配慮した道路の修景・演出	○
	12	社寺等の歴史的景観や史跡名勝周辺の環境整備	○
	13	既存商店街の郡上八幡らしい統一デザイン化と個性づくり	○
	14	市街地内サインの統一化	○
	15	まち中におけるポケットパークの整備・都市公園の充実化	○
産業・活力	16	郊外部における良好な環境の住宅地の形成	○
	17	空き家・空き地を活用した新たな商店や工房等の誘致	○
	18	未利用地（空き地）に対する課税の見直し	×
	19	「(仮)不動産銀行」の創設（行政も積極的に参入する形での不動産情報の収集、提供、斡旋等）	×
	20	土地の流動化や適正配置を目的とした産業振興先導型事業の展開	○
	21	商工会や経営アドバイザーとのタイアップによる経営指導のできるシステムづくり	×
	22	通年型のイベントの充実・場づくり	○
	23	郡上八幡の特産品等を販売する集客の核となる施設整備	○
	24	地元産材の活用した内装、郡上八幡ならではの調理法による飲食店など、個性ある飲食店街への移行／宿泊施設と提携した地場産品の活用	×
	25	ライトアップ等による夜のまちの魅力づくり	○
文化・個性	26	国際交流の拠点づくり	×
	27	郊外部における利便性の高い商業空間の形成（商業施設誘致）	×
	28	郊外部における新規工業地の形成	×
	29	伝統産業への支援体制づくり（製品開発、流通ルート確保 等）	×
	30	伝統工芸や芸術芸能の展示、販売、実演等の場となる拠点施設の整備	○
	31	郡上八幡の水文化に裏付けられた水環境施設整備（水屋、共同洗い場、共同井戸 等）	○
道路・交通	32	水に関する新たな研究機関の誘致	○
	33	伝統的技術や伝統芸能の後継者育成、学習機会の創出	×
	34	歴史的資源に関する調査	○
	35	市街地周辺の道路環境整備	○
	36	市街地内の安全・快適な道路環境づくり	○
	37	歩道橋や老朽化した橋梁の補修・整備	○
	38	市街地内の歩行空間の充実と、史跡・名勝や水辺空間をつなぐ遊歩道づくり	○
	39	市街地内の公共交通システムの充実	○
	40	高速バスの利便性向上	×
	41	中心市街地周辺における大型公共駐車場の整備とサイン等による案内	○
防災	42	市街地内進入車両の交通規制（一方通行化等）と、通年型歩行者天国エリアの創出	×
	43	道の駅等の集客施設へのリアルタイムな交通情報の提供・ミニラジオ局等による情報提供	×
	44	公共ヘリポートの整備	○
	45	防災基本計画の策定	○
	46	火災感知器や簡易スプリンクラーの設置、建築物の防火構造化等の防火対策に関する支援	×
	47	町内会単位の地域消火体制と消火施設の充実（消防機材、消火栓 等）	○
	48	避難施設の充実と普及・啓発（緊急避難路、避難場所 等）	○
	49	治山・治水・砂防対策の充実（必要な施設整備と危険箇所の周知）	○

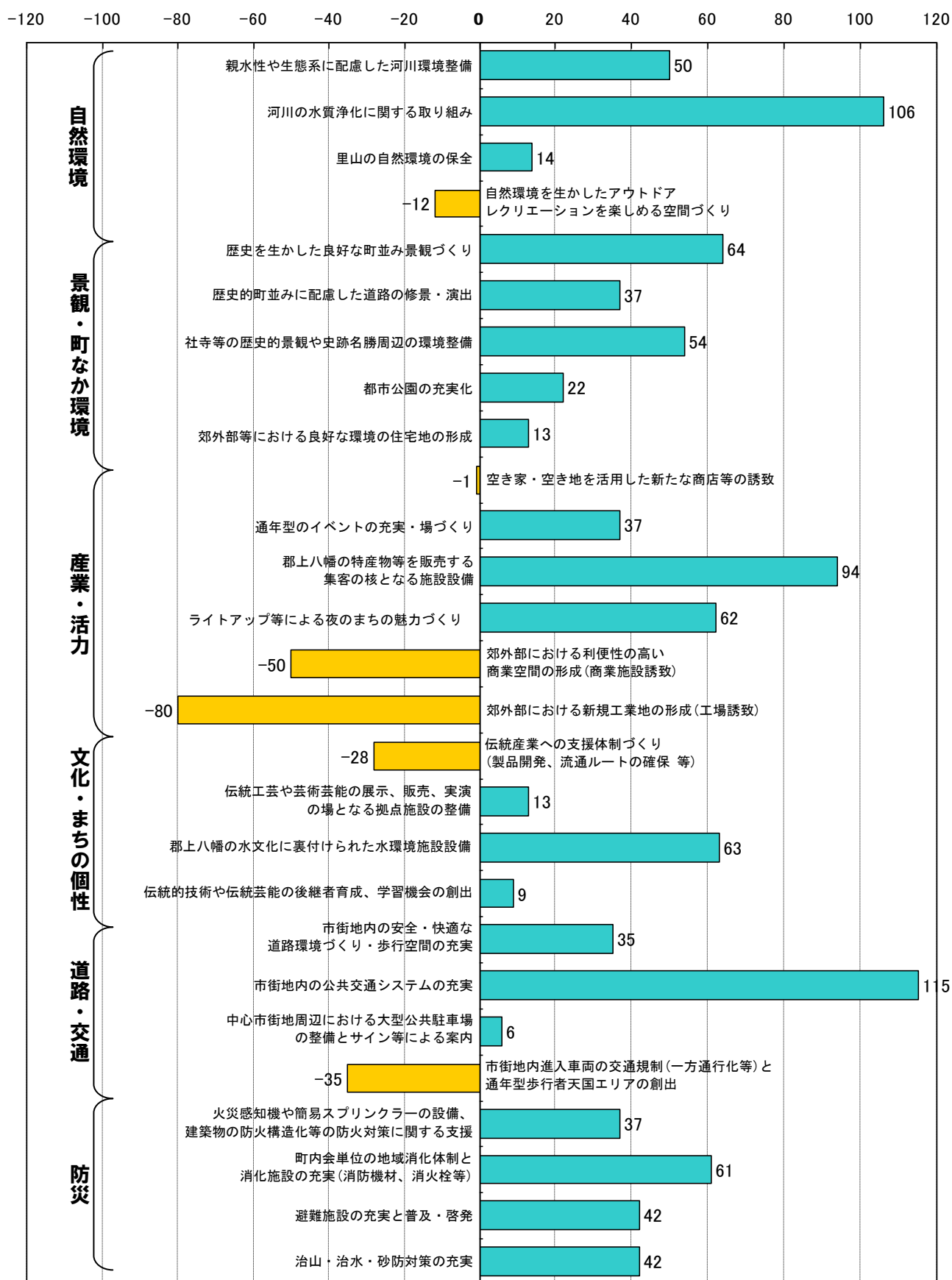
(2) 旧都市計画マスタープラン策定後の取組みに対する評価

旧都市計画マスタープランで位置づけられている各種施策について、その進捗や成果等に対する市民評価を把握するために実施したアンケート結果を以下に示す。

【調査結果】

- ・ 各施策について、「満足（＋２点）」「まあまあ満足（＋１点）」「どちらともいえない（０点）」「やや不満（－１点）」「不満（－２点）」として集計した結果、設問として設定した 27 施策の内、21 施策がプラスの評価となっており、平成 8 年以降の取組みに対しては、概ね肯定的な評価が得られている。なお、マイナスの評価となっている施策のほとんどは、「郊外部における商業空間や新規工業地の形成」や「市街地内進入車両の交通規制（一方通行化等）と通年型歩行者天国エリアの創出」といった、実際には実施できていない施策となっている。
- ・ 最も評価が高かった施策は「市街地内の公共交通システムの充実」の〔＋115 点〕で、コミュニティバス（まめバス）の運行に対して高い評価が示されている。
- ・ 次に、下水道整備や下水処理施設（八幡都市環境センター）の整備が行われたことから、「河川の水質浄化に関する取り組み」に対する評価が〔＋106 点〕と高く、旧庁舎記念館や城下町プラザなどの「郡上八幡の特産物等を販売する集客の核となる施設整備」も〔＋94 点〕と高い評価となっている。
- ・ また、「歴史を生かした良好な町並み景観づくり」（＋64 点）や「郡上八幡の水文化に裏付けられた水環境施設整備」（＋63 点）、「ライトアップ等による夜のまちの魅力づくり」（＋62 点）、「町内会単位の地域消火体制と消火施設の充実」（＋61 点）が比較的高い評価となっている。
- ・ 「空き家・空き地を活用した新たな商店等の誘致」については、これまで、空き家調査や実験的なチャレンジショップの実施、「町屋本右衛門」や「町家伊之助」等の空き家利活用促進事業など様々な取り組みが行われているが、一方で空き家・空き地が増加している現実もあることから、評価は〔－１点〕と比較的低くなっている。
- ・ また、最も評価が低かった施策は〔－80 点〕の「郊外部における新規工業地の形成（工場誘致）」であり、就業機会の創出に対するニーズの大きさが、この結果に表れているものと考えられる。

<各種取り組みに対する評価点数(※)>



※評価点数:「満足(+2点)」「まあまあ満足(+1点)」「どちらともいえない(0点)」「やや不満(-1点)」「不満(-2点)」とし、それぞれの選択肢の回答者数で掛け合わせたものを足し算した値

1-5 住民アンケートの結果

ここでは、八幡市街地居住者の生活環境に関する満足度、八幡市街地における現状の課題、今後の必要な対策等に関する意向を把握するために実施したアンケート調査結果を示す。

(1) 生活環境に関する満足度・課題

＜生活環境に関する満足度＞

- ・ 17 項目中 13 項目で、「十分満足・まあまあ満足」との回答割合が「まったく不満・少々不満」の回答割合を上回っている。中でも、「病院・診療所施設の利用しやすさ」「緑や自然の豊かさ」「水環境の豊かさ」の 3 項目は「十分満足・まあまあ満足」との回答割合が 7 割を超えている。
- ・ また、「日常の買い物の利便性」「町並みの美しさ・たたずまい」の 2 項目については、「十分満足・まあまあ満足」との回答割合が 6 割を超えており、全般的に医療、自然、町並み、買い物については満足度が高い結果となっている。
- ・ 「十分満足・まあまあ満足」の回答割合よりも「まったく不満・少々不満」の回答割合の方が大きかったのは、「まちなかの駐車場の充実」「高齢者などの福祉施設の利用のしやすさ」「就労施設の充実」「娯楽施設の充実」の 4 項目であった。

＜中心市街地の課題＞

- ・ 中心市街地の課題については、「空き家が増加している」との回答が 55.6%と最も多い結果となった。「空き地化・駐車場化が進んでいる」との回答も 2 割近くあり、空き家の増加、その後の空き地化が中心市街地の大きな課題として認識されている。
- ・ また、「観光客等の増加による、まちなか交通の混雑がみられる」(36.6%)、「まちなかに賑わい・活気がない」(32.2%)、「火事、地震などの災害に対する不安がある」(31.0%)については 3 割以上の人が課題として挙げている。

(2) 地域の将来像・まちづくりの方向性に関する意向

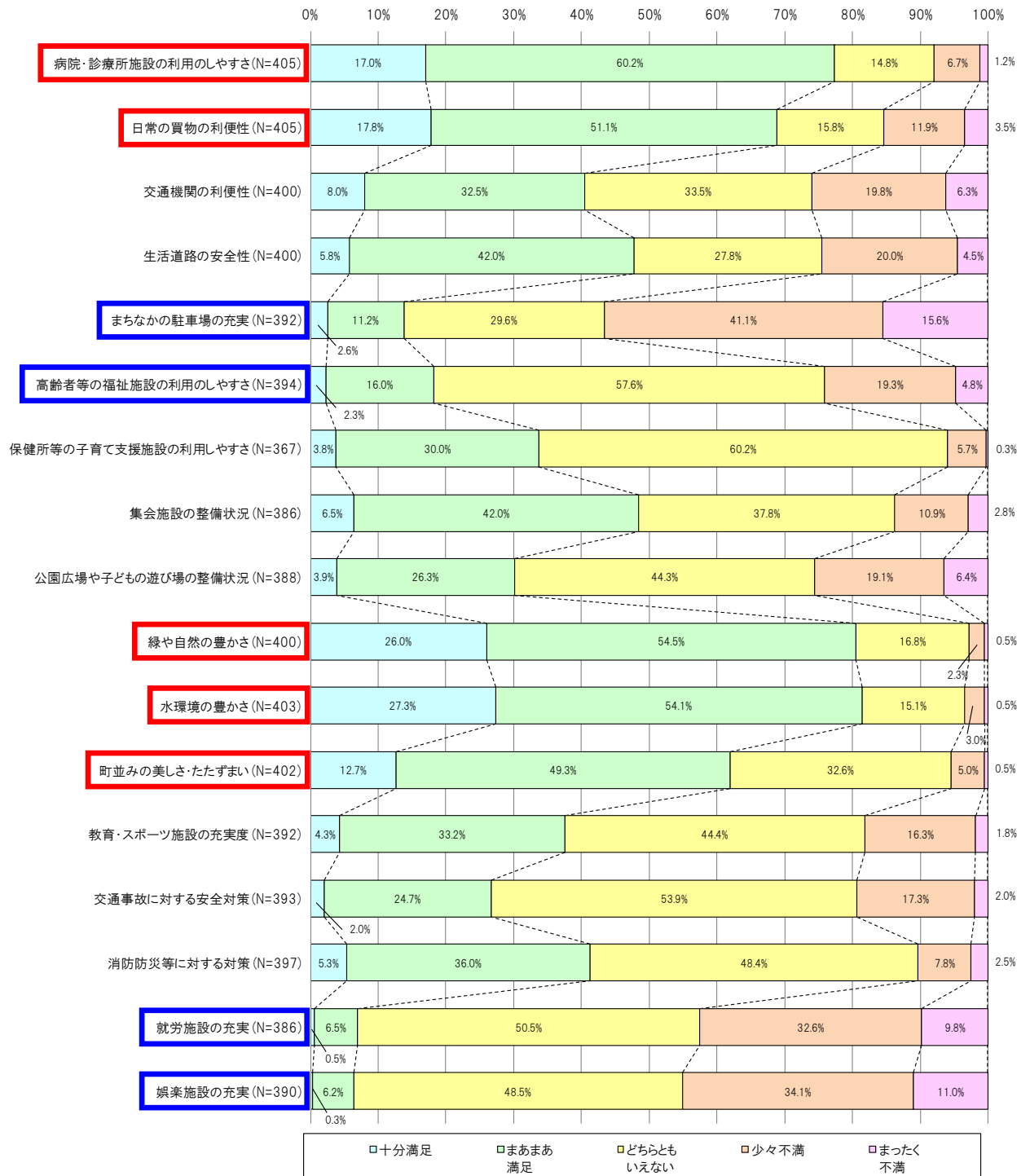
＜八幡町の将来像について＞

- ・ 八幡町の将来像については、「高齢者や身障者の生活環境が整った、“福祉が充実したまち”」が 51.5%と最も多く、次いで「企業や就業機会を積極的に誘致する“地元で働きやすいまち”」(46.6%)、「郡上踊りや豊かな水環境を活かした“水と踊りの観光のまち”」(45.4%)の順となっており、社会福祉の充実、就業機会の創出、観光振興を求める意見が多い。

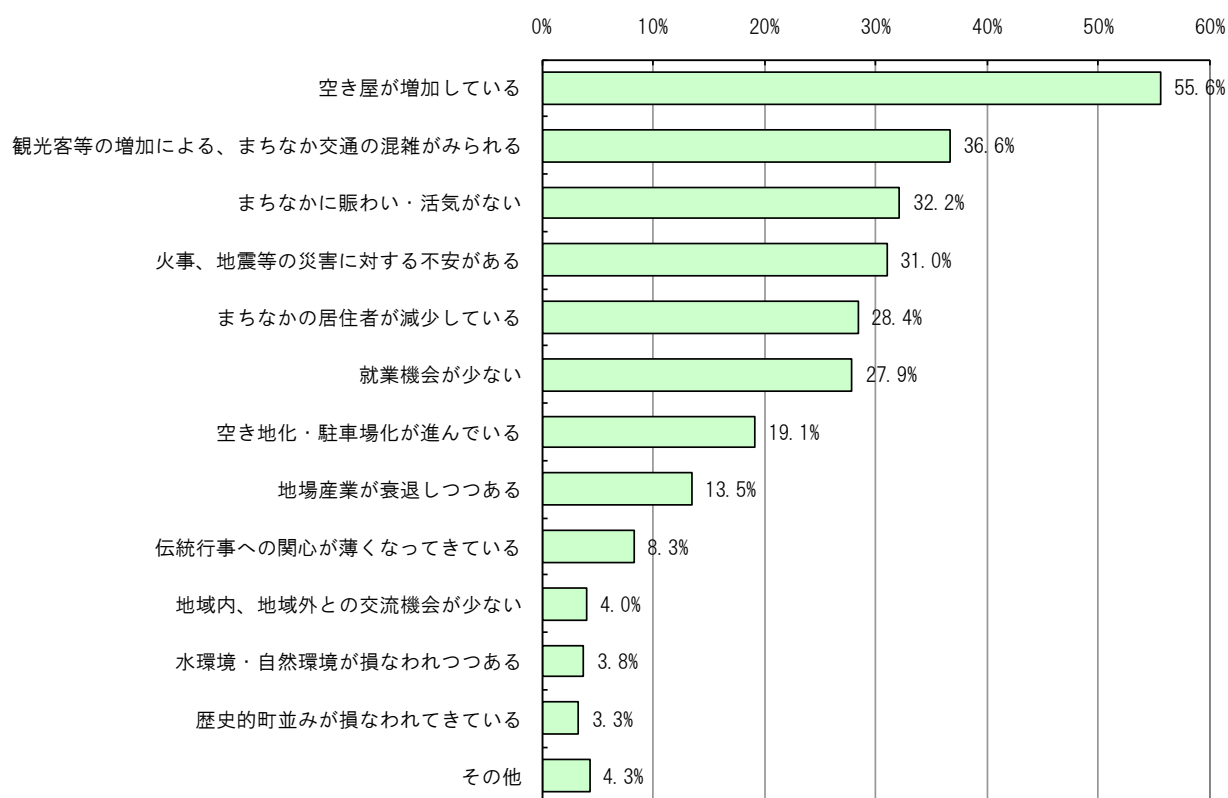
＜中心市街地において必要な対策について＞

- ・ 中心市街地において必要な対策については、「若い世代の定住対策」(57.7%)、「空き家の活用・空き店舗対策」(54.8%)の回答割合がそれぞれ過半数を超えており、中心市街地においては、特に定住化に関連する対策を求める声が多い結果となっている。

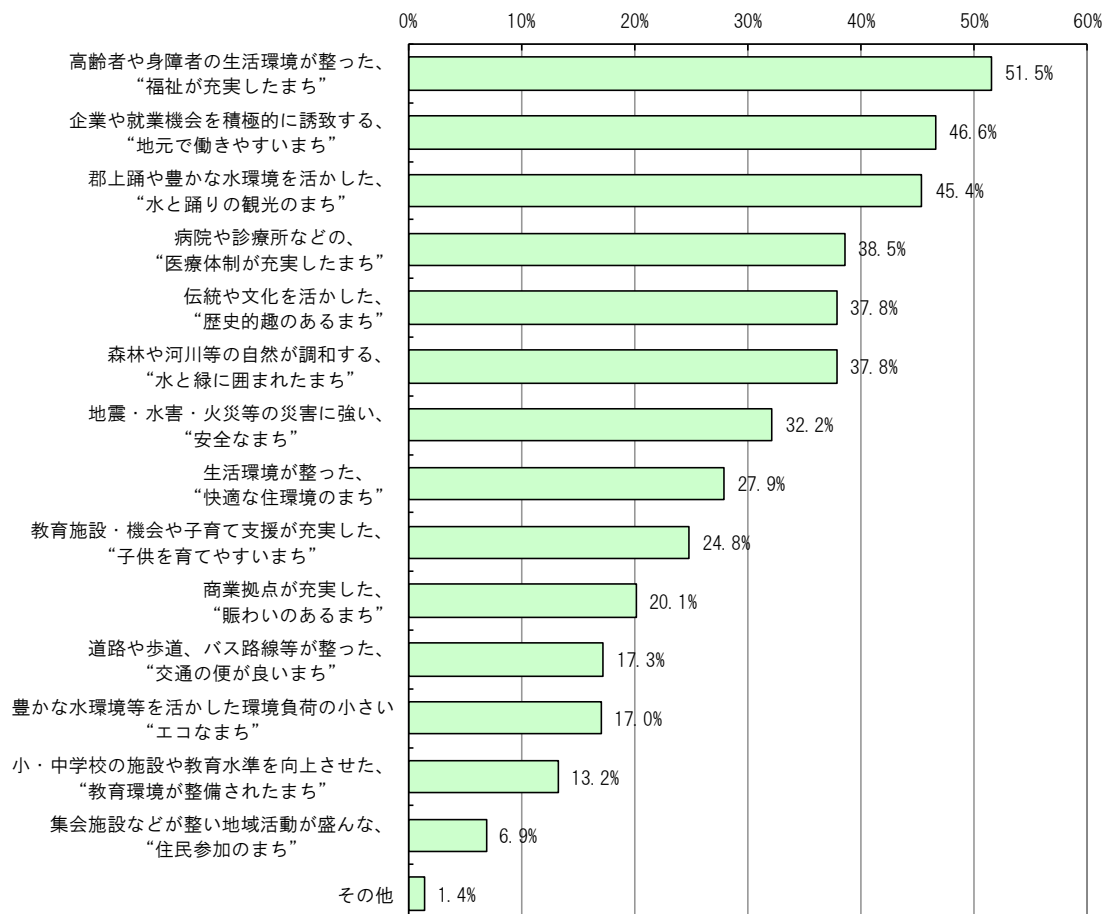
■生活環境に関する満足度



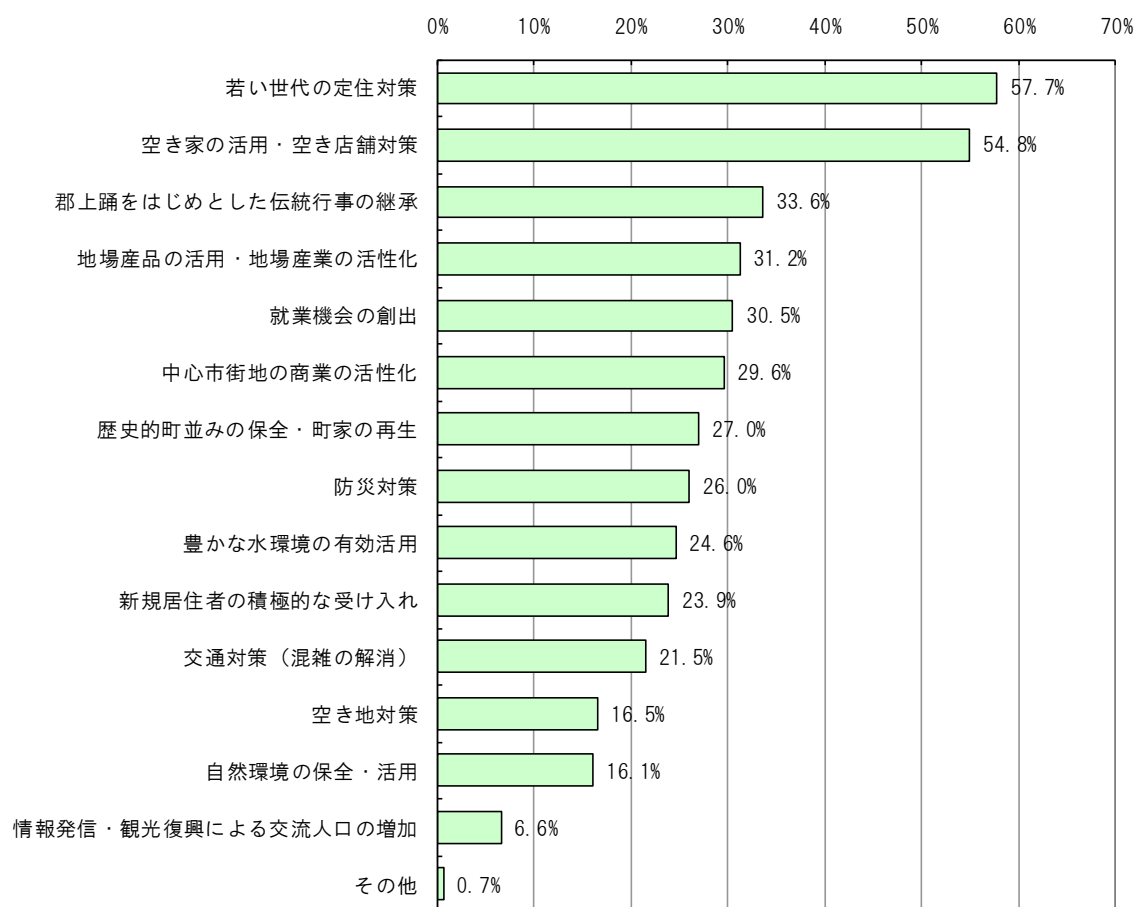
■ 中心市街地の課題



■ 八幡町の将来像について



■ 中心市街地における対策について



1－6 八幡市街地の現状と課題

八幡市街地においては、周辺部での土地区画整理事業による優良宅地の供給や市街地環状道路をはじめとする道路網整備、また都市公園やポケットパークの整備、下水道整備など、一定の環境整備は完了している。さらに八幡町都市計画マスタープランが策定された平成8年度以降、土地利用では町並み保存の観点から建蔽率の緩和が行われ、公共交通ではコミュニティバス（まめバス）を導入、景観面では街なみ環境整備や「まちなみづくり町民協定」の締結が進むなど、これらの取り組みについては一定の効果をあげているといえる。また産業面では、郡上八幡産業振興公社が中心となった「達人座」や「合宿文化村」等の取り組み効果もあり、市街地に訪れる観光客は増加傾向にあり、その結果、商業は店舗数、従業員数ともに増加傾向にあり、販売額も良好に推移している。

一方で統計数値を見ると、八幡市街地の人口は減少の一途をたどっており、特に中心市街地でその傾向が顕著となっている。また少子高齢化の傾向も中心部ほど強く、平成8年度以前にも見られた空き家・空き地の増加傾向は改善されることなくそのまま引き続いている。このような状況から、住民アンケートでは半数以上の人々が空き家の増加を課題として指摘し、また今後必要な対策として「若い世代の定住対策」が最も多く挙げられている。ただしこのような地方の中心市街地の空洞化の問題は、人口減少時代に入った今、郡上市だけでなく全国各地で見られる現象であり、見方を変えれば、上述したような様々な取り組み、特に観光による商業活性化により、人口減少や高齢化の傾向が一定程度抑えられていると見ることもできる。

しかし観光化は、ピーク時の激しい交通混雑、中心部における駐車場の増加といった新たな問題も生んでおり、今後、何らかの対策が必要とされている。また、城下町特有の都市構造からくる木造家屋の密集、狭隘道路等については、十分な整備や対策が進んでいるとは言えない状況にある。

このような八幡市街地の現状、およびわが国の社会経済的な情勢等を踏まえると、今後の八幡市街地におけるまちづくりの課題としては以下のような事項を挙げることができる。

（１）中心市街地の空洞化・空き町家等の増加への対応

八幡市街地は、岐阜県全体、郡上市全体、八幡町全体との比較においていずれも、人口減少、少子高齢化の傾向が強い状況にあり、空き家の増加も顕著となっている。町家等の空き家化はまちの活力低下につながり、また、その後にこれら建物が解体されて空き地化することで、中心市街地の魅力である歴史的な環境が破壊されることから、中心市街地のより良い環境づくりにあたり、空き家・空き地対策は極めて重要かつ本質的な課題といえる。住民アンケート調査においても、八幡市街地における今後実施すべき対策として、「若い世代の定住対策」「空き家の活用・空き店舗対策」を求める声が特に多く、人口減少・少子高齢化への対応の一つとして、定住化対策、空き家の活用が強く求められている。

また、交通インフラの発達やインターネット等の情報の高度化等により、以前と比べてより暮らしやすく、訪れて楽しい地域にヒトやモノが集りやすくなっており、地理的・地域的な垣根が以前よりも低くなってきている（誰もが主体的に定住場所や、訪問先を選びやすくなって

きている)。またこうしたことから、地域間の競争が激しさを増してきており、定住人口、交流人口の本格的な獲得競争の時代を迎えつつある。一方で八幡市街地には、自然、水、文化、歴史など、他に誇れる貴重な資源が集積しており、このような八幡市街地ならではの個性や特徴を活かして、地域間競争に対応していくことが求められている。

このような状況を踏まえると、郡上八幡ならではの歴史や文化といった個性を活かし、住みたい、住み続けたいと思われる、まちのブランド力を高めていくような取組みを更に進めていくとともに、若い世代が住み続けられるよう、産業振興等による雇用の場の確保が必要となる。また、高齢者の社会参加を促し、生きがいを持って暮らしていけるような環境づくりを行うとともに、良好な住環境や町並み景観を維持する上で大きな問題となる空き家の増加に対しては、既存ストックを活用した定住促進の観点から、空き家の活用に向けた対策（流通システムの確立等）を行うことも求められる。

＜中心市街地の空洞化・空き町家等の増加への対応＞

- ◆郡上八幡ならではの歴史・文化を活かしたまちのブランド力の向上
- ◆産業振興等による就業機会の創出
- ◆高齢者の社会参加・生きがいを持って暮らしていけるような環境づくり
- ◆空き家の流通システム確立等による空き家活用 等

（２）郡上八幡の強い個性である歴史・文化の維持・継承

城下町を継承した中心市街地には、数多くの文化財や歴史的な町割り、町並みが残っており、旧城下町の一部である郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区は、平成 24 年 12 月に重伝建地区に選定されている。また、重要無形民俗文化財に指定されている郡上踊をはじめ、城下町の時代より多くの文化が生まれた。さらに、水舟等に代表される郡上八幡の水利用形態は、長年にわたる人々の知恵と経験が集積されたものであり、城下町で多面的に利用する水利用形態が残っている貴重な事例として学術的にも注目されている。

しかし、先にも述べたように、中心市街地では人口減少に伴う空き家の増加が顕著となっており、空き家となった町家を取り壊され、町並みの連続性が途切れてしまっている状況も見られる。また便利さや快適性を求めて、古い町家が建替えられるケースも増えつつある。郡上踊や大神楽等の伝統行事についても、人口減少による担い手不足、祭礼に対する意識の低下といった課題が顕在化している。水屋やカワドといった郡上八幡を特徴付ける水利用施設などの水利用文化についても、高齢化や人口減少、生活家電の普及による水離れなどから、継承が困難になりつつある。

長く守り伝えられてきた郡上八幡の文化は、地域のアイデンティティとして極めて重要な要素であり、地域間競争が激しさを増す中、今後ますますその重要度が増していくものと考えられる。このため、歴史的町並みの保全・形成に関わる各種取組みを展開するとともに、歴史・文化を継承していくための体制づくり、歴史・文化資源の新たな活用方策の展開等が求められる。

＜郡上八幡の強い個性である歴史・文化の維持・継承＞

- ◆歴史的町並みの保全・形成に関わる各種取り組みの展開
- ◆歴史・文化を継承していくための体制づくり
- ◆水利用施設等の歴史・文化資源の新たな活用方策の展開 等

（３）歴史的な都市環境を守り・活かす防災対策

中心市街地は、木造町家が密集しており、道路幅員が狭い路地が多いことも含め、火災に対して脆弱な状況となっている。一方で、中心市街地に面的に広がる木造町家の歴史的町並みや細い路地は、中心市街地の歴史的成り立ちや文化を語る上で欠かせない要素であり、今後のまちづくりにおいて保存・継承していくべき重要な歴史資産でもある。住民が安心して暮らせる環境を整えるとともに、中心市街地の貴重な歴史資産を後世に受け継いでいくためには、火災等の災害に対する備えを十分に図ることが極めて重要である。

このため、八幡市街地の今後のまちづくりにおいては、既存の防災インフラや地域コミュニティを活かした防災対策の強化、予防防災の推進と避難場所・避難経路の確保等により、中心市街地の都市構造に由来する防災面での脆弱性への対応を図ることが求められる。

＜歴史的な都市環境を守り・活かす防災対策＞

- ◆既存の防災インフラや地域コミュニティを活かした防災対策の強化
- ◆予防防災の推進と避難場所・避難経路の確保等 等

（４）観光化に伴う各種弊害への対応

中心市街地に面的に広がる木造町家の伝統的町並み、網の目のように張り巡らされた用水や水利用施設、そこでの日常の暮らしや文化等は、本地域の重要な観光資源ともなっており、郡上踊が開催される夏場を中心に、中心市街地には毎年多くの観光客が訪れている。こうした観光・交流の促進は、地域経済の発展、活性化において重要であり、今後の持続的な都市経営を図る上で欠かせないものである。しかし、急速な観光化は、観光シーズンにおける激しい交通混雑、空き地の駐車場化、町並みの変容といった歪も生んでいる。住民アンケート調査においても、観光シーズンを中心とした交通対策の実施が、今後のまちづくりの課題として挙げられている。

このため、今後の八幡市街地のまちづくりにおいては、観光シーズン時の交通混雑の解消など、観光化の進展に伴う課題の解決を図るとともに、地域の発展・活性化に向け、宿泊・滞在化の促進など、観光・交流による効果を地域経済へと波及させていく対応が求められる。また、観光客が地域の人と一緒に担い手となり、伝統行事等を支えていけるような仕組みづくりなど、観光・交流を地域の課題解決につなげていくような取り組み展開も望まれる。

＜観光化に伴う各種弊害への対応＞

- ◆観光シーズン時の交通混雑の解消
- ◆通過型観光から滞在型観光への転換
- ◆観光客が地域の歴史・文化を支える担い手となるような仕組みづくり 等

(5) 環境負荷の小さい都市づくり

世界的な気候の変動や資源の枯渇等が大きな社会問題となっている中、低炭素・循環型社会の形成は、現代の都市・地域づくりの重要課題となっている。特に中心市街地の場合、豊かな自然環境とそれによって育まれてきた歴史・文化、暮らしが、本地域の魅力の本質的な部分を形成しており、自然環境に配慮した地域づくりは、本地域の発展に欠かすことのできない重要事項である。

今後の八幡市街地のまちづくりにおいては、「水のまち 郡上八幡」として、吉田川や小駄良川等の良好な河川環境を維持していくとともに、郡上八幡の水を支えている市街地周辺の山林環境をしっかりと保全・育成していくことが求められる。また環境負荷の少ない地域の実現にあたっては、八幡市街地の生活を支えてきた水利用施設等の既存ストックを活かしていくことも重要である。

<環境負荷の小さい都市づくり>

- ◆吉田川や小駄良川等の良好な河川環境の維持、郡上八幡の水を支えている市街地周辺の山林環境の保全・育成
- ◆水利用施設等の既存ストックを活かした環境負荷の小さいまちづくり

(6) 持続発展可能な都市の実現に向けての対応

人口減少・少子高齢化という社会情勢下において、持続発展的な都市経営を図る上では、限りある貴重な資源・資産の有効活用という観点から、投資すべき重点事項を十分に見極め、戦略的な地域マネジメントを推進することが重要となる。また、このような情勢下で、行政サービスの見直しや縮小も求められる時代においては、狭義の利害関係者だけではない、広く開かれた住民参加、住民による協議の場づくりが重要となる。さらには、“市民と行政はまちの「共同経営者」”との認識にもとづいた、まちづくりへの積極的な参画、住民主体のまちづくりを推進することが、今後の持続可能な都市経営において必要不可欠となる。

このため、今後の八幡市街地のまちづくりにおいては、「選択」と「集中」、既存ストックの有効活用といった、都市経営的視点に立ったマネジメントが重要となる。また、住民と行政による協働のまちづくりを確実に進めるための仕組みづくり、体制づくりが求められる。

<持続発展可能な都市の実現に向けての対応>

- ◆「選択」と「集中」、既存ストックの有効活用といった、都市経営的視点に立ったマネジメント
- ◆住民が主体となって行うまちづくりへの支援、協働のまちづくりを確実に進めるための仕組みづくり、体制づくり 等

第2章 まちづくりの基本理念・目標像

2-1 まちづくりの基本理念

本格的な人口減少時代を迎える中、少子高齢化の更なる進展、厳しい財政状況、さらに地球規模でのエネルギーや環境面での問題などを背景に、これまでの発展・成長を前提としてきた都市づくりは大きな転換期を迎えており、今後の地方都市のあり方も大きく変わっていくものと考えられる。

一方で八幡市街地は、地形的な制約と城下町としての成り立ちによりコンパクトな都市構造となっており、昨今、国が推進しているエコ・コンパクトシティ実現の素地がすでに整っているといえる。また、これからの時代、さらにその重要度が増すと考えられる吉田川をはじめとする豊かな「自然環境」や、城下町の頃より継承、発展してきた多様な「文化」、学術的にも注目されている「水資源・水利用形態」など、多くの貴重な資源が中心市街地に集積している。こうした都市構造や固有の資源を最大限に活用し、「心の豊かさ」「共生」「循環」「サステナブル」等を基調とした社会・経済構造を構築することで、郡上市の中心として経済や環境、文化等における『自立型』の都市形成を目指す。

また、人、モノ、情報の広域的な交流拠点としての機能や、地域の中核としての風格に加え、人の営みと心の豊かさを示す『文化』にさらに磨きをかけていくことで、快適で魅力あるまちづくりを進める。そこで、八幡市街地のまちづくりの基本理念を以下のように定める。

郡上八幡の“個性”を活かした自立型文化都市

2-2 都市経営戦略

先にも示したように、これまでの発展・成長を前提としてきた都市づくりは大きな転換期を迎えており、より効率的な行財政の運営や、地域の個性を活かした独自性のあるまちづくりが求められている。また従来、行政が主導してきた都市整備も、計画づくりから事業完了後の維持管理に至るまで市民と行政が協働することで、市民の参加意識と郷土意識の向上につながるまちづくりが期待されている。

一方で八幡市街地では、道路や河川施設、公園等の都市施設は概ねの整備が完了している状況であり、今後は、これら施設を活かすために必要となる整備を含む、既存ストックの有効活用と維持管理のマネージメント（都市経営）が求められる。まちづくりの基本理念に定めた「自立型文化都市」の実現においても、この都市経営の視点が極めて重要となる。さらには、“市民と行政はまちの「共同経営者」”との認識にもとづいた、市民と行政の役割分担にもとづく効果的な連携を図っていくことが求められる。

そこで、まちづくりの基本理念に定めた「郡上八幡の“個性”を活かした自立型文化都市」の実現に向け、持続発展可能な都市づくりのための行動指針として、八幡市街地の都市経営戦略を以下に定める。

戦略１：郡上八幡の個性や特徴を活かした地域産業政策等による定住促進

八幡市街地は、人口減少、少子高齢化の傾向が強く、空き家の増加も顕著となっている。空き家の増加はまちの活力の低下につながり、また、その後にこれら建物が解体されて空き地化することで、中心市街地の魅力である歴史的な環境が破壊されることから、八幡市街地のより良い環境づくりにあたり、空き家・空き地対策は極めて重要かつ本質的な課題である。

都市の活力と魅力を維持する上では、人口の減少傾向を鈍化させ、一定の定住人口を維持する必要があるが、そのためには住みよい環境づくりとともに、雇用の場をしっかりと確保、創出していくことが求められる。また、郡上市の中心である八幡市街地には、コンパクトシティの考え方に基づいた、周辺地域からの移住者を受け入れる受け皿としての役割も求められる。

そこで、郡上八幡の個性や特徴を活かした様々な分野における地域発のビジネスモデルの創出や、光ケーブル等の情報インフラを活用したサテライトオフィスの誘致とその受け入れ環境整備、郡上八幡ならではの豊かな自然と歴史的・文化的な環境の中で仕事をするものの魅力の発信・PR等を積極的に行うことで、既存産業および新たな産業の発掘・育成を行い、雇用の場の確保と定住促進を図る。このことは、基本理念に示す経済面での自立型文化都市の実現に資するものである。

戦略２：既存ストックを活かした環境配慮の都市づくり

八幡市街地においては、道路や河川施設、公園等の都市施設は概ね整備が完了しており、厳しい財政状況も踏まえると、今後は新たな整備よりも、これら既存ストックの適切な維持管理と有効活用を図る方向にシフトしていくことが求められる。有効活用に関しては、空き家等も含めた既存施設に新たな利用価値を見出し、それを住みよい環境づくりやまちの活力づくりに最大限に活用していく視点が重要である。

また、世界的な気候の変動や資源の枯渇等が大きな社会問題となっている中、地方都市においても低炭素・循環型社会の形成が社会的な要請事項として重要度を増してきている。特に八幡市街地の場合、豊かな自然環境とそれによって育まれてきた歴史・文化、暮らしが、本地域の魅力の本質的な部分を形成しており、自然環境に配慮した地域づくりは、本地域の発展に欠かすことのできない重要事項である。そこで、例えば用水等の水関連施設に、環境負荷を低減したり生活にうるおいを与えるような新たな機能を付加し、エコで暮らしやすい都市づくりにつなげるなど、既存ストックを最大限に活用したエコな都市づくりを推進する。

戦略３：地域内外における多様な形・レベルでの相補的關係の構築

人口が減少し、これまでのような発展・成長が望めない時代においては、これまで個別であった地域や組織・団体、市民と行政等が、互いに弱い面を補い合うなどして共存共栄の関係を築いていくことが重要となる。この連携関係には地域レベルから組織・団体、個人まで様々なレベルが想定されるが、例えば八幡市街地においては、全国でも認知度の高い郡上八幡のブラ

ンド力を活かし、市内他地域の魅力情報を発信する。また周辺地域で生産されている農産物や製品が郡上八幡のブランド力を更に高めるといった「相補的關係」を上手く構築することが重要である。また、地域協議会等が地域政策の立案主体となり、それを行政が実現化に向けて上手くサポートするような連携の形を構築することも重要である。このような多様な形・レベルでの相補的な関係を構築することで、自立型文化都市の実現を目指す。

2-3 まちづくりの目標

「郡上八幡の“個性”を活かした自立型文化都市」という、今後目指すべき八幡市街地の姿を実現させるためのまちづくりの目標を以下に定める。

目標1：まちの骨格を形づくる自然と城下町由来のまちの構成を大切にする

八幡市街地は吉田川と小駄良川、さらにこれらの支流の初音谷川や名広川（乙姫川）などが流れており、周囲三方は山で囲まれている。その狭隘な地に形成された中心市街地は、自然による地形的特徴を受け入れながら形成された城下町である。また、河川、谷川や水路といった八幡市街地の特徴である水資源もまちの構造に関わる重要な要素であり、近世からこのようなまちの骨格や構成は現代まで変わらずに引き継がれてきている。

八幡城（城山）とその周囲に広がる市街地の構成は、自然的な必然性を持って、長い時間をかけて形成および熟成されてきたものであり、まさに、郡上八幡が郡上八幡であり続けるための最も根源的な要素である。また、八幡市街地を取り囲む山林は、八幡市街地の特徴である“水”を支える極めて重要な役割を担っている。

八幡市街地のまちづくりにあたっては、このようなまちの骨格を形づくっている自然環境と、現代まで継承されてきた城下町由来のまちの構成を変えることなく、未来に引き継いでいくことを大前提とする。

目標2：長い歴史に培われた郡上八幡固有の文化と暮らしぶりを守り育てる

八幡市街地は、近世からの城下町として発展し、その歴史・文化が深く地域に根付いている。重要無形民俗文化財に指定されている郡上踊りをはじめ、重伝建地区にも選定されている歴史的町並み、伝統的な水利用システムなどの歴史・文化資産、互助の精神を基本とした地域コミュニティ等は、これまで地域の人々の手によって大切に守り、継承されてきた地域の大切な財産である。特に、人口減少時代を迎え、地域間の競争が激しさを増す中で、これら大切に守り伝えられてきた郡上八幡の歴史・文化資産は、今後ますます地域の魅力要素としての重要度や輝きを増していくものであり、現状でもこれらが大きな誘客資源ともなっている。

しかし一方で、急速な観光化は、観光シーズンにおける激しい交通混雑、空き地の駐車場化、町並みの変容といった歪も生んでいる。

今後の八幡市街地のまちづくりにおいては、この豊かな歴史・文化資産をしっかりと受け継ぎ、さらに発展させていくことを大前提とし、観光と生活（暮らしぶり）とのバランスに留意したまちづくりを進めることとする。また、八幡市街地ならではの地域コミュニティについても、それを維持していくとともに、地域におけるまちづくりの取組み（例えば防災対策等）においても、この地域コミュニティのつながりを最大限に活用することとする。

目標３：人とモノが集まり文化を育む“都市”の魅力の本質を磨き続ける

都市とは、限られた領域に人口が集中し、その地方の政治、経済、文化の中心となっている地域を指す言葉で、都市では様々な人が集まって住むことで、多様な文化が育まれ、それが都市の魅力にもなる。八幡市街地は、地形的な制約のある狭い土地に、多くの人々が生活し、様々な文化が育まれた。そういった意味で、八幡市街地は紛れもなく「都市」である。一方で、八幡市街地は人口の減少傾向が顕著であり、都市計画区域内の人口は、この30年間で25%程度減少している。人とモノが集まり文化を育む都市の魅力を維持していくためには、一定の人口規模を維持していく必要がある。

そのため、八幡市街地ならではの自然や歴史・文化を活かした、住みたい、住み続けたいと思わせるまちづくりを進めるとともに、定住促進に向けた産業振興等による雇用の場の確保を重点的に実施する。また高齢者も生きがいを持って暮らせるような環境づくりを進める。

目標４：生産と消費が地域内でサイクルする自立した都市の姿を取り戻す

都市には人とモノが集まり、活発な生産と消費活動が行われる。近代以前は、地域で必要なものは地域で生産し、地域内で消費されることが普通であったが、現在は流通網が発達し、欲しいものがすぐに手に入る便利な世の中となった。一方で、地域の個性であり魅力ともなる伝統的なものづくりの産業・文化は衰退が進んでいる。また、過度に外部に依存するスタイルは、内部ではどうすることもできない外部の要因により、安定した経済や生活が維持できなくなる危険性もはらんでいる。

そこで、八幡市街地の今後のまちづくりにおいては、地域内のものづくり産業等をしっかりと支え、過度に外部に頼らない、生産と消費が地域内でサイクルするような都市づくりを進める。また八幡市街地においては、郡上市全体の経済を牽引する存在として、生産と消費の拠点としての機能を高めるような施策展開を図る。

目標５：郡上八幡の個性を活かした環境にやさしい持続可能な都市をつくる

低炭素・循環型社会の形成は、現代の都市・地域づくりの重要課題となっている。八幡市街地は、地形的条件や城下町としての成り立ちに由来するコンパクトな都市構造、豊富な水を生活の中で上手く利用するシステムやそれを支えるインフラ施設など、環境に優しい都市づくりを進める上でのポテンシャルは非常に高い。また八幡市街地は、豊かな自然環境とそれによって

育まれてきた歴史・文化、暮らしが本地域の魅力の本質的な部分を形成しており、自然環境に配慮した地域づくりは、本地域の発展に欠かすことのできない重要事項である。

そこで、八幡市街地における今後のまちづくりにおいては、コンパクトな市街地、水利用施設等の既存ストックといった郡上八幡の個性を活かす形で、現代の社会的要請を踏まえた環境配慮を徹底し、我が国の“モデル”となるような、環境に優しい持続可能な都市の形成を目指す。

2-4 将来フレーム

(1) 人口フレーム

都市計画区域内の人口動態をみると、毎年1%前後ずつ人口が減少しており、平成16年からの10年間で、1割強の人口が減少している。

■都市計画区域の人口の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26/H16
人口	9,548	9,381	9,223	9,159	9,053	8,969	8,833	8,683	8,599	8,542	8,451	-1,097
前年比		98.3%	98.3%	99.3%	98.8%	99.1%	98.5%	98.3%	99.0%	99.3%	98.9%	88.5%

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成20年12月推計：国勢調査人口ベース）では、本市の人口は平成47年には約31,200人まで減少すると推計されており、平成27年からの20年間で約人口が約25%減少するとされている。この減少率を当てはめると、平成47年の都市計画区域内の人口は約6,260人ということになる。

今後も少子高齢化等から、人口の減少傾向は当分続くものと推測されるが、一方で、昨今のコンパクトシティの流れを踏まえると、八幡市街地には、周辺地域からの移住者を受け入れる受け皿としての役割も求められる。また、本マスタープランで位置づける定住人口の増加に向けた各種施策を実施することで、人口の減少率が徐々に縮小すると考え、都市計画区域の平成47年の将来人口の目標を7,000人として設定する。

■都市計画区域の将来人口の推計

	H27	H32	H37	H42	H47
人口	8,400	7,900	7,500	7,200	7,000
増減率		94.0%	95.0%	96.0%	97.2%

【参考】本市の将来推計人口

	H27	H32	H37	H42	H47
人口	41,718	38,983	36,240	33,643	31,197
増減率		93.4%	93.0%	92.8%	92.7%

出典：『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 将来都市構造

ここでは、将来都市構造として、交通軸、拠点エリアと市街地ネットワーク、および環境・景観対策ゾーンを設定する。

①交通軸の設定

本市の現状における交通網は自動車交通が主であり、そうした点から、広域的な連絡機能を担っている高規格道路が東海北陸自動車道であり、都市間連絡を担っている主な路線としては国道 156 号、国道 256 号および国道 472 号が挙げられる。また長良川鉄道も市民生活を支える重要な役割を担っている。さらに、これらを補完する形で五町から小野に抜ける都市計画道路と市街地から放射状に伸びる主要地方道や一般県道等がある。

ここでは、市街地を取り巻く幹線道路網および鉄道の位置づけを次の通り設定する。

●広域軸

東海地域と北陸地域を連絡し、わが国の交通網の骨格の一部となっている東海北陸自動車道を「広域軸」として位置づける。

●地域連携・交流軸

岐阜市と富山県高岡市を結ぶ国道 156 号、濃飛横断自動車道との接続で都市間の連絡機能の強化が期待される国道 256 号、本市と富山県射水市を結ぶ国道 472 号、および本市と美濃加茂市を結ぶ長良川鉄道越美南線を、近隣の都市間連絡機能を有する「地域連携・交流軸」として位置づける。

●市街地生活軸

国道 156 号と国道 472 号を結び、市街地を取り囲む形となる都市計画道路五町・中坪線、初音・小野線は、市街地の骨格道路であるが、市民生活の主要な動線としての位置づけが強いことから、「市街地生活軸」として設定する。また、県道有穂中坪線についても同じく「市街地生活軸」として位置づける。

市街地内については、これら骨格道路沿いで規模の大きい駐車場を確保し、交通規制等により、できる限り通過交通を排除することで、交通混雑の解消と安心して歩ける道路づくりを行う。

交 通 軸

【広 域 軸】	東海北陸自動車道
【地域連携・交流軸】	国道 156 号、国道 472 号、国道 256 号、長良川鉄道 越美南線
【市 街 地 生 活 軸】	(都)五町・中坪線、(都)初音・小野線、県道有穂中坪線

長良川

東海北陸自動車道

長良川鉄道越美南線

国道156号

(都) 五町・中坪線

小駄良川

県道有種中坪線

(都) 初音・小野線

郡上八幡博覧館

城山公園

郡上高等学校

郡上八幡 IC

城下町プラザ

宗祇水

八幡中学校

国道472号

吉田川

郡上八幡中央公園

郡上市民病院

郡上八幡旧庁舎記念館

八幡小学校

郡上八幡総合スポーツセンター

(都) 稲成・上小野線

郡上八幡駅

愛宕公園

郡上総合文化センター

郡上市役所 (防災センター)

乙姫川

国道256号

凡例

- 広域軸
- 地域連携・交流軸
- 市街地生活軸

八幡市街地は古くより、中心市街地に主な都市機能が集積していた。しかし近年は、産業・経済面は国道156号沿いへ、住宅を含む生活関連機能については小野地区への移行が見られる。ここでは、こうした状況を踏まえ、八幡市街地の将来的な都市機能のネットワークと拠点的エリアの設定について示す。

●活力と創造のネットワーク

●健康と暮らしのネットワーク

48

●文化と交流のネットワーク

「活力と創造のネットワーク」と「健康と暮らしのネットワーク」がリンクする中心市街地については、郡上八幡独自の文化と歴史が集積し、環境、景観ともに特筆すべきものがあることから、四季を通じて多くの人が訪れるエリアとなっている。こうした特性を活かし、この地に根付いてきた文化をさらに高めることで地域の中核としての風格を備えたとともに、より多くの人と交流を深める地区として位置づける。

【拠点的エリア】

●中核的商業エリア

従来より商業集積が見られる新町、橋本町、本町、殿町等の中心商店街と、郡上八幡旧庁舎記念館をはじめとする新橋から宮ヶ瀬橋の間については、商業的にも郡上八幡を代表するシンボリックエリアとなっており、この地区を生活、文化、環境など郡上八幡を感じることができる多くの要素が集約された商業活動の重要拠点と捉え「中核的商業エリア」として位置づける。

●歴史的エリア

重伝建地区にも選定されている城山および柳町、職人町、鍛冶屋町をはじめとする北町一体には神社仏閣も多く、「八幡城」「宗祇水」を含めた郡上八幡の歴史的なシンボルも多く点在している。そこで、この地域を歴史文化の拠点として捉え「歴史的エリア」として位置づける。

●文化施設集積エリア

市役所、郡上市総合文化センター、郡上八幡総合スポーツセンター、愛宕公園等を含むエリアについては、郡上八幡の文化的活動を支える「文化施設集積エリア」として位置づける。

●生活関連型施設集積エリア

小野地区は、地域連携・交流軸としての国道 472 号が通り交通条件が良く、良好な宅地が広がり、学校施設や公益施設が立地している。一方で、耕地も点在していることから、小野と市街地の東部を、特に住環境に密接に関連した教育、健康、生きがいなどの施設の集積を図る地区として「生活関連型施設集積エリア」として位置づける。

●業務集積エリア

五町・城南町地区は、交通の便の良さなどから、業務施設が集積している。当該地区については、今後も市街地における事務所や営業所等の業務施設の集積を図る地区として「業務集積エリア」として位置づける。

Map of Yamanashi Prefecture showing four key areas:

- 業務集積エリア (Business Cluster Area):** Located in the central-western part of the prefecture, featuring the Yamanashi Prefectural Museum, Yamanashi Prefectural Hospital, and Yamanashi Prefectural University.
- 生活関連型施設集積エリア (Life-related Facility Cluster Area):** Located in the central-eastern part of the prefecture, featuring the Yamanashi Prefectural University, Yamanashi Prefectural Library, and Yamanashi Prefectural Museum.
- 中核的商業エリア (Central Business Area):** Located in the central part of the prefecture, featuring the Yamanashi Prefectural Museum, Yamanashi Prefectural Hospital, and Yamanashi Prefectural University.
- 文化と交流のネットワーク (Cultural Exchange Network):** Located in the southern part of the prefecture, featuring the Yamanashi Prefectural Museum, Yamanashi Prefectural Hospital, and Yamanashi Prefectural University.

The map also shows major roads (国道 156号, 国道 256号, 国道 472号) and rivers (長良川, 小駄良川, 吉田川).

今後、積極的に自然環境や歴史的環境の保全、景観形成を図っていくゾーンとして以下を設定する。

八幡市街地は、中央に吉田川、北町に小駄良川が流れ、市街地の三方を山に囲まれ、豊かな自然環境の中に市街地が形成されていることに大きな特徴がある。また、都市計画区域の長良川、吉田川沿いは、奥長良県立自然公園区域にも指定されている。吉田川は、夏に子どもたちが岩などから飛び込む風景も含め、住民の暮らしに深く関わっており、また周囲を取り囲む山林は、八幡市街地の特徴である“水”を支える極めて重要な役割を担っている。

●水施設環境保全ゾーン

50

街地内には水屋や水舟、カワド、井戸といった水利用施設が点在している。このような水利用施設、およびこれら施設を生活の中で利用する文化は、まさに「水のまち郡上八幡」としての大切な個性である。

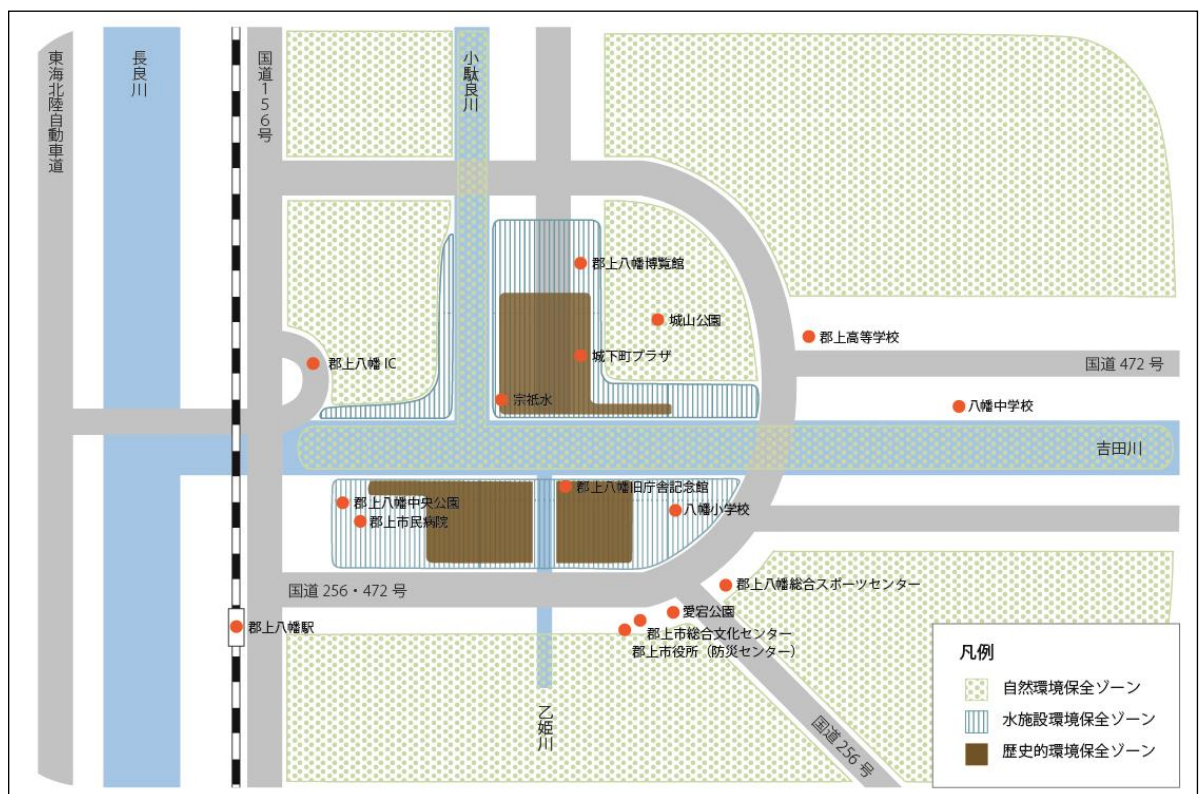
そこで、水屋や水舟、カワド、井戸といった水利用施設が点在している範囲を「水施設環境保全ゾーン」として位置づけ、これら施設の維持・保全を図っていくとともに、水が流れ、その水を利用する暮らしの風景を守り育てていく。

●歴史的環境保全ゾーン

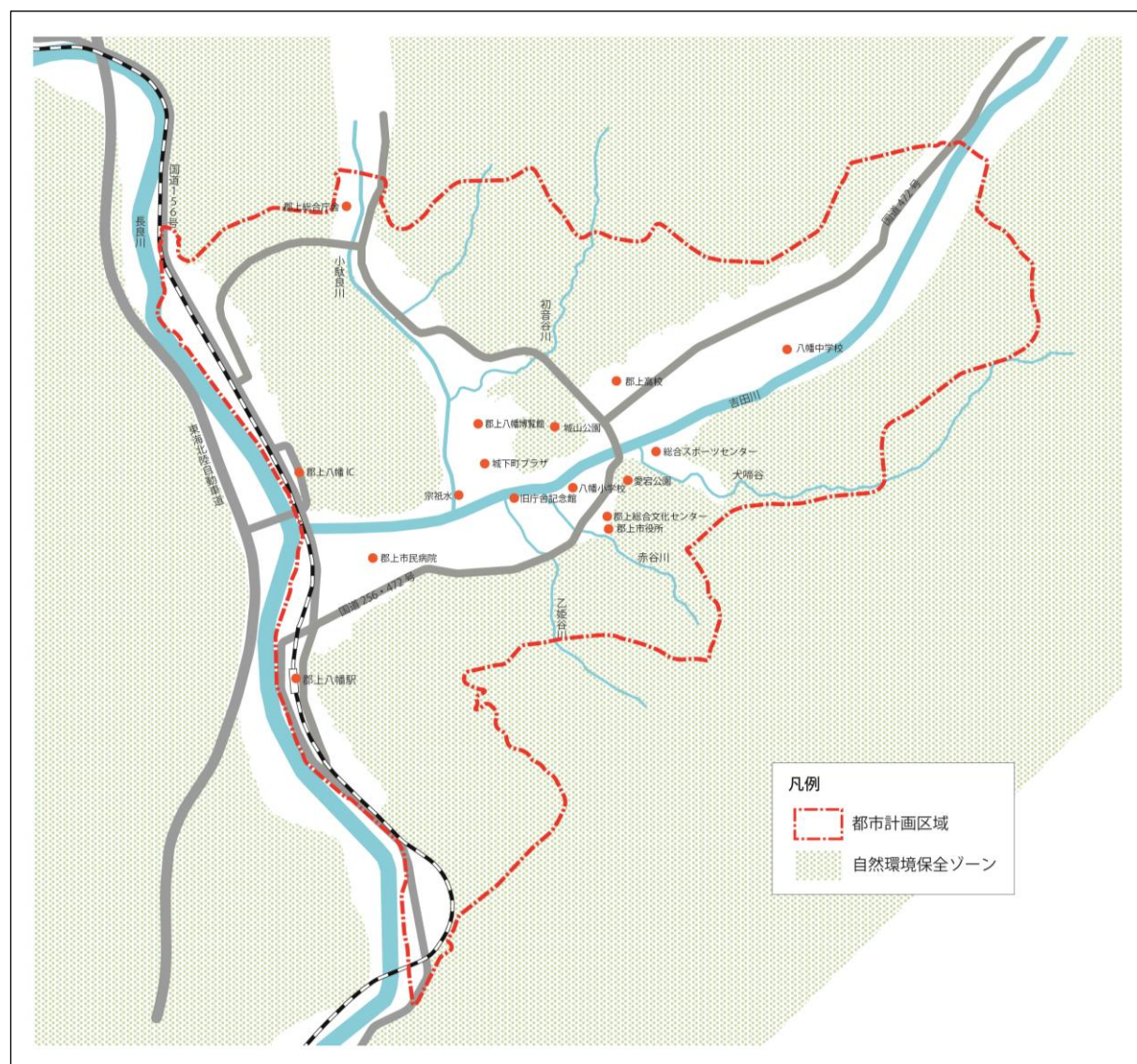
八幡市街地は城下町として発展し、旧城下町の範囲には、重伝建地区に選定されている柳町、職人町、鍛冶屋町等をはじめ、近世城下町を継承した町割と町家が広い範囲で残されている。このような郡上八幡の成り立ちを示すまちの構成や歴史的町並みの景観は、八幡市街地の極めて重要な資産である。

そこで、旧城下町の範囲を基本として、歴史的町並みが残り、寺社等の歴史的資源が多く点在する範囲を「歴史的環境保全ゾーン」として位置づけ、重点的に歴史的資源や景観の保全、良好な町並み形成を図っていく。

■環境・景観対策ゾーン模式図



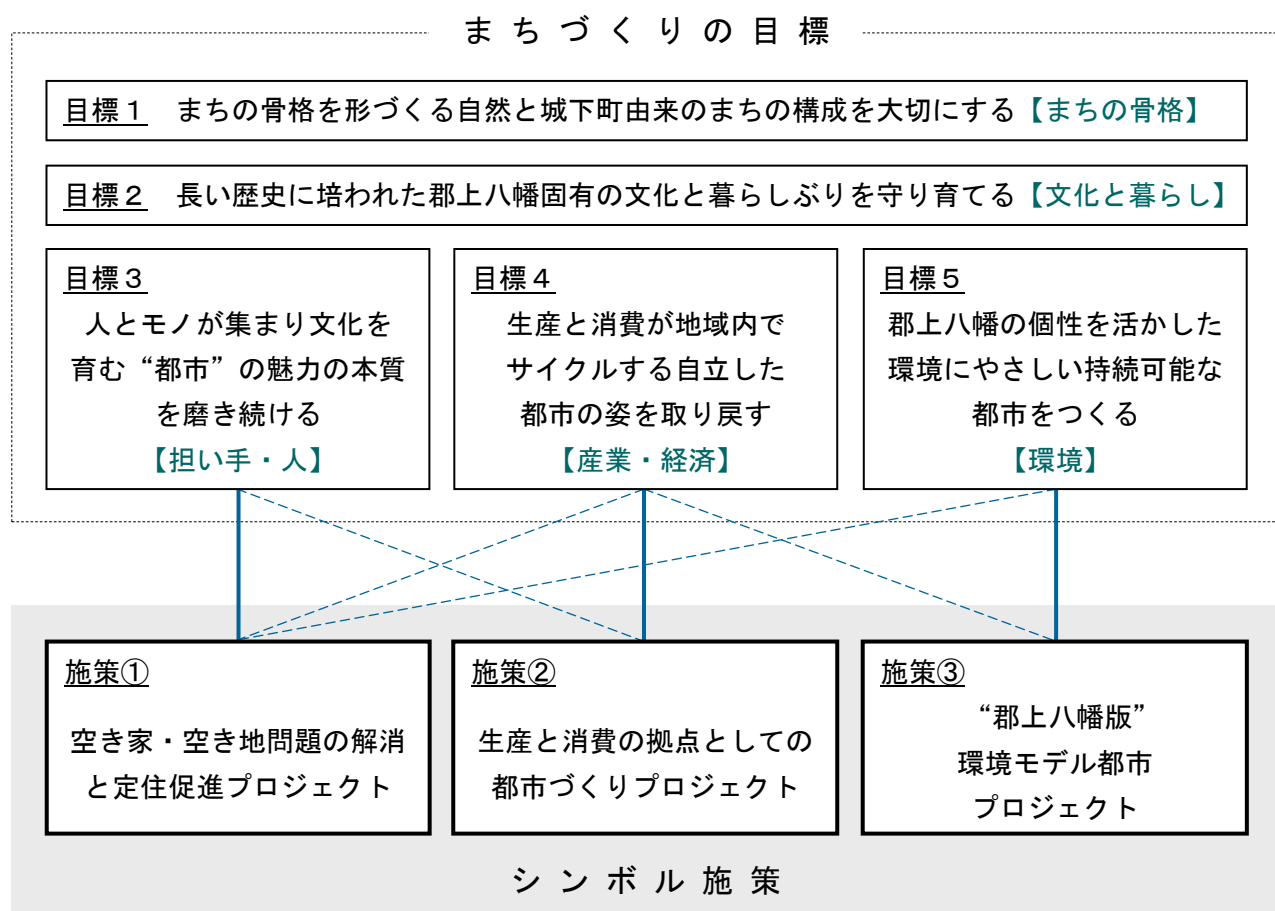
(参考) 都市計画区域を越えた「自然環境保全ゾーン」の設定イメージ



第3章 シンボル施策

第2章で示したまちづくりの基本理念・目標像は、人が集まって住み、住民が快適に文化的な生活を送れる本来の健全なまち（都市）の姿を取り戻すことを意図している。このような目標の実現に向け、今後の20年間で特に力点を置いて実施していくシンボル施策として、以下の3つを位置づける。

■まちづくりの目標とシンボル施策の関係



シンボル施策①

空き家・空き地問題の解消と定住促進プロジェクト

本プロジェクトは、八幡市街地で大きな問題となっている空き家・空き地問題を解決するとともに、空き家等を活用した定住化を促進し、歴史的町並みの景観保全とまちの活力の維持、向上を目指すものである。本プロジェクトは、大きく「空き家の有効活用に対する支援」と「現代的なニーズにマッチした町家の普及促進」で構成し、これらを組み合わせて実施することで、現状の課題解決を図る。

＜空き家の有効活用に対する支援＞

◆空き家・空き店舗の修繕に対する支援

歴史的景観の保全や商店街の活性化に資する、空き家・空き店舗の有効活用に際し、一定の基準に基づいた建物の必要な修繕に対する支援を実施する。（より活用しやすくするための既存支援制度の改良）

◆空き家の有効活用を先導する組織づくりと空き家の活用システムの構築

空き家の賃貸や売買の斡旋・仲介、サブリース、空き家の買い取りと直接的活用（空き家の一時使用目的賃貸借の展開等）、および所有者が空き家の賃貸、売却を渋る要因除去のための取組み（空き家にある荷物や仏壇等の預かり業務等）など、空き家活用のシステムを構築するとともに、それを先導して実施する組織づくりを行う。

◆空き家等を活用した工房等の誘致

（前述の先導組織が中心となり）空き家等を活用して郡上八幡ならではのものづくり（伝統工芸、食など）を行う工房を積極的に受け入れ、様々なものづくりが集積する都市づくりを進める。

◆空き家等を活用したサテライトオフィスの誘致

（前述の先導組織が中心となり）既に整備されている光回線による高速インターネット環境を活用した空き家等の環境整備を行うとともに、郡上八幡の豊かな自然、文化の中で仕事をする魅力を広く発信し、ICT企業等のサテライトオフィスの積極的誘致を展開する。またサテライトオフィスの社員に対する生活支援や地域での受け入れ体制づくりを行う。

＜現代ニーズにマッチした町家の普及・促進＞

◆町家モデルハウス事業

現代的なニーズにマッチする、快適で安心して暮らせる新しい町家づくりを行い、それを一般に公開することで、その普及を図る。具体的には以下の2つを想定する。

- 1) ワークショップ等を通じて現代的なニーズにマッチした新しい町家モデルを構築するとともに、一定の助成のもと、このモデルを踏襲して改築した町家をリアルなショールームとして公開する。
- 2) 空き家を活用し、町家の魅力を活かしながらも現代的な快適性や安全性を考慮したリフォームを行い、それをモデルハウスとして一般公開する。

◆コーポラティブ方式による町家型住宅建築のスタイル構築

まとまった空き地にコーポラティブ方式で町家型住宅を建築するスタイルの構築に向けた研究と可能性に関する検討を行う。また、モデルとなるような町家型公営住宅の整備等についても合わせて検討を行う。

シンボル施策②

生産と消費の拠点としての都市づくりプロジェクト

本プロジェクトは、郡上市全体の経済を牽引する存在として、八幡市街地の“生産と消費の拠点”としての機能を高めるとともに、郡上八幡のものづくり文化の継承と新たな産業の誘致による雇用の創出を目指すものである。本プロジェクトは、大きく「市内の様々な生産物等が商いされるマルシェづくり」「生産活動が活発な都市づくり（郡上八幡クラフト王国）」で構成し、これにより生産と消費の拠点としての都市の姿を取り戻す。

<市内の様々な生産物等が商いされるマルシェづくり>

◆郡上八幡マルシェづくり

市街地内のまとまった空き地等を活用し、市内の様々な生産物が商いされる「郡上マルシェ」（街路的な広場）の整備を行うとともに、その運用システムを構築する（定期的な朝市等から始め、利用者の増加に合わせて徐々に常設化することを想定）。また、市街地内の工房等が出店できるようにすることで、「郡上八幡クラフト王国」の拠点として機能させる。

<生産活動が活発な都市づくり（郡上八幡クラフト王国）>

◆空き家等を活用した工房等の誘致（※再掲）

空き家等を活用して郡上八幡ならではのものづくり（伝統工芸、食など）を行う工房を積極的に受け入れ、様々なものづくりが集積する都市づくりを進める。

◆空き家を活用したサテライトオフィスの誘致（※再掲）

既に整備されている光回線による高速インターネット環境を活用した空き家等の環境整備を行うとともに、郡上八幡の豊かな自然、文化の中で仕事をする魅力を広く発信し、ICT企業等のサテライトオフィスの積極的誘致を展開する。またサテライトオフィスの社員に対する生活支援や地域での受け入れ体制づくりを行う。

◆伝統産業への支援

「郡上」という冠がついているような伝統産業については、時代に即応した文化産業へ移行、高付加価値化、および製品開発や流通ルートの確保などを行う体制づくりを進めることで、現代でも産業として成り立つようにするための支援を行う。

◆郡上杉等を活用した加工品の開発や流通支援

郡上杉等の地元産品を活用した加工品、製品の開発、およびそのPRや流通促進に対する支援を行う。

◆ファブラボ（Fab Lab）の開設

誰もが自由に利用できるものづくりの拠点として、3次元プリンタやカッティングマシンといった先端工作機材が装備されたファブラボ（Fab Lab）を開設し、郡上八幡ならではのものづくり様々な人と共同で開拓していくための実験的な市民工房として機能させる。

◆職人等のネットワークづくり

重伝建地区における歴史的建造物の修理等を契機とし、歴史的建造物の修復等に関する技術を有する建築技術者や職人のネットワークづくり、および地元の職人育成等に対する支援を行う。

シンボル施策③

“郡上八幡版” 環境モデル都市プロジェクト

本プロジェクトは、豊富な水を生活の中で上手に利用するシステムやそれを支えるインフラ施設、八幡市街地のコンパクトな都市構造等、郡上八幡ならではの個性を活かし、“郡上八幡版”の環境モデル都市の実現を目指すものである。本プロジェクトは大きく「郡上八幡の水環境の再生と現代的活用」「歩行者と自動車が共存する交通環境づくり」の2つで構成し、環境に優しく生活しやすい都市の形成を図る。

<郡上八幡の水環境の再生と現代的活用>

◆老朽化した水利用施設の修繕と施設周辺環境整備

水屋、水舟、カワド、井戸といった水利用施設については、観光資源としての活用も念頭に、景観や利活用面において特に重要と判断される施設については、機能回復のための必要な修繕や本来の姿への復原を図る。また、施設本体とその周囲に空間的な余裕がある場合には、地域の暮らしと観光利用の双方を満足させる「コミュニケーションの場」や「憩いの場」としての環境整備を行う。

◆伝統的な水利用施設等を活用した知的観光の展開

民間のまちづくり団体等と協働し、水利用施設の見学や体験等を通じて郡上八幡の水文化に触れることのできるプログラムづくりを行うとともに、受け入れ体制を整え、知的観光の展開を図る。

◆新たな水利用を誘発する仕掛けづくり

小水力発電を用いた街灯の設置、用水や井戸水の温度モニタリングとその情報発信、ポケットパーク等でのモデル的な水撃ポンプ等の活用など、地域住民の水利用に対する関心を高め、新たな水利用を誘発するような取り組みを行う。

◆包括的な水利用システムの研究と実践（「郡上八幡水利用特区」の設定）

夏場の気温上昇を抑えるための道路や屋根への散水、洗濯やトイレの水など「中水」としての用水利用など、八幡市街地を網の目のように流れる用水を現代における貴重な生活インフラ施設として積極的に活用していくための方策やシステムについて研究を行う。またその実現に向け、水利権に関わる規制の特例措置を活用できるようにするため、国の構造改革特区制度等の活用について検討する。

<歩行者と自動車が共存する交通環境づくり>

◆歩行者と自動車の共存システムの導入

市街地中心部への流入車両の抑制と、それによる適正な交通流の確保、安全で安心して歩ける歩行環境の創出を目指し、一方通行等の交通規制の導入による、市街地中心部への観光車両や通過車両の流入抑制、市街地周辺部における公共駐車場の配置・整備、新たな歩行支援システムの導入等の検討を行い、歩行者と自動車が上手く共存できるような交通体系づくりを進める。

シンボル施策①

空き家・空き地問題の解消と定住促進プロジェクト

八幡市街地で大きな問題となっている空き家・空き地問題を解決するとともに、空き家等を活用した定住化を促進し、歴史的町並みの景観保全とまちの活力の維持、向上を目指す。

＜空き家の有効活用に対する支援＞

◆空き家・空き店舗の修繕に対する支援

歴史的景観の保全と商店街の活性化を目的とした、空き家・空き店舗の修繕に対する支援を実施する（既存制度の改良）。

◆空き家の有効活用を先導する組織づくりと

空き家の活用システムの構築

空き家の賃貸や売買の斡旋・仲介、サブリース、空き家の買い取りと直接的活用（空き家の一時使用目的賃貸借の展開等）、および所有者が空き家の賃貸、売却を渋る要因除去のための取組み（空き家にある荷物や仏壇等の預かり業務等）など、空き家活用のシステムを構築するとともに、それを先導して実施する組織づくりを行う。



◆空き家等を活用した工房等の誘致

空き家等を活用して郡上八幡ならではのものづくりを行う工房を積極的に受け入れ、様々なものづくりが集積する都市づくりを進める。

◆空き家等を活用したサテライトオフィスの誘致

既に整備されている光回線による高速インターネット環境を活用した空き家等の環境整備を行うとともに、郡上八幡の豊かな自然、文化の中で仕事をする魅力を広く発信し、ICT企業等のサテライトオフィスの積極的誘致を展開する。

＜現代的なニーズにマッチした町家の普及・促進＞

◆町家モデルハウス事業

現代的なニーズにマッチする、快適で安心して暮らせる新しい町家づくりを行い、それを一般に公開することで、その普及を図る。具体的には以下の2つを想定する。

- 1) ワークショップ等を通じて現代的なニーズにマッチした新しい町家モデルを構築するとともに、一定の助成のもと、このモデルを踏襲して改築した町家をリアルなショールームとして公開する。
- 2) 空き家を活用し、町家の魅力を活かしながらも現代的な快適性や安全性を考慮したリフォームを行い、それをモデルハウスとして一般公開する。

◆コーポラティブ方式による町家型住宅建築のスタイル構築

まとまった空き地にコーポラティブ方式で町家型住宅を建築するスタイルを構築する。（モデルとなる町家型公営住宅の整備等）

シンボル施策②

生産と消費の拠点としての都市づくりプロジェクト

郡上市全体の活力を牽引する存在として、八幡市街地の“生産と消費の拠点”としての機能を高めるとともに、郡上八幡のものづくり文化の継承と新たな生業の創出による雇用の創出を目指す。

＜市内の様々な生産物が商いされるマルシェづくり＞

◆郡上八幡マルシェづくり

市街地内のまとまった空き地等を活用し、市内の様々な生産物が商いされる「郡上マルシェ」（街路的な広場）の整備を行うとともに、その運用システムを構築する（定期的な朝市等から始め、利用者の増加に合わせて徐々に常設化する）。

また、市街地内の工房等が出店できるようにすることで、「郡上八幡クラフト王国」の拠点として機能させる。



マルシェのイメージ

＜生産活動が活発な都市づくり（郡上八幡クラフト王国）＞

◆伝統産業への支援

伝統産業については、時代に即応した文化産業へ移行していくための支援、および製品開発や流通ルートの確保などを行う体制づくりを進める。

◆郡上杉等を活用した加工品の開発や流通支援

郡上杉等の地元産品を活用した加工品、製品の開発、およびそのPRや流通促進に対する支援を行う。

◆ファブラボ（Fab Lab）の開設

誰もが自由に利用できるものづくりの拠点として、3次元プリンタやカッティングマシンといった先端工作機材が装備されたファブラボ（Fab Lab）を開設する。

◆職人等のネットワークづくり

重伝建地区における歴史的建造物の修理等を契機とし、歴史的建造物の修復等に関する技術を有する建築技術者や職人のネットワークづくり、および地元の職人育成等に対する支援を行う。

シンボル施策③

“郡上八幡版”環境モデル都市プロジェクト

豊富な水を生活の中で上手く利用するシステムやそれを支えるインフラ施設、八幡市街地のコンパクトな都市構造等、郡上八幡ならではの個性を活かし、“郡上八幡版”の環境モデル都市の実現を目指す。

＜郡上八幡の水環境の再生と現代的活用＞

◆老朽化した水利用施設の修繕と施設周辺の環境整備

観光資源としての活用も念頭に、景観や利活用面において特に重要と判断される水利用施設については、機能回復のための必要な修繕や本来の姿への復原を図る。また、地域の暮らしと観光利用の双方を満足させる「コミュニケーションの場」や「憩いの場」としての環境整備を行う。

◆伝統的な水利用施設等を活用した知的観光の展開

民間のまちづくり団体等と協働し、水利用施設の見学や体験等を通じて郡上八幡の水文化に触れることのできるプログラムづくりを行うとともに、受け入れ体制を整え、知的観光の展開を図る。

◆新たな水利用を誘発する仕掛けづくり

小水力発電を用いた街灯の設置、用水や井戸水の温度モニタリングとその情報発信、ポケットパーク等でのモデル的な水撃ポンプ等の活用など、地域住民の水利用に対する関心を高め、新たな水利用を誘発するような取組みを行う。

◆包括的な水利用システムの研究と実践

（「郡上八幡水利用特区」の設定）

夏場の気温上昇を抑えるための道路や屋根への散水、洗濯やトイレの水など「中水」としての用水利用など、八幡市街地を網の目のように流れる用水を現代における貴重な生活インフラ施設として積極的に活用していくための方策やシステムについて研究を行う。またその実現に向け、水利権に関わる規制の特例措置を活用できるようにするため、国の構造改革特区制度等の活用について検討する。

＜歩行者と自動車が共存する交通環境づくり＞

◆歩行者と自動車の共存システムの導入

市街地中心部への流入車両の抑制と、それによる適正な交通流の確保、安全で安心して歩ける歩行環境の創出を目指し、一方通行等の交通規制の導入による、市街地中心部への観光車両や通過車両の流入抑制、市街地周辺部における公共駐車場の配置・整備、新たな歩行支援システムの導入等の検討を行い、歩行者と自動車が上手く共存できるような交通体系づくりを進める。

第4章 都市整備・まちづくりの方針

ここでは、第2章で示したまちづくりの基本理念・目標像を実現させるための「①土地利用」、「②道路・交通システム」「③水と緑の保全・活用」「④景観および歴史文化」「⑤安全・安心」「⑥市民・行政の協働によるまちづくり」の6項目について、分野別の方針を示す。

都市整備・まちづくりの方針	土地利用	◆集約型市街地の形成・中心市街地活性化 →集約型市街地の形成 →中心市街地における空き地化の抑制と空き家・空き店舗の有効活用 →まちなか居住の推進（安心して住み続けられる環境づくり） →市内の様々な生産物等が商いされるマルシェづくり ◆適正な土地利用の誘導 →適正な土地利用誘導による商業地の機能強化 →新たな用途地域指定や地区計画導入の検討 ◆立地環境に応じた機能・土地利用の配置・誘導
	道路・交通システム	◆各道路の位置づけ・役割に応じた道路整備 ◆市街地内交通混雑の解消・歩行者と自動車が共存する交通環境づくり →歩行者と自動車の共存システムの導入 →歩行者と自動車の共存システムを支える駐車場の適正な配置・整備 ◆歩行者と自動車の共存システムと連動した公共交通体系等の再構築 →市街地循環バス（まめバス）の運行方策の見直し・改善 →新たな移動手段システムの導入 →長良川鉄道の利用促進・活性化
	水と緑の保全・活用	◆都市の骨格を形成する自然環境の保全 →市街地を取り囲む山林の良好な自然環境の保全・形成 →河川および水環境の保全 ◆自然を活かした憩いの場づくりとその利活用の促進 →ポケットパーク等の整備および必要な改修等の実施 →都市公園の維持管理・活用計画の策定 ◆低炭素・循環型社会の構築（環境負荷の軽減） →資源循環への対応 →低炭素社会に対応した公共施設整備
	景観および歴史文化	◆良好な町並み景観の保全・形成 →町並み景観の規制・誘導 →歴史的景観に配慮した町並み整備（無電柱化等）の実施 ◆核となる歴史的建造物の保全と周辺環境整備の実施 →歴史的建造物の文化財指定・登録の推進と八幡城の保存管理計画の策定 →歴史的建造物の修理に対する支援の実施 →重伝建地区や歴史的建造物の周辺における環境整備の実施 →伝統工法の職人等の育成支援や人材ネットワークづくり ◆水源・水路網の維持と伝統的水利用の継承 →老朽化した水利用施設の修繕と施設周辺の環境整備の実施 →水路や水利用施設の顕在化と積極的活用 ◆伝統行事・伝統産業の継承 →伝統行事の継承に対する支援の実施 →伝統産業への支援（製品開発、流通ルート確保等）の実施 →郡上八幡の伝統文化等を紹介する拠点づくり
	安全・安心	◆総合的な防火対策の実施 →出火の防止・予防のための対応 →歴史的市街地に適応した減災のための対策と体制づくり ◆地震対策の実施 ◆治山・治水・砂防対策の充実 ◆交通安全・防犯対策の充実
	市民・行政の協働によるまちづくり	◆市民協働の体制づくりと必要な支援の実施 ◆市民によるまち・地域への投資促進 ◆市街地活性化に向けた推進体制づくり

4-1 土地利用の方針

◆方針1：集約型市街地の形成・中心市街地活性化

八幡市街地の土地利用については、既存の都市基盤の有効活用を基本とし、地域生活拠点や日常生活に必要な機能が集積した集約型の市街地を形成する。また、郡上八幡の歴史と文化を活かした空き家・空き店舗対策、安心して住み続けられる環境づくりとまちなか居住の推進、市内の様々な生産物等が商いされるマルシェづくり等を通じ、中心市街地の活性化を図る。

①集約型市街地の形成

八幡市街地は、周辺を山地に囲まれた平地部に形成されており、人口も減少傾向にあることから、今後の市街地の拡大の可能性は低いと考えられる。また、土地区画整理事業区域内に良好な宅地が未利用のまま残っており、郡上八幡インターチェンジ周辺の工業系市街地内にも未利用地が残っていることから、新たな土地利用の需要に対しても、現在の市街地で十分に吸収できるものと考えられる。

そこで、今後の八幡市街地の土地利用にあたっては、無秩序な宅地開発を抑制し、多様な都市機能が集積し、身近な生活の拠点が適切に配置された集約型市街地を形成する。

②中心市街地における空き地化の抑制と空き家・空き店舗の有効活用

中心市街地で大きな問題となっている空き家・空き地問題に対し、空き家・空き店舗の有効活用に対する必要な支援を実施するとともに、現代的なニーズにマッチした町家の普及・促進を図ることで、空き家・空き地の増加を抑制する。

【空き家・空き地の増加を抑制するための施策】

i) 空き家・空き店舗の修繕に対する支援

歴史的景観の保全や商店街の活性化に資する、空き家・空き店舗の有効活用に際し、一定の基準に基づいた建物の必要な修繕に対する支援を実施する。（より活用しやすくするための既存支援制度の改良）

ii) 空き家の有効活用を先導する組織づくりと空き家の活用システムの構築

空き家の賃貸や売買の斡旋・仲介、サブリース、空き家の買い取りと直接的活用（空き家の一時使用目的賃貸借の展開等）、および所有者が空き家の賃貸、売却を渋る要因除去のための取組み（空き家にある荷物や仏壇等の預かり業務等）など、空き家活用のシステムを構築するとともに、それを先導して実施する組織づくりを行う。

iii) 町家モデルハウス事業

現代的なニーズにマッチする、快適で安心して暮らせる新しい町家づくりを行い、それを一般に公開することで、その普及を図る。具体的には以下の2つを想定する。

- 1) ワークショップ等を通じて現代的なニーズにマッチした新しい町家モデルを構築するとともに、一定の助成のもと、このモデルを踏襲して改築した町家をリアルなショールームとして公開する。
- 2) 空き家を活用し、町家の魅力を活かしながらも現代的な快適性や安全性を考慮したリフォームを行い、それをモデルハウスとして一般公開する。

iv) コーポラティブ方式による町家型住宅建築のスタイル構築

まとまった空き地にコーポラティブ方式で町家型住宅を建築するスタイルの構築に向けた研究と可能性に関する検討を行う。また、モデルとなるような町家型公営住宅の整備等についても合わせて検討を行う。

③まちなか居住の推進（安心して住み続けられる環境づくり）

都市の活力と魅力を維持する上では、人口の減少傾向を鈍化させ、一定の定住人口を維持する必要がある。また、本格的な人口減少時代を迎え、集約型の都市づくりへの転換が求められる中、郡上市の中心である八幡市街地には、周辺部からの人口の受け皿としての役回りも求められる。

そこで、空き家等を活用した移住者の受け入れを積極的に行うとともに、雇用対策や子育て支援の充実を図るなど、安心して住み続けられる環境づくりを行うことで、まちなか居住の推進を図る。

【まちなか居住を推進するための施策】

i) 空き家等を活用した移住者の受け入れ促進

②で示した空き家・空き店舗の修繕に対する支援や、空き家の有効活用を先導する組織づくりと空き家の活用システムの構築を通じて、空き家の利活用を促進するための環境を整える。また、郡上市交流・移住推進協議会等が中心となり、空き家のリフォーム塾を開催したり、お試し移住体験や郡上八幡暮らしの知恵伝授、就業支援等の取り組みを行うなどし、移住者の受け入れ体制を整える。

ii) 既存産業および新たな産業の発掘・育成等による雇用対策

伝統産業については、時代に即応した文化産業へ移行、高付加価値化、および製品開発や流通ルートの確保など、現代でも産業として成り立つようにするための支援を行う。また、空き家等を活用し、郡上八幡ならではのものづくり（伝統工芸、食など）を行う工房の受け入れ、既に整備されている光回線による高速インターネット環境を活用した空き家等の環境整備によるICT企業等のサテライトオフィスの誘致を積極的に行う。さらに、誰もが自由に利用できるものづくりの拠点として、3次元プリンタやカッティングマシンといった先端工作機材が装備されたファブラボ（Fab Lab）を開設するなど、雇用の場の創出に向けた、既存産業および新たな産業の発掘・育成等を行う。

iii) 子ども・子育て支援の充実

「誰もが安心して子どもを産み育てられるまち郡上」を目指すため、幼児期の教育・保育を一体的に行なう認定こども園化の推進や保育園・幼稚園保育料の軽減による保護者の経済的支援を進める。また、地域子育て支援拠点の整備やファミリー・サポート会員の拡大など、地域全体で子育てを応援する体制づくりを進めるとともに、放課後児童クラブの拡充、利用料の軽減、放課後子ども教室の開催など、放課後の子どもの居場所づくりの充実を図る。さらに、親の育児不安を解消し、妊娠・出産期から切れ目のない

健康の確保の支援するため、各種健診、乳児全戸訪問を進める。合わせて、次世代の子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備を推進する。

iv) 高齢者や子育て世代等が気軽に立ち寄れるまち中サロンづくり

まち中の空き家等を活用し、高齢者や子育て世代等のふれあいの場となるまち中サロンづくりを進める。

④市内の様々な生産物等が商いされるマルシェづくり

中心市街地活性化計画の策定・連携も視野に入れ、市街地内のまとまった空き地等を活用し、市内の様々な生産物が商いされる「郡上マルシェ」（街路的な市場）の整備を行うとともに、その運用システムを構築する（定期的な朝市等から始め、利用者の増加に合わせて徐々に常設化することを想定）。また、③で誘致した工房等が出店できるようにすることで、郡上八幡のものづくりの拠点としても機能させる。

◆マルシェに関する参考事例：枚方宿くらわんか五六市（大阪府枚方市）

枚方市では、商店街への新たな出店候補者の発掘および育成を目的として「枚方宿くらわんか五六市」を開催している。五六市では、最初は誰でも参加可能であるが、2回目以降は審査を通った人のみ参加できる仕組みとなっており、出店者のレベル向上が図られている。また五六市の目的は周辺の物件への出店であり、元宿泊施設をリノベーションした「鍵屋別館」には、五六市からの出店希望者等が出店し、地域を支える新たな店舗に発展している。



(出典) <http://www.gorokuichi.net/>

◆方針2：適正な土地利用の誘導

特に中心市街地の商業地については、市街地の生活利便性および都市の活力を維持、向上させるために、適切な土地利用誘導による商業地としての機能強化を図る。また、用途地域外（白地地域）で新たな土地利用が見られる初納地区および穀見地区については、用途地域の指定や地区計画の導入等について検討する。

①適正な土地利用誘導による商業地の機能強化

吉田川を挟んだ市街地中心部は、都市の活力を担う商業地域として用途を指定している。一方で中心市街地の商業地では、以前は店舗であった物件が住居としてのみ利用されているケースもあり、新規出店も見られる一方で、全体的に店舗数は減少傾向にある。都市の活力の維持向上を図る上では、市街地内で活発な商業活動が展開されることが望ましいことから、特に中心市街地の商業地については、新たな出店や工房、サテライトオフィス等を積極的に誘致することで、商業地としての機能強化を図る。

②新たな用途地域指定や地区計画導入の検討

都市計画区域内で、用途地域外（白地地域）となっている初納や穀見の地域では、近年、土地地区画整理による宅地や沿道型の商業施設の開発など、新たな土地利用が見られる。こうした用途地域外（白地地域）における開発に際しては、新たな用途地域指定や地区計画の導入など、土地利用の適切な誘導について検討する。

◆方針3：立地環境に応じた機能・土地利用の配置・誘導

八幡市街地は、その歴史的成り立ちから、住宅と日常買回り品等の商業施設、ものづくりの作業場等が混在しており、それが城下町としての風情や文化を今に残す本区域の特色となっている。そのため、機能・土地利用の配置・誘導に関しては、一定程度の用途複合化の許容を前提とする。以下に住宅系、商業系、工業系それぞれにおける機能・土地利用の配置・誘導方針を示す。

＜住宅地＞

住宅地については、以下のような分類、考え方に基づき、適切な機能や土地利用の配置・誘導を進める。

●旧城下町内住宅地

旧城下町およびその隣接地区では、平均的に小区画で町並みが連なり、城下町としての歴史的風情を残す通りや強いコミュニティが残る住宅地となっており、江戸時代からの長い歴史と伝統を持つ郡上八幡特有の住環境を形成している。当該住宅地にあっては、隣接する商業地とともに、歴史と文化が薫る住宅地として位置づけ、郡上八幡の魅力を全面に打ち出して、空き家等への移住者の積極的な受け入れを行う。

●土地区画整理による新住宅地

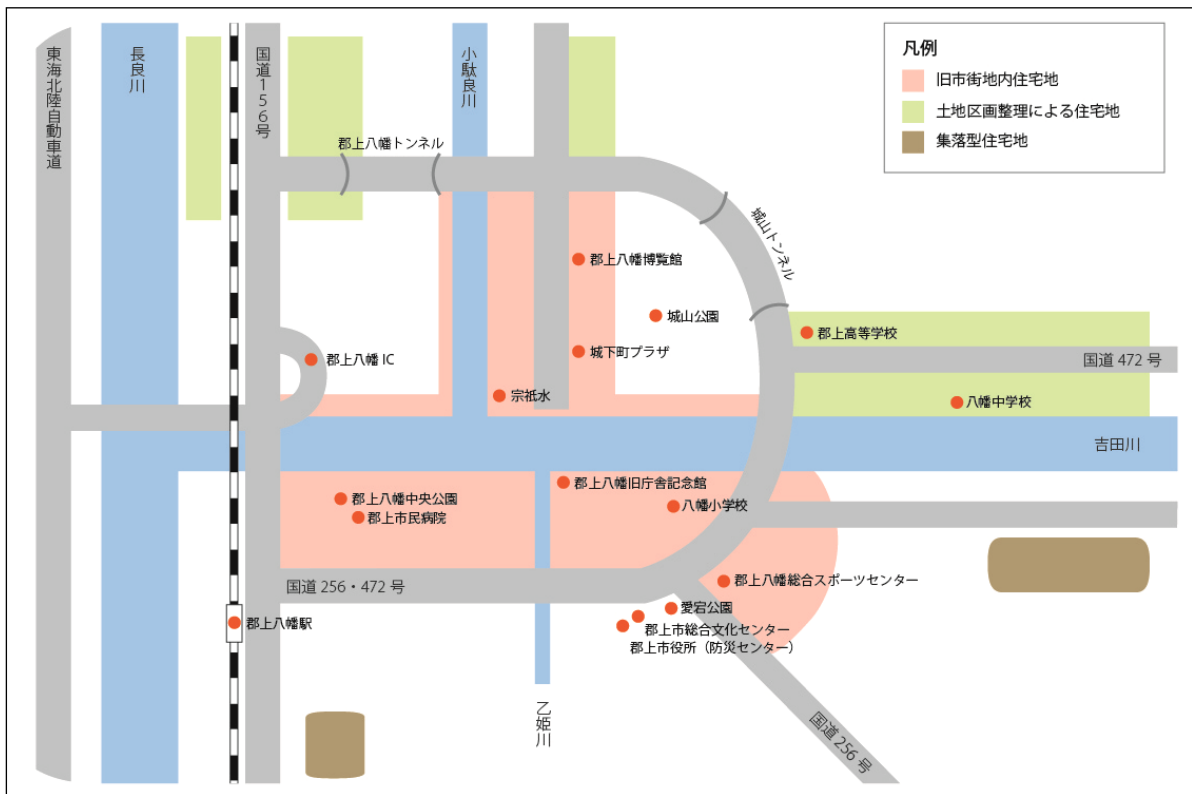
小野・中坪・五町等の土地区画整理事業により整備された新住宅地は、比較的宅地規模も大きく閑静な住宅地となっているが、近年は空き家も増加傾向にある。当該住宅地にあっては、U・J・I ターンや周辺部からの新規居住者へ対応するための住宅地として位置づけ、「郡上八幡に住みたいが、車庫等も確保できる広い宅地がほしい」といったニーズの受け皿として、低・未利用地の計画的な宅地化、および空き家等への移住推進を図る。国道および都市計画道路沿いについては商業施設の立地を許容するが、その背後地については、住居専用地に位置づけ、自然との調和に配慮した緑化等を行い、良好で快適な住環境の維持・向上を図る。

●集落型住宅地

市街地周辺部には、以前から農村的土地利用がなされ、現在でも豊かな自然環境の中に住宅が点在する集落型の住宅地が形成されている。自然環境に恵まれ、ゆとりある住環境となっている当該住宅地にあっては、自然志向、田園志向者のU・J・I ターンの受け皿となる住宅地として位置づけ、自然環境の保全とゆとりある住環境の維持・形成を図るとともに、市街地に隣接する優良農地の保全を図る。

なお、このような集落型住宅地の位置づけおよび形成は、市街地周辺を含めた広い範囲での展開が有効であるため、都市計画区域を越えた範囲で設定する。

■住宅地配置模式図



＜商業地＞

商業地については、立地環境に基づく利用形態の違い、それによる相互補完の関係性を考慮し、以下のような分類、考え方に基づき、適切な機能や土地利用の配置・誘導を進める。

特に、八幡の旧城下町への玄関口となり、郡上八幡の第一印象を決定付ける重要なエリアとなる近隣対応型商業地、および沿道サービス型商業地等については、郡上市景観条例に基づく景観形成重点地区に指定するなどし、建築物や屋外広告物に関するきめの細かいルールを定めるとともに、同ルールにより、土地利用に関しても間接的な規制・誘導を図る。

●中心商業地

吉田川を挟んだ市街地中心部の商業地は、市の政治・経済・文化の中心的な役割を担っており、また、八幡城や清流吉田川、趣のある古い町並み等の郡上八幡を代表する地域資源が集積している。

当該商業地においては、日用雑貨や食料品、贈答品などの生活用品を中心とした品揃えに対応した商業地として位置づけ、まちなみづくり町民協定等に基づいた景観形成等により、郡上八幡の歴史・文化と自然環境を活かした風情と高度な都市機能が共存する商業地を形成する。空き店舗等の低・未利用地については、郡上八幡ならではのものづくり（伝統工芸、食など）を行う工房など、今の時代に即応した新規出店者の積極的誘致を図る。

また、重伝建地区に選定されている北町エリアや郡上八幡旧庁舎記念館の周辺エリアについては、多くの人が訪れる本区域のシンボリックな地域となっていることから、観光客や非日常的な商品を求める周辺および広域圏の消費者も対象とした「地域特性型商業地」として位置づけ、市内の様々な生産物が商いされる「郡上マルシェ」（街路的な市場）の整備を行うなど、郡上

八幡らしさを全面に押し出した展開により、市街地の経済活動の核として機能させる。

なお、当該商業地に点在する手工業を中心とした伝統工業は、周辺の住環境に与える影響が比較的少ないことに加え、観光においても重要な要素の一つとなっていることから、従来の配置形態を継承し、今後も観光要素として活用する。

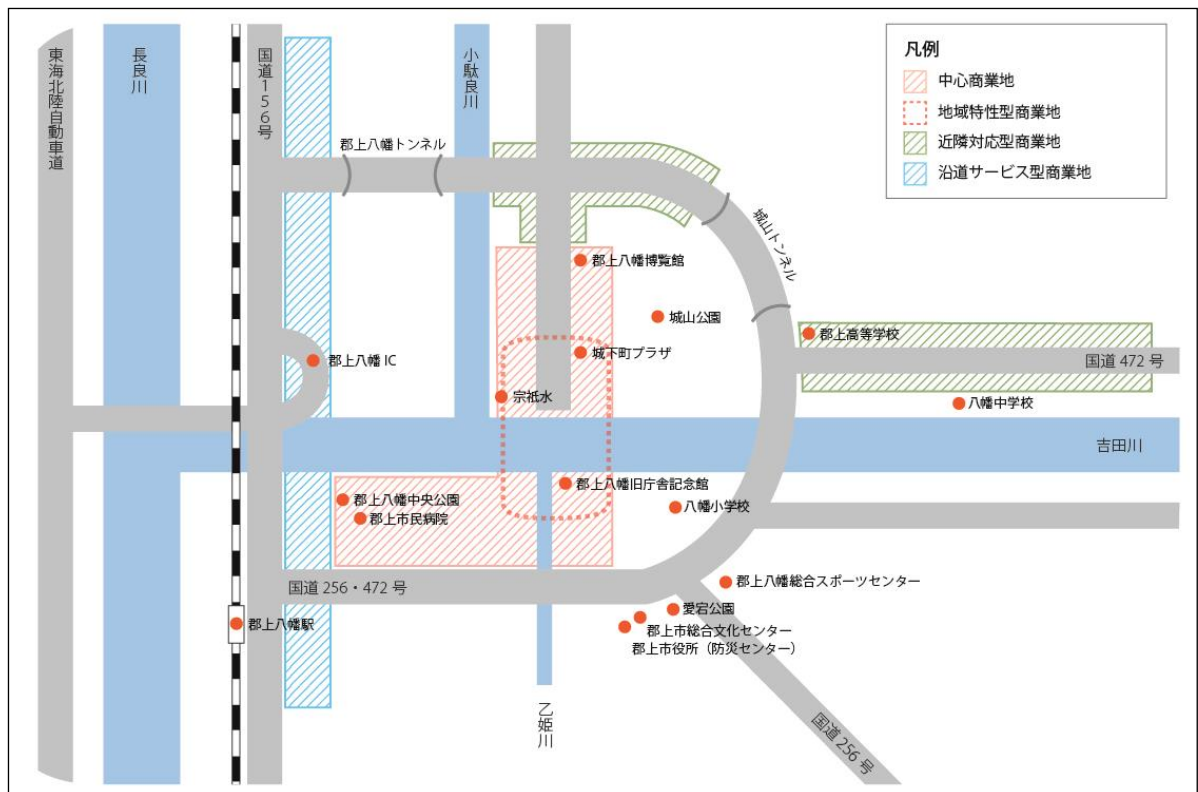
●近隣対応型商業地

土地区画整理事業により整備された小野・中坪等の幹線道路沿いについては、区画規模や歴史的な環境面から中心市街地に適さない商業施設や生活利便性の向上に資する商業施設の立地を誘導し、中心商業地の商業機能を補完する。

●沿道サービス型商業地

交通量が多い国道 156 号沿いについては、主に自動車交通を前提として成り立っているような業種・形態の店舗（ガソリンスタンドや家電量販店等）が立地する沿道サービス型の商業地として位置づける。

■商業地配置模式図

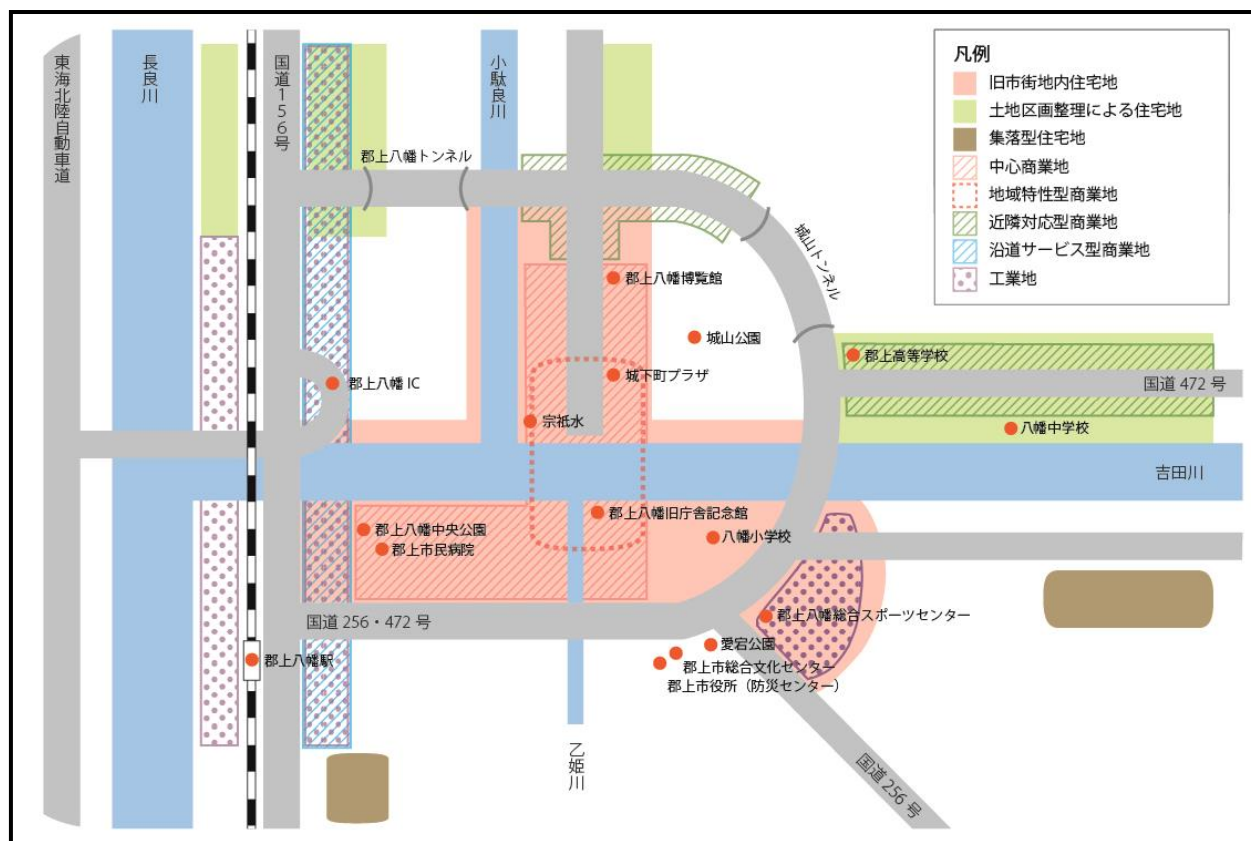


<工業地>

工業地域、準工業地域として用途を指定している国道 156 号沿道については、中心市街地内での立地に適さない町工場等の立地の受け皿として位置づけるが、現状で沿道サービス型の商業施設の立地も多いことから、将来的には用途地域の見直しも検討する。

国道 256 号沿道の東町については、準工業地域として用途指定しており、規模の小さい町工場等が立地しているが、工場とともに住宅（一部店舗）も立地しているため、住商工が共存できる地区とする。

■八幡市街地土地利用総括模式図



4-2 道路・交通システムの整備方針

方針1：各道路の位置づけ・役割に応じた道路整備

2-4 将来フレームの(3) 将来都市構造で「広域軸」「地域連携・交流軸」「市街地生活軸」に位置づけた幹線道路、およびそれ以外の市街地内生活道路については、以下の方針に基づいた整備を進める。

●幹線道路

幹線道路については、2-4 将来フレームの(3) 将来都市構造で、「広域軸」として東海北陸自動車道、「地域連携・交流軸」として国道156号、国道472号、国道256号、「市街地生活軸」として(都)五町・中坪線、(都)初音・小野線、県道有穂・中坪線を位置づけている。これらの道路は国道または県道であるため、道路改良等の必要性が生じた場合には、適宜、国や県に対応を要望する。

なお、国道156号に架かる郡上大橋については供用から60年近くが経過し、幅員も狭く老朽化しているため、市街地環状道路の機能を担う郡上大橋を含む国道156号の一部区間について、都市計画道路の決定を検討するとともに、郡上大橋の架け替えを積極的に国に働きかける。

また、都市計画道路で未整備となっている稲成・上小野線の一部区間については、必要に応じた幅員縮小等の見直しを行いつつ、その整備実現を目指す。

●市街地内生活道路

幹線道路以外の市街地内生活道路については、老朽化した橋梁(大乘寺橋等)の補修・架け替えを進めるとともに、町並み景観にも配慮し、老朽化した脱色アスファルト舗装部の再整備、および重伝建地区については、電線類の無電柱化事業を進める。また、現状で袋小路となっている細街路については、防災面を考慮し幹線道路への接続を推進する。

方針2：市街地内交通混雑の解消・歩行者と自動車が共存する交通環境づくり

八幡市街地では、町家の伝統的な町並み、郡上八幡ならではの文化等が注目され、年々観光客が増加している。観光客の増加は市街地の活性化に対して大きな効果を生んでいる一方、観光車両が市街地中心部に流入することで、ピーク時には激しい交通混雑が発生している。また、まち中における駐車需要の増大に伴い、空き家を取り壊され駐車場になるケースも増えている。

このような駐車場の増加は、まち中の魅力を削ぐことになり、結果として来訪者が減少して活気がなくなり、さらに空き家・空き地が増えるという悪循環に陥る危険性を内包している。

そこで、特に観光シーズンにおける市街地内交通混雑の解消を図るとともに、魅力ある町並み景観を維持・形成していくことを目的とし、地区住民の合意形成を図りつつ、一方通行等を含めた段階的な歩行者と自動車の共存システムの導入を検討する。



車両と歩行者が錯綜している状況
(本町地区)

①歩行者と自動車の共存システムの導入

＜歩行者と自動車の共存システムの考え方＞

中心市街地における交通混雑の問題は、自動車と歩行者が混在することによる危険性と渋滞による非定時性等であるが、その要因の一つとして観光交通の増大が挙げられる。そのため、観光車両の中心市街地への流入をいかに抑制できるかが、中心市街地の交通問題の解決に向けた大きなポイントとなる。

八幡市街地では、平成24年12月に北町の一部が重伝建地区に選定されているが、このような市街地での交通対策としては、歴史的地区を取り囲む環状道路に通過交通等を受け持たせ、その内側を歩行者優先ゾーンとする考え方が、わが国、さらには欧州等においても理想とされている。八幡市街地にはおいては、このような環状道路網が既に整備されていることから、今後は、中心市街地への観光車両等の流入を抑制するためのソフト施策（交通規制や駐車場への車両誘導等）の充実が求められる。

中心市街地においては、観光シーズン等のピーク時を除けば、現状において自動車と歩行者が上手く共存できており、中心市街地内での大きな交通事故もほとんど発生していない。そこで八幡市街地においては、「シェアード・スペース」の考え方に基づき、自動車と歩行者を厳格に分離するのではなく、自動車と歩行者が道路空間を上手く共有していけるようなシステムの導入を基本とする。

＜導入システムの方向性＞

●駐車場の効果的配置と交通規制（一方通行等）の組み合わせによる

市街地中心部への流入車両の抑制

当該システム導入の目的は、市街地中心部への流入車両の抑制と、それによる適正な交通流の確保、安全で安心して歩ける歩行環境の創出にある。そこで、一方通行等の交通規制を導入することで、市街地中心部に観光車両や通過車両が流入しづらい環境をつくとともに、周辺部に比較的規模の大きい駐車場を配置することで、そこから徒歩等で中心部にアクセスできるような環境を整える。

●目的地（まち中駐車場）の制御

八幡市街地では、複数の公共駐車場と民間駐車場が市街地内に点在しており、これら全体で現状の駐車需要を賄っており、その数は周辺部よりも中心部の方が多い状況となっている（駐車容量的にはほぼ同等）。一方で、市街地中心部への流入車両の抑制を考えた場合、駐車場はできるだけ周辺部に配置されることが望ましい。現状では、公共駐車場だけでは不足する駐車容量を民間駐車場が補っている状況であるが、これ以上中心部に民間駐車場が増え、かつ点在すると、観光交通の制御が行いにくくなることから、長期的には、市街地中心部の駐車場は必要最小限に留めるよう誘導を図る。

なお、中心部に立地する公共の郡上八幡旧庁舎記念館駐車場については、ピーク時に入庫待ちの車列が交通流を大きく乱している状況も見られることから、特に西側駐車場の存続の可否、および仮に廃止にした場合の、当該地の有効活用方策について検討を行う。

●観光客の多い通り等における時期・時間帯を限定した車両通行止め（歩行者天国化）の導入
一方通行化による流入車両制御の方向として、現状において観光目的の歩行者の多い通り等を対象とし、特に歩行者の多い時期や時間帯を限定した車両通行止め（歩行者天国化）の実施を検討する。これについては、恒常的な交通規制ではないため、車両通行止めとする区間や時期、時間帯、それらの多様な組み合わせを慎重に検討し、社会実験等を通じてその効果や課題の検証を行いつつ、段階的な導入を目指す。

＜段階的なシステム導入への筋道＞

交通の問題は個々人の生活とも密接に関わってくるため、合意形成を図りづらい側面があり、段階的に対策を講じていく必要がある。そこで、歩行者と自動車の共存システムの導入にあたっては、以下のような手順、進め方でシステム内容の検討と検証を行い、実際の導入につなげていくことを想定する。

●地区住民と有識者等による交通問題ワーキング（仮称）の組織化と課題の共有

現状の市街地内の交通問題に対する認識を共有し、課題解決に向けた動機付けや課題解決の糸口を探ることを目的に、地元住民と有識者等で組織する交通問題ワーキング（仮称）を立ち上げ、現状調査や課題に関する話し合い、意識啓発等の活動を行う。

●詳細な交通実態調査の実施と、その結果を踏まえたシステム導入計画の検討

平常時および観光ピーク時等の交通実態調査（断面交通量、渋滞延長、旅行速度等）を行い、市街地内の交通実態とボトルネック等の問題点を明らかにするとともに、その結果も踏まえ、どの区間で、どの時期に、どのような対策を行うのかといった検討を行い、歩行者と自動車の共存システム導入計画を策定する。

●社会実験等による効果・課題の検証とシステム導入に対する合意形成

歩行者と自動車の共存システムの導入にあたっては、まず社会実験を実施し、その効果と課題を検証し、必要な改善点等の検討を行う。問題点が発覚した場合には、必要な改善を加えながら社会実験を複数回行う。このような実験を通じてシステム導入に対する住民の合意形成につなげる。

●歩行者と自動車の共存システムの段階的導入

段階を踏んで無理のない範囲で歩行者と自動車の共存システムの導入を図る。車両通行止め（歩行者天国化）については、まずは交通への影響の少ない時間帯で実施するといった対応も考えられる。

②歩行者と自動車の共存システムを支える駐車場の適正な配置・整備

<駐車場配置の考え方と配置計画>

市街地内の駐車場については、市街地中心部への流入車両の抑制を目指し、可能な限り市街地環状線沿い等の市街地中心部の外側に配置することを基本とする。

●公共駐車場の必要駐車台数について

平成 24 年度より春季（ゴールデンウィーク）、夏季、秋季の年 3 回実施している市街地内駐車場利用状況調査の結果を見ると、最も駐車台数が多かったのは平成 26 年 5 月 4 日（日）の 1,415 台で、ピーク時（14：00）の駐車台数は 559 台となっている。またこの時間は、調査対象としている全 14 駐車場の内、半分の 7 箇所が満車となっている。

この調査結果を踏まえ、ここでは、市街地内で必要となる駐車台数を 600 台、内 8 割以上となる 500 台を市街地中心部の周辺に配置する公共駐車場で確保することを目標として設定する。

■市街地内駐車場利用状況調査結果（調査対象とした 14 駐車場の合計）

調査実施日		1 日あたり駐車台数 (台)	ピーク時駐車台数 (台)	平均滞在時間 (時間)
春季	平成 25 年 5 月 4 日（土）	1,374	560（13:00）	2.5
	平成 26 年 5 月 4 日（日）	1,415	559（14:00）	2.5
夏季	平成 24 年 8 月 11 日（土）	803	258（13:00）	2.0
	平成 25 年 8 月 10 日（土）	790	261（13:00, 14:00）	1.9
	平成 26 年 8 月 9 日（土）	471	194（14:00）	2.2
秋季	平成 24 年 11 月 10 日（土）	688	305（14:00）	2.3
	平成 25 年 11 月 9 日（土）	713	300（14:00）	2.2
	平成 26 年 11 月 8 日（土）	641	274（14:00）	2.2

※平成 24 年度は夏季と秋季のみ調査を実施、駐車台数は普通車のみ対象

●公共駐車場の配置と駐車台数の配分について

現状の公共駐車場の駐車容量を踏まえ、市街地中心部の周辺に配置される各公共駐車場の収容台数の目標を以下のように設定する。公共駐車場の配置については、公共用地等の有効活用を含め効果的な場所選定について検討する。

■公共駐車場の現状の収容台数と目標として設定する収容台数

	駐車場名	現状の収容台数	目標とする収容台数
北町	北町隣接駐車場（新設）	—	200 台
	郡上八幡博覧館駐車場	31 台	
南町	日吉駐車場	24 台	300 台
	愛宕駐車場（市役所職員用駐車場、防災センター前駐車場含む）	221 台	

なお、先にも述べたように、公共駐車場で市街地中心部に位置する郡上八幡旧庁舎記念館駐車場（西側）については、その存続の可否について検討を行う。また、同じく市街地中心部に位置する郡上八幡城下町プラザ駐車場については、例えばバス専用の駐車場とする等の可能性について検討する。

＜駐車場案内誘導システムの整備＞

市街地中心部の周辺に配置する公共駐車場を機能させ、中心部に流入する車両を減少させるためには、八幡市街地へ向かう車に対し、駐車場の存在や位置を知らせ、公共駐車場への確に誘導する必要がある。また、市街地内の施設や見どころの案内を行うことで、よりスムーズな誘導が可能となる。そこで市街地環状線や主要道路沿いに系統立った案内誘導サインを整備する。

方針 3：歩行者と自動車の共存システムと連動した公共交通体系等の再構築

歩行者と自動車の共存システムと連動する形で、市街地循環バス（まめバス）等の運行方策の必要な見直しを行うとともに、駅と市街地中心部をつなぐシャトルバスの運行や、パーソナルモビリティ等の新たな歩行支援システムの導入についても検討を行う。また、公共交通として重要な長良川鉄道の利用促進を図るとともに、郡上八幡駅の観光鉄道拠点駅としての機能強化を図る。

①市街地循環バス（まめバス）等の運行方策の見直し・改善

市街地循環バス（まめバス）は、細街路の多い八幡市街地において極めて有効な移動交通手段であるが、年々利用者数が減少している現状も見られる（平成 25 年度は、最も利用者数が多かった平成 19 年度と比べて約 78%に減少）。今後、利用者ニーズをしっかりと把握した上で、運行経路や運行間隔等の必要な見直しを行う。また、先に示したような交通管理システムの導入に際しては、交通規制に合わせた運行経路を設定する。

さらに、高速バス利用の利便性を向上させるため、新たな日本海ルートの開設に向け、関係機関に積極的な働きかけを行う。

②新たな移動手段システムの導入

先に示した歩行者と自動車の共存システムでは、市街地中心部の周辺に公共駐車場を配置することとしている。八幡市街地はコンパクトであり、十分公共駐車場から歩いて買い物やまち中散策を楽しめる距離感であるが、より利便性を高めるとともに、市街地循環バス（まめバス）の機能を補完するため、駅と市街地中心部をつなぐシャトルバスの運行や、パーソナルモビリティ等の新たな歩行支援システムの導入についても検討を行う。

③長良川鉄道の利用促進・活性化

長良川鉄道は、郡上市民の生活の足として欠かすことのできない生活鉄道であるが、年々乗客の減少が続いており、厳しい経営を強いられている。そのため、引き続き通勤・通学での長良川鉄道の利用を推奨するとともに、市街地循環バスの運行方策の見直し等により、駅～市街

地中心部間のアクセス性の向上を図る。また、郡上八幡駅を観光鉄道拠点駅として位置づけ、バリアフリー化や便益性向上を目的とした駅舎やロータリーの必要な改修を行うことで、観光・交流拠点としての機能強化を図るとともに、平成 27 年 8 月 4 日付けで国登録有形文化財となった駅舎等の外観を建設当初の姿に復原することで、駅舎の歴史・文化的価値や観光資源としての価値を高める。さらに、イベント列車の運行など、乗車自体が目的となるような施策を官民連携で推進する。

4－3 水と緑の保全・活用方針

方針 1：都市の骨格を形成する自然環境の保全

郡上八幡ならではの市街地構造を特徴づけ、市街地の豊かな環境を形成するとともに、郡上八幡の特徴である“水”を支える上で極めて重要な役割を担っている市街地を取り囲む山林、および長良川、吉田川、小駄良川といった河川の良い環境を保全、形成する。

①市街地を取り囲む山林の良好な自然環境の保全・形成

市街地を取り囲む山林は、市街地環境に落ち着きと安らぎを与えているだけでなく、「水のまち郡上八幡」を支える水源かん養林として、また土砂の流出防備といった防災機能や野生生物の生息の場として重要な役割を果たしている。

このような市街地を取り囲む山林については、郡上市森林整備計画に基づいて適切な森林整備・管理を行い、現在の良好な自然環境を保全していくとともに、長期的には、生物多様性や趣のある四季の景観づくりの観点から、針葉樹林から広葉樹林への移行を進める。また近年、増加傾向にある里山の竹林については、竹の資材等としての有効活用方策の検討を行い、これ以上の拡大を抑制するための適正な管理に努める。

さらに、城山公園周辺および愛宕公園周辺の山林については、自然環境のみならず歴史的にも重要な地域であることから、都市計画法に基づく風致地区として指定を行う。

②河川および水環境の保全

市街地には長良川や吉田川をはじめとする多くの河川が流れており、市民の生活にとってかけがえのない存在となっている。今後においては、現状の良好な河川環境や景観を保全していくことを前提とし、必要な砂防や治水整備を実施する。吉田川については、すでに親水遊歩道が整備されており、豊かな自然環境を体感できる場となっていることから、今後も適正な維持管理に努める。また、水質の維持・保全については、本区域の下水道整備はすでに完了しているため、下水道施設の持続的かつ適切な維持管理を行うとともに、今後は整備済下水道への接続を推進する。さらに、これまでも行われてきた官民一体となった清掃活動を継続する。

方針 2：自然を活かした憩いの場づくりとその利活用の促進

これまでに中心市街地内で数多く整備されてきたポケットパークについては、必要に応じ、更なる魅力や機能向上に向けた改修、拡充整備を行う。城山公園や郡上八幡中央公園、愛宕公園については、今後の更なる有効活用を図っていくための維持管理・活用計画を策定する。

①ポケットパーク等の整備および必要な改修等の実施

八幡市街地の都市公園は、在来の城山公園と愛宕公園を含め、都市計画公園としては土地区画整理に伴う街区公園が9箇所、近隣公園（郡上八幡中央公園）が1箇所の計12箇所となっている。特に中心市街地については密度の高い土地利用となっており、新たな公園整備を行う用地確保も難しいこと、また旧来より社寺境内地等が市街地のオープンスペースとして機能していることなどから、八幡市街地の都市公園については、この12公園を基本とする。なお、

また中心市街地では、水を活かしたまちづくりの一環として、郡上八幡の特性である「城下町」「おどり」「水」をテーマとしたポケットパークを数多く整備しており、地区住民や観光客の憩いの場として親しまれている。一方で、これらポケットパークが整備されて 20～30 年が経過する中で、一部の施設では老朽化等もみられる。今後は、必要に応じた改修、拡充整備を行うことで、ポケットパークの更なる魅力や機能向上を図る。

[illegible]

城山公園や郡上八幡中央公園、愛宕公園については、日常およびイベント等における更なる有効活用を図っていく観点、および遊具をはじめとする公園施設の安全性の確保や維持管理の効率性向上の観点から、今後、公園の維持管理・活用計画を策定する。

現代の都市・地域づくりにおける重要課題となっている低炭素・循環型社会の実現に向け、郡上八幡ならではの水環境の有効活用や地場産材の活用促進など、資源循環への対応を図るとともに、建築物の省エネルギー化等、低炭素社会に対応した公共施設整備を進める。（なお、

低炭素社会の実現に資する環境負荷の小さい交通体系づくりについては、「4-2 道路・交通システムの整備方針」に示したとおりである。）

①資源循環への対応

資源循環型社会を実現し、持続可能な地域社会をつくるため、八幡市街地における重要な既存ストックである用水等の水環境を有効に活用していくための仕組みづくりや、郡上杉等の地場産材の有効活用に向けた各種取組みを展開する。また、市街地内で発生した生ゴミ等の堆肥化とその活用に向けたシステムづくりを目指す。

【資源循環の実現のための施策】

i) 地場産材の活用促進

既存の「郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度」の活用に対する普及、啓発を図るなどし、郡上市産材を活用した住宅等の建築を促進するとともに、郡上杉等の地元産品を活用した加工品、製品の開発、およびそのPRや流通促進に対する支援を行う。

ii) 包括的な水利用システムの研究と実践（「郡上八幡水利用特区」の設定）

夏場の気温上昇を抑えるための道路や屋根への散水、洗濯やトイレの水など「中水」としての用水利用など、中心市街地を網の目のように流れる用水を現代における貴重な生活インフラ施設として積極的に活用していくための方策やシステムについて研究を行う。またその実現に向け、水利権に関わる規制の特例措置を活用できるようにするため、国の構造改革特区制度等の活用について検討する。

iii) 市街地内で発生した生ゴミ等の堆肥化とその活用

八幡市街地内の飲食施設や宿泊施設等で発生した生ゴミを堆肥化し、この堆肥を活用して市街地周辺で生産された農作物を市街地の飲食施設、宿泊施設で提供するといった、「食」の循環システムを構築する。

②低炭素社会に対応した公共施設整備

街路灯等のLED化を推進するとともに、公共施設の改築・改装等に合わせた建築物の省エネルギー化を図る。また、バイオマスエネルギーの活用や、今後の普及・拡大が予想される電気自動車や燃料電池車に対応するための公共施設等における充電スタンドや水素スタンドの整備について検討する。

4-4 景観および歴史文化に関する方針

方針1：良好な町並み景観の保全・形成

八幡市街地は、まちの中央を吉田川が流れ、まちの周囲を緑が取り囲む恵まれた自然環境とともに、400年の歴史を持つ城下町として、往時の風情や優れた景観が保全されている。平成24年12月には、北町の一部が重伝建地区に選定されるなど、中心市街地の歴史的町並み景観の価値や認知度は更に高まりつつある。

そのため、歴史的町並みを中心とした市街地の景観については、「まちなみづくり町民協定」に基づく建物等の審査等を引き続き実施するとともに、郡上市景観条例や郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいた建築行為等に対する規制・誘導の徹底を図る。また、本市独自の屋外広告物条例を制定し、屋外広告物についても市街地の歴史的な町並み景観への配慮を促す。さらに、公共事業においても電線類の地中化や道路の美装化、景観に配慮した街路灯の設置といった町並み整備を推進し、良好な市街地景観の形成に努める。

①町並み景観の規制・誘導

中心市街地の町並みの保全・形成については、平成14年より市街地内の各地区で「まちなみづくり町民協定」が締結され、地区別のルールに基づいた建物等の審査が行われ、良好な町並み景観の保全・形成が図られている。今後も、これら協定に基づいた景観の規制・誘導を継続して実施していくとともに、重伝建地区については、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいた、より厳しい規制・誘導を図る。さらに当該保存地区を含めた一定のエリアを対象に、郡上市景観条例に基づく景観形成重点地区への指定等を行うことで、景観法を根拠とした、よりきめの細かい規制・誘導を図っていく。

また、本市は平成22年に景観行政団体となっていることから、屋外広告物法の「景観行政団体である市町村の特例」に基づき、本市独自の屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の設置場所や大きさ、材質、色彩・意匠等に関するルールを定めることで、より八幡市街地の景観に適した屋外広告物の規制・誘導を進める。

なお、伝統的建造物群保存地区については、新たな地区指定等に向けた調査や必要な対応を検討する。

②歴史的景観に配慮した町並み整備（電線類の地中化等）の実施

郡上八幡北町伝建地区内の市道鍛冶屋町柳町線、大手町鍛冶屋町線、殿町柳町1号線等を対象として、歴史的な町並み景観への配慮、および防災や交通円滑化等を目的として、電線類の地中化整備を行う。また合わせて、道路の美装化や街路灯の整備等を行う。

方針2：核となる歴史的建造物の保全と周辺環境整備の実施

中心市街地の歴史的町並みの中で核となるような歴史的建造物については、今後も文化財としての指定、登録を進めるとともに、その保護と公開等による活用に向けた保存管理計画策定を推進する。また、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物等として指定し、その修理修景行為

に対する支援を実施するとともに、その利活用にあたって必要な環境整備を実施する。さらに、歴史的建造物の修理等を通じ、伝統工法の職人等の育成支援や人材ネットワークづくりを進める。

①歴史的建造物の文化財指定・登録の推進と八幡城の保存管理計画の策定

八幡市街地では、齋藤家住宅や旧八幡町役場庁舎などの歴史的建造物について、市の重要文化財としての指定や国の登録有形文化財への登録を行い、その保存を図っており、今後も歴史的建造物については、所有者の同意を得ながら文化財としての指定、登録を進める。

また、県史跡八幡城跡（市重要文化財八幡城（建造物）を含む）については保存管理計画を策定し、その適正な維持管理を図る。

②歴史的建造物の修理に対する支援の実施

歴史的建造物を保全し、良好な歴史的町並み景観を形成するため、重伝建地区の特定物件の保存修理や町並みに配慮した修景工事に対し、一定の助成を行う。また、市街地の歴史的風致の維持向上を図る上で重要な物件については、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致形成建造物等に指定し、保存修理工事に対する一定の助成を行う。歴史的風致形成建造物への助成にあたっては、修理計画を策定し建造物の真正性（オーセンティシティ）を確保する。

■歴史的風致形成建造物の指定候補（出典：郡上市歴史的風致維持向上計画）

1 <table> <tr> <td>名 称</td><td>長良川鉄道 郡上八幡駅舎</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>郡上市八幡町相生字稲成</td></tr> <tr> <td>所 有 者 等</td><td>長良川鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>文化財指定</td><td>文化財指定なし 建築年代 昭和初期</td></tr> </table>  本屋 昭和4年建築  跨線橋 昭和19年建築  プラットホーム 昭和7年建築	名 称	長良川鉄道 郡上八幡駅舎	所 在 地	郡上市八幡町相生字稲成	所 有 者 等	長良川鉄道株式会社	文化財指定	文化財指定なし 建築年代 昭和初期	<table> <tr> <td>名 称</td><td>島谷用水取水口</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>郡上市八幡町 吉田川八幡大橋付近</td></tr> <tr> <td>所 有 者 等</td><td>郡上市</td></tr> <tr> <td>文化財指定</td><td>文化財指定なし 建築年代 昭和12年</td></tr> </table> 	名 称	島谷用水取水口	所 在 地	郡上市八幡町 吉田川八幡大橋付近	所 有 者 等	郡上市	文化財指定	文化財指定なし 建築年代 昭和12年
名 称	長良川鉄道 郡上八幡駅舎																
所 在 地	郡上市八幡町相生字稲成																
所 有 者 等	長良川鉄道株式会社																
文化財指定	文化財指定なし 建築年代 昭和初期																
名 称	島谷用水取水口																
所 在 地	郡上市八幡町 吉田川八幡大橋付近																
所 有 者 等	郡上市																
文化財指定	文化財指定なし 建築年代 昭和12年																
	2 <table> <tr> <td>名 称</td><td>旧八幡町役場庁舎</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>郡上市八幡町島谷 520-1</td></tr> <tr> <td>所 有 者 等</td><td>郡上市</td></tr> <tr> <td>文化財種別</td><td>登録有形文化財 建築年代 昭和10年</td></tr> </table> 	名 称	旧八幡町役場庁舎	所 在 地	郡上市八幡町島谷 520-1	所 有 者 等	郡上市	文化財種別	登録有形文化財 建築年代 昭和10年								
名 称	旧八幡町役場庁舎																
所 在 地	郡上市八幡町島谷 520-1																
所 有 者 等	郡上市																
文化財種別	登録有形文化財 建築年代 昭和10年																
	3 <table> <tr> <td>名 称</td><td>旧林療院本館</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>郡上市八幡町島谷 789-1</td></tr> <tr> <td>所 有 者 等</td><td>郡上市</td></tr> <tr> <td>文化財指定</td><td>登録有形文化財 建築年代 明治37年</td></tr> </table>  4	名 称	旧林療院本館	所 在 地	郡上市八幡町島谷 789-1	所 有 者 等	郡上市	文化財指定	登録有形文化財 建築年代 明治37年								
名 称	旧林療院本館																
所 在 地	郡上市八幡町島谷 789-1																
所 有 者 等	郡上市																
文化財指定	登録有形文化財 建築年代 明治37年																

③重伝建地区や歴史的建造物の周辺における環境整備の実施

重伝建地区や歴史的建造物の周辺において、その魅力や回遊性、利便性の向上を図るため、ポケットパークや資源を紹介するための由緒書（解説サイン）など、必要な環境整備を実施する。

郡上八幡北町伝建地区においては、景観の向上および町並みの連続性を維持するため、柳町に隣接する公共施設（八幡公民館）の駐車場にポケットパークを整備する。

④伝統工法の職人等の育成支援や人材ネットワークづくり

歴史的建造物の修理にあたっては、地域の伝統的な工法に対応できる瓦職人や左官職人、歴史的建造物の修理を指導できる建築士等の人材が必要となるが、全国的に伝統工法を用いた建造物が減少する中で、伝統工法の技能を持った職人や建築士が減少している。幸い、八幡市街地では北町の一部が重伝建地区に選定され、今後、歴史的建造物の修理工事が継続して行われることになることから、伝統工法の技能を持った職人等が技術を活かせる場を確保可能となる。そこで、このような歴史的建造物の修理現場を活用し、見学会や講習会を開くなどし、地元の職人等を育成する場として積極的に活用する。また、県内の伝統工法の技能を持った職人等のネットワークづくりを進める。

方針３：水源・水路網の維持と伝統的水利用の継承

郡上八幡の地層は石灰岩を含む構造で保水力に富み、いたるところで水が湧き出している。また江戸時代には用水が張り巡らされ、多面的な水利用文化が育まれてきた。市街地内には水屋や水舟、カワド、井戸といった水利用施設が点在している。このような水利用施設、およびこれら施設を生活の中で利用する文化は、まさに「水のまち郡上八幡」としての大切な個性である。しかし一方で、水路や湧水などを管理していた住民の高齢化、生活スタイルの変化等により、伝統的な水利用の生活習慣が薄れ、町内の伝統的な水環境の維持が困難になりつつある。水利用施設についても、良好な状態で保存・活用されている施設がある一方で、特に現在は利用されていない施設については老朽化や損傷の激しいもの、水利用施設としての機能が失われているものも散見される。また、現在も利用されている施設においても、本来の形や素材とは異なる代替品が用いられているものも一部で見られる。

そこで今後は、これら水利用施設の観光資源としての活用も念頭に、景観や利活用面において特に重要と判断される施設については、必要な修繕や施設周辺の環境整備を行う。また、水路の開渠化や水利用施設へのアプローチの改善等を行い、施設の存在を顕在化させるとともに、水路や水利用施設の新たな利活用方策を研究し、地域の貴重な資源、インフラ施設としての積極的な活用を図る。



現在は利用されておらず、損傷の激しい井戸

①老朽化した水利用施設の修繕と施設周辺の環境整備の実施

水屋、水舟、カワド、井戸といった水利用施設については、観光資源としての活用も念頭に、景観や利活用面において特に重要と判断される施設については、機能回復のための必要な修繕や本来の姿への復原を図る。また、施設本体とその周囲に空間的な余裕がある場合には、地域の暮らしと観光利用の双方を満足させる「コミュニケーションの場」や「憩いの場」としての環境整備を行う。



水利用施設周辺の環境整備のイメージ

②水路や水利用施設の顕在化と積極的活用

一方通行化等の交通施策の導入と連動する形で、可能な通りについては水路の開渠化を進めるとともに、観光資源としての活用も想定する水利用施設については、施設へのアプローチの改善等を行うなどし、水路や水利用施設の存在を顕在化させる。また、伝統的な水利用施設等を活用した知的観光の推進や、価値観や生活様式の変化を踏まえた新たな水利用方策に関する研究を行い、地域の貴重な資源、インフラ施設としての積極的活用を図る。

【水路や水利用施設の顕在化と積極的活用のための施策】

i) 交通施策と連動した水路の開渠化

4-2 道路・交通システムの整備方針で示した交通施策と連動し、一方通行化等で道路幅員に余裕が生まれた道路については、地区住民の同意が得られた段階で水路の開渠化を行う。

ii) 伝統的な水利用施設等を活用した知的観光の展開

民間のまちづくり団体等と協働し、水利用施設の見学や体験等を通じて郡上八幡の水文化に触れることのできるプログラムづくりを行うとともに、受け入れ体制を整え、知的観光の展開を図る。



iii) 新たな水利用を誘発する仕掛けづくり

小水力発電を用いた街灯の設置、用水や井戸水の温度モニタリングとその情報発信、ポケットパーク等でのモデル的な水撃ポンプ等の活用など、地域住民の水利用に対する関心を高め、新たな水利用を誘発するような取組みを行う。

iv) 包括的な水利用システムの研究と実践（「郡上八幡水利用特区」の設定）

夏場の気温上昇を抑えるための道路や屋根への散水、洗濯やトイレの水など「中水」としての用水利用など、八幡市街地を網の目のように流れる用水を現代における貴重な生活インフラ施設として積極的に活用していくための方策やシステムについて研究を行う。またその実現に向け、水利権に関わる規制の特例措置を活用できるようにするため、国の構造改革特区制度等の活用について検討する。

方針 4：伝統行事・伝統産業の継承

郡上八幡には、重要無形民俗文化財に指定されている郡上踊をはじめ、岸劔神社、日吉神社、八幡神社の春の例祭である大神楽の奉納など伝統行事が現在に継承されている。また、県の重要無形文化財に指定されている「郡上本染」や、古くから大工、左官などの職人の半纏や神社幟、鯉のぼりなどを染めるのに用いられた「カチン染」等の伝統産業も継承され、カチン染の工程で、大寒の日に吉田川でモチノリを落とす寒ざらしの作業は、郡上八幡の冬の風物詩となっている。一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化等に伴う伝統文化に対する住民意識の低下、伝統的技術を身につけた人材の減少等により、祭りや工芸等の伝統文化の継承が困難になってきている。

長く守り伝えられてきた郡上八幡ならではの伝統文化は、地域のアイデンティティとして極めて重要な要素であることから、担い手の育成や行事に必要な用具の確保など、伝統行事の継承に対する支援を実施するとともに、製品開発や流通ルートの確保など、伝統産業への必要な支援を実施する。また、郡上八幡の伝統文化等を紹介する拠点を整備し、郡上八幡の伝統文化の価値や魅力を広く発信する。

①伝統行事の継承に対する支援の実施

自治会や学校、各種団体と連携し、伝統行事の担い手育成を行うとともに、活動に必要な衣装や道具類については、その重要度や消耗度を勘案し、購入にかかる経費の支援を行う。

②伝統産業への支援（製品開発、流通ルート確保等）の実施

「郡上」という冠がついているような伝統産業については、時代に即応した文化産業へ移行、高付加価値化、および製品開発や流通ルートの確保などを行う体制づくりを進めることで、現代でも産業として成り立つようにするための支援を行う。

③郡上八幡の伝統文化等を紹介する拠点づくり

重伝建地区に隣接する旧八幡公民館（積翠荘）の跡地を活用して、郡上八幡の文化・伝統を紹介・体験できる施設を整備し、郡上八幡の伝統文化の情報発信拠点、来街者と地元住民の交流拠点等として活用する。

4－5 安全・安心に関する方針

方針 1：総合的な防火対策の実施

中心市街地は木造建築物が密集しており、道路幅員が狭いことも含め、地震や火災に対して脆弱な状況である。しかし、消防車が入れないような細街路が多い一方、このような街路沿いには、郡上八幡の魅力である町家が連担した町並みが形成されており、道路の拡幅や耐火建築物への移行は、城下町として都市構造を残す歴史的市街地の価値や魅力を大きく削ぐことになる。そのため、平成 26 年度に策定した八幡市街地防災対策基本計画及び伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、出火の防止・予防のための対応を図るとともに、歴史的市街地に適応した減災のための各種施策を展開する。また、防災体制の強化により地域防災力を向上させ、住民の生命財産と町並みの保護を図る。

①出火の防止・予防のための対応

消防本部の火災年報によれば、八幡市街地における過去 10 年間の火災要因はコンロ、ストーブ、たばこ等となっている。八幡市街地内の建築物の多くが伝統的建造物等の築 50 年以上の家屋であり、なかには旧式の電気配線を有している建物も見られる。市では「郡上市防災マニュアル」を作成、市内全戸への配布を行い、火災予防措置の啓発を行っているが、当該マニュアルに取り上げられていない出火・延焼要因も想定される。

そこで、出火防止の心構えや注意点等を取りまとめた地区単位の「地区防災マニュアル」を作成し、各戸に配布するとともに、市街地の火災の危険性や防災の取り組みに向けた学習会等を開催することで、出火の防止・予防のための意識啓発を図る。また、地区単位で各世帯における安全装置付き機器への取り換えが必要な機器の把握を行うとともに、自主防災会等が中心となり、安全装置付き機器の推奨や電気配線の点検実施等に関する普及啓発活動を推進する。

②歴史的市街地に適応した減災のための対策と体制づくり

木造町家が連担し、消防車が入れないような細街路も多い郡上八幡の歴史的市街地の環境に適応した防災対策として、1) 火災発生早期発見・早期通報を実現するための対策、2) 初期消火のための対策、3) 避難路の確保、4) 延焼抑制のための対策、5) 消防水利の拡充、6) 防災体制の強化、の 6 つの施策を展開する。

1) 火災発生早期発見・早期通報を実現するための対策

住宅用火災警報器の設置・点検・更新の徹底、早期通報に係る訓練の実施、火災発生を外部（表通り）に通報する外部周知装置の設置など、火災発生早期発見・早期通報を実現するための対策を実施する。

2) 初期消火のための対策

初期消火器具の設置・点検・更新の徹底、自主防災会等による初期消火対策の検討支援、初期消火訓練の実施など、初期消火を実現するための対策を実施するとともに、特に重伝建地区においては、導水範囲の検証にもとづき、準公設消火栓（40mm）の移設等の必要な整備を行う。



準公設消火栓（地上式）

3) 避難路の確保

避難・救助に係る課題としては、地域防災計画に定められた避難所、避難場所までの安全な避難経路の確保が挙げられる。避難にあたっては一方向から火災が迫ったときのために、常に二方向避難経路を確保する必要があるが、中心市街地の場合、表通りには避難が可能でも、敷地裏手が山や川、隣家等の理由により二方向避難が困難な場合がある。各家屋からの二方向避難に関しては、表通りに加えて、裏手側の道路や敷地、もしくは隣家等に避難することで二方向避難を可能となるが、その場合、災害時に隣家への行き来が可能となるように隣同士で協定を結ぶ、隣家との境界が塀などにより物理的に通行できない場合に木戸を設置する等の取り組みが必要となる。そこで、二方向避難の必要性を先に示した「地区防災マニュアル」に明記し、避難路の確保を呼びかけるとともに、このような二方向避難に係る取り組みへの支援を検討する。

4) 延焼抑制のための対策

中心市街地の建造物は大半が木造であり、その多くが伝統的な工法、意匠による伝統的建造物が占めている。伝統的建造物は木造平屋もしくは二階、屋根は瓦もしくは金属板葺き、外壁は真壁漆喰塗り仕上げ、軒裏は木部表しとする場合が多い。隣棟とほぼ壁を接して建てられており、戸境壁は屋外側からは裏返し塗りなしで仕上げられている。木造家屋であり、隣棟同士が隣接しているため、特に戸境壁や軒裏を伝っての延焼危険性が高いと考えられる。

市街地は建築基準法 22 条区域であり、屋根を不燃材料で葺き、外壁のうち延焼の恐れのある範囲（1 階 3m、2 階 5m）については準防火構造とすることが定められている。準防火構造については真壁造で柱と梁を木とする場合、外壁については平成 16 年国土交通省告示第 787 号により以下が定められている。

- ・壁と間柱及び桁との取り合いにちりじゃくりを設ける等炎の侵入を防ぐ
- ・塗り厚さ 30 mm以上の土壁とする（裏返し塗りなし可）

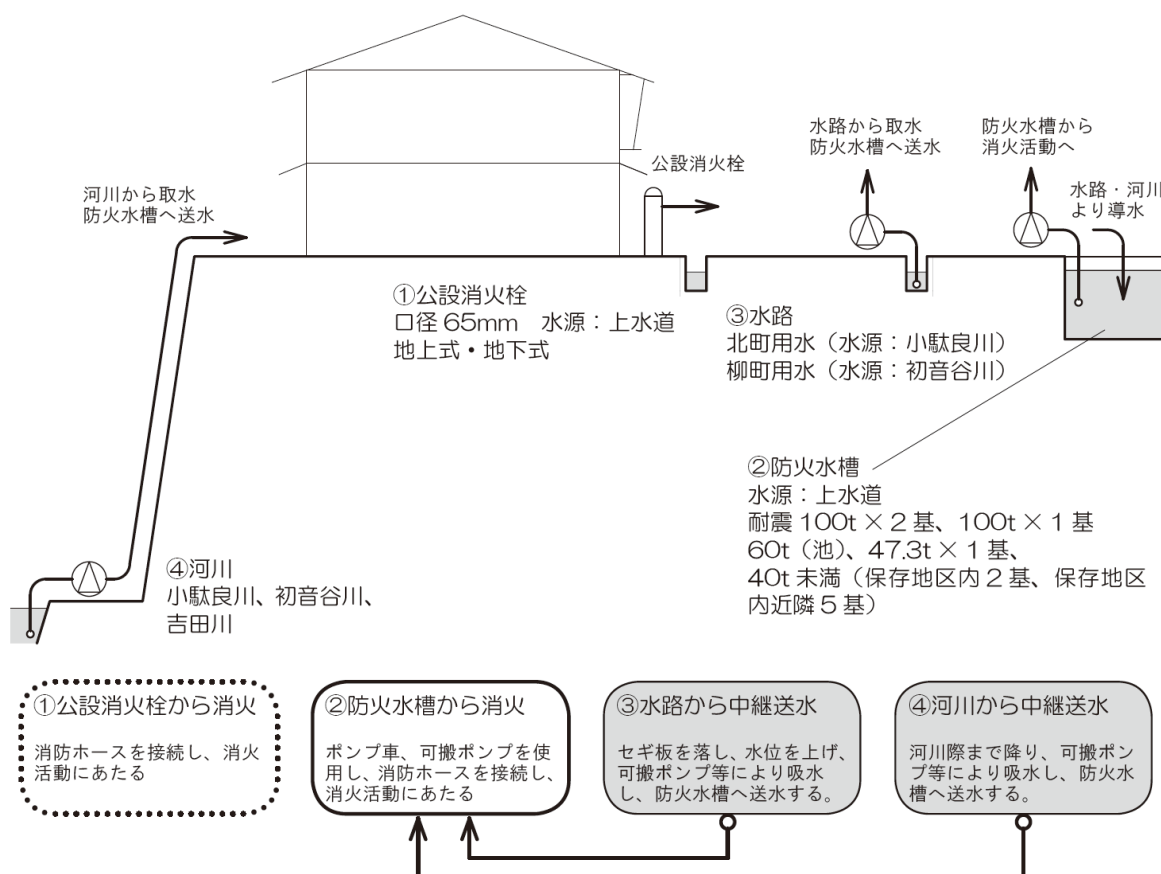
中心市街地の伝統的建造物は、30 mm以上の土塗り壁を有しており、屋根は瓦もしくは金属板であるため、一定の塗り厚さがあれば、法 22 条に対応する程度の防火性能を有している。しかし実際には、戸境壁の施工精度や老朽化等による破損、個々の家屋による厚みの違い、後世の開口部等の設置により防火性能が損なわれている可能性がある。

そこで、延焼を一定程度防止できる幅員の広い道路や河川を延焼抑制帯として設定し、木造家屋が対面する等の延焼要因箇所を特定するとともに、延焼要因の解消に向け、歴史的町並みに配慮しながら準防火構造、防火構造に適合する不燃化方策に関する普及啓発、防火構造改修の支援を行う。また、延焼要因の解消方策として、公共的空地の確保、消防水利の重点配備等を図る。

5) 消防水利の拡充

八幡市街地の消防水利には、公設消火栓、防火水槽、水路、河川がある。平常時火災で消防活動にあたる場合、消防記録から過去の消火活動を参考にすると、以下のような消防水利による消火活動が想定できる。

■消防水利の概要（出典：郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区防災計画）



消防法に基づく「消防水利の基準」によれば、市街地（近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域、年間平均風速 4 m/s 未満の地区）については防火対象物から消防水利までの距離が 100m（その他の用途地域は 200m）を超えないものと定められており、公設消火栓は表通り沿いに配置され市街地全域をほぼカバーしている。防火水槽については、とくに吉田川南側の市街地において、分布に偏りが見られ、耐震化の促進も課題となっている。また、中心市街地においては、まち中に張り巡らされた水路も重要な消防水利となるが、水路の流量が一定しない、地区によって流量が少ない場合がある等の課題がある。

そこで、地震時の水道管の破損、消火栓が同時に多数使用できないことなどを踏まえて、耐震性防火水槽の拡充を図るとともに、消防活動に応じた水路の分岐箇所の改良、柳町用水→北町用水（殿町筋→職人町～鍛冶屋町）のバイパス水路の整備等を行う。

6）防災体制の強化

自助、共助による取り組みが必要な出火防止、早期発見・早期通報、初期消火、避難・誘導について、地区において実施すべき内容を自主防災会等において検討し、先に示した「地区防災マニュアル」に明記して活動の推進を図る。また、自主防災会の防災力向上のための体制整備について指導・支援するとともに、市街地の防火に対する方策推進のため、行政、消防本部、消防団、女性防火クラブ、自主防災会が連携する市街地防火協議組織、（仮称）市街地防火連携会議の設立を検討する。

方針 2：地震対策の実施

木造の町家が連担している中心市街地において、大規模な地震が発生した際の被害を最小限に留める上で、町家の耐震診断、およびその結果に基づく適切な耐震補強を行うことが重要となる。そこで、木造住宅の耐震診断、耐震補強に対する技術的支援を行うとともに、文化財およびそれに準じる歴史的建造物については、その補強工事の実施を支援する。また、重伝建地区については無電柱化を進めるとともに、無電柱化路線以外についても、電柱の耐震化を電気事業者とともに推進する。また、伝統的建造物の防火・耐震改修に関し、修理に伴う構造補強、耐震補強の推進方策を検討する。

方針 3：治山・治水・砂防対策の充実

山間を縫うように流れる河川沿いで狭小な平地に展開している八幡市街地は、そのほとんどが水害や土砂災害の危険にさらされており、一旦、台風や豪雨に見舞われれば大きな災害を招く恐れがある。治山・治水・砂防対策はこうした災害を未然に防ぎ、より安全な市街地を形成するために欠かすことのできない取組みの一つである。

そのため、保安林の指定等により、健全な保水機能を維持するための良好な山林環境を維持・形成していくことを大前提とする。その上で、景観や生態系等にも十分配慮し、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所、要配慮者利用施設や避難所等の周辺を優先して、土砂災害防止のための砂防堰堤や溪流保全工等の整備を進める。

方針 4：交通安全・防犯対策の充実

交通事故や犯罪に対応するため、4-2 道路・交通システムの整備方針で示した通過交通の排除や街路灯の設置を進めるとともに、郡上八幡の特徴である強い地域コミュニティを活かした地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化を図る。

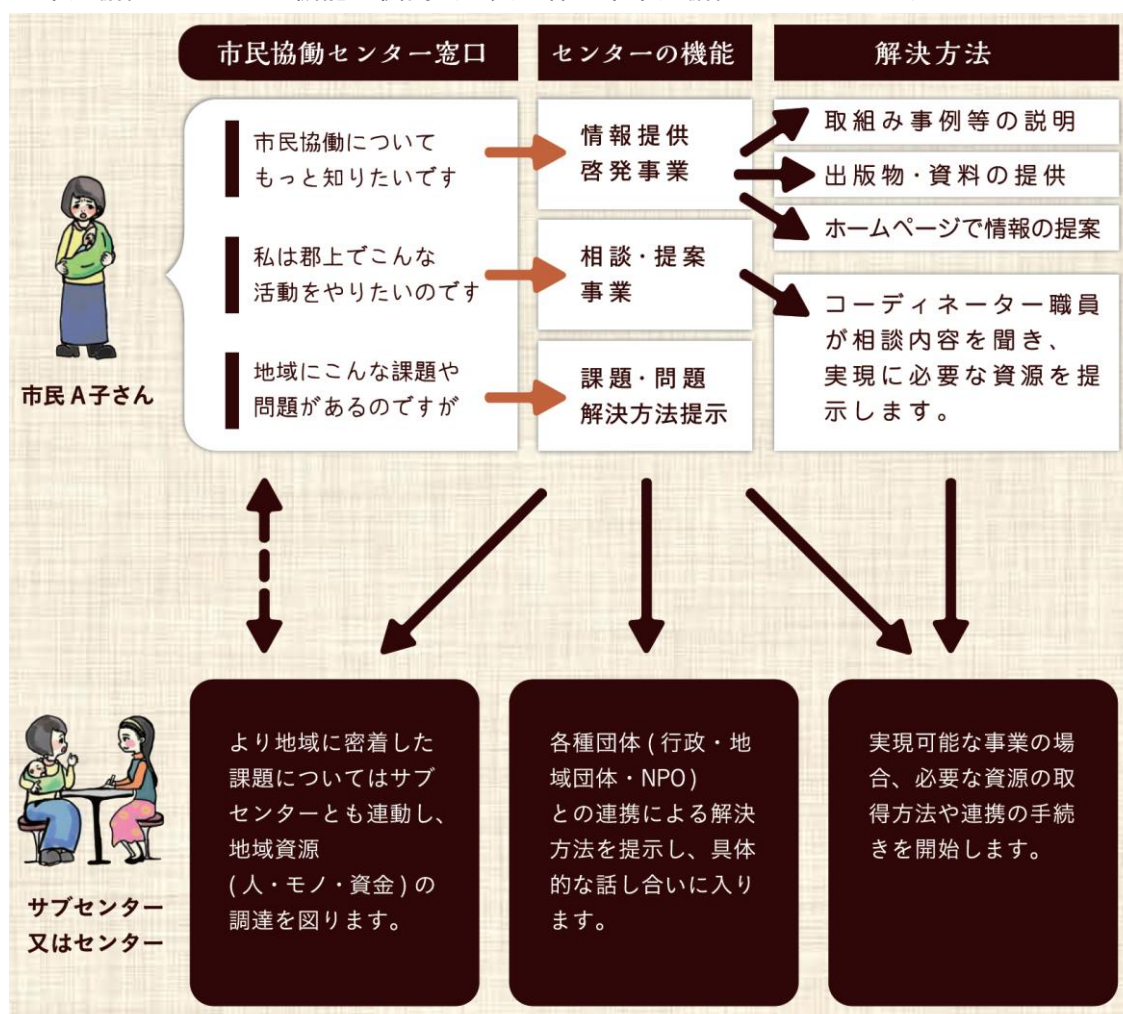
4-6 市民・行政の協働によるまちづくりの方針

方針1：市民協働の体制づくりと必要な支援の実施

市では平成26年度より、市民自らが身近な地域の課題や将来の地域ビジョンを考え、課題解決に向けて取組む組織として、市内7地域に地域協議会を設置している。八幡市街地では、より地域の実情に即したきめの細かいまちづくりを進めるため、八幡町地域協議会の中に八幡市街地支部を別個に組織している。今後、八幡市街地のまちづくりにあたっては、この地域協議会の八幡市街地支部が中心となり、行政等との連携、協働のもとで、地域政策の立案や調整等を行えるような体制づくりを進める。

また、郡上市市民協働センターが中心となり、情報発信やネットワーク・コーディネート、人材育成・研修等、まちづくり活動を行う団体に対する必要なサポートを行うとともに、公益性の高い事業を行う団体や、市が提案した公益事業を担う団体に対しては、活動資金を助成する等の必要な支援を行う。

■市民協働センターの機能と役割（出典：郡上市市民協働ガイドブック）



方針 2：市民等によるまち・地域への投資促進

中山間地域に位置する本市は、人口の減少、特に少子高齢化による生産年齢人口の減少が顕著で、税収の落ち込みなどからより効率的な行財政運営が求められている。このような中、活力あるまちづくりを推進するためには、市民や民間事業者による空き家・空き店舗の有効活用、地域資源の活用やブランド化による新たな商品開発など、民間主体の自立的なまちづくり活動をしっかりとバックアップし、地域産業の活性化や雇用の創出につなげていくことが求められる。このような民間主体の新たな取り組みやプロジェクトに必要な資金調達に関し、近年では、不特定多数の人々からインターネットを通じて小口資金を募るクラウドファンディングを活用する事例も増えている。

そこで、まちづくりに関わる民間主体の取り組みやプロジェクトの実現に向け、新たな資金調達手法であるクラウドファンディング等の普及啓発を図るとともに、市民や郡上市出身者、郡上ファン等からのまち・地域への投資を促進するための情報発信や仕組みづくりを行う。

◆クラウドファンディングに関する参考事例：FAAVO さばえ（福井県鯖江市）

鯖江市では、クラウドファンディングサービス「FAAVO」のエリオーナーとして「FAAVO さばえ」を運営している。鯖江市は、眼鏡・繊維・漆器の三大地場産業の衰退傾向から、新たな産業の育成、およびそのための資金調達が課題となっていた。この状況を解消することを目的とし、平成 26 年 12 月から FAAVO さばえの運営を開始している。運営にあたっては、福井銀行グループの福井ネット㈱がパートナーとなり、必要なサポートを行っている。FAAVO さばえでは市の事業にもクラウドファンディングを活用しており、「つつじマラソンのコースにツツジの花を咲かせようプロジェクト」では、行政が植栽樹等の土木工事を行い、そこに植える苗代をクラウドファンディングで調達している。

方針 3：市街地活性化に向けた推進体制づくり

旧都市計画マスタープラン策定後に設立した郡上八幡産業振興公社は、八幡市街地の活性化に対して大きな役割を担ってきたが、結成から 20 年近くが経過し、現在の市街地の課題に即応した新たな取り組み展開も期待されることから、必要に応じた組織の再構築を図り、活動を活性化させる。

また、都市計画部局、文化財部局、観光部局等が連携して八幡市街地のまちづくりを進めていけるような、部局横断的な庁内の推進体制づくりを行う。

【八幡市街地における今後の課題】

- ▽中心市街地の空洞化・空き町家等の増加への対応
- ▽郡上八幡の強い個性である歴史・文化の維持・継承
- ▽歴史的な都市環境を守り・活かす防災対策
- ▽観光化に伴う各種弊害への対応
- ▽環境負荷の小さい都市づくり
- ▽持続発展可能な都市の実現に向けての対応

基 本 理 念

郡上八幡の“個性”を活かした自立型文化都市

都 市 経 営 戦 略

戦略1

郡上八幡の個性や特徴を活かした地域産業政策等による定住促進

戦略2

既存ストックを活かした環境配慮の都市づくり

戦略3

地域内外における多様な形・レベルでの相補的關係の構築

ま ち づ く り の 目 標

目標1 まちの骨格を形づくる自然と城下町由来のまちの構成を大切にする【**まちの骨格**】

目標2 長い歴史に培われた郡上八幡固有の文化と暮らしを守り育てる【**文化と暮らし**】

目標3

人とモノが集まり文化を育む“都市”の魅力の本質を磨き続ける【**担い手・人**】

目標4

生産と消費が地域内でサイクルする自立した都市の姿を取り戻す【**産業・経済**】

目標5

郡上八幡の個性を活かした環境にやさしい持続可能な都市をつくる【**環境**】

施策①

空き家・空き地問題の解消と定住促進プロジェクト

施策②

生産と消費の拠点としての都市づくりプロジェクト

施策③

“郡上八幡版”環境モデル都市プロジェクト

シンボル施策

都市整備・まちづくりの方針

土地利用

- ◆集約型市街地の形成・中心市街地活性化
 - 集約型市街地の形成
 - 中心市街地における空き地化の抑制と空き家・空き店舗の有効活用
 - まちなか居住の推進（安心して住み続けられる環境づくり）
 - 市内の様々な生産物等が商いされるマルシェづくり
- ◆適正な土地利用の誘導
 - 適正な土地利用誘導による商業地の機能強化
 - 新たな用途地域指定や地区計画導入の検討
- ◆立地環境に応じた機能・土地利用の配置・誘導

道路・交通システム

- ◆各道路の位置づけ・役割に応じた道路整備
- ◆市街地内交通混雑の解消・歩行者と自動車と共存する交通環境づくり
 - 歩行者と自動車の共存システムの導入
 - 歩行者と自動車の共存システムを支える駐車場の適正な配置・整備
- ◆歩行者と自動車の共存システムと連動した公共交通体系等の再構築
 - 市街地循環バス（まめバス）の運行方策の見直し・改善
 - 新たな移動手段システムの導入
 - 長良川鉄道の利用促進・活性化

水と緑の保全・活用

- ◆都市の骨格を形成する自然環境の保全
 - 市街地を取り囲む山林の良好な自然環境の保全・形成
 - 河川および水環境の保全
- ◆自然を活かした憩いの場づくりとその利活用の促進
 - ポケットパーク等の整備および必要な改修等の実施
 - 都市公園の維持管理・活用計画の策定
- ◆低炭素・循環型社会の構築（環境負荷の軽減）
 - 資源循環への対応
 - 低炭素社会に対応した公共施設整備

景観および歴史文化

- ◆良好な町並み景観の保全・形成
 - 町並み景観の規制・誘導
 - 歴史的景観に配慮した町並み整備（無電柱化等）の実施
- ◆核となる歴史的建造物の保全と周辺環境整備の実施
 - 歴史的建造物の文化財指定・登録の推進と八幡城の保存管理計画の策定
 - 歴史的建造物の修理に対する支援の実施
 - 重伝建地区や歴史的建造物の周辺における環境整備の実施
 - 伝統工法の職人等の育成支援や人材ネットワークづくり
- ◆水源・水路網の維持と伝統的水利用の継承
 - 老朽化した水利用施設の修繕と施設周辺の環境整備の実施
 - 水路や水利用施設の顕在化と積極的活用
- ◆伝統行事・伝統産業の継承
 - 伝統行事の継承に対する支援の実施
 - 伝統産業への支援（製品開発、流通ルート確保等）の実施
 - 郡上八幡の伝統文化等を紹介する拠点づくり

安全・安心

- ◆総合的な防火対策の実施
 - 出火の防止・予防のための対応
 - 歴史的市街地に適応した減災のための対策と体制づくり
- ◆地震対策の実施
- ◆治山・治水・砂防対策の充実
- ◆交通安全・防犯対策の充実

市民・行政の協働によるまちづくり

- ◆市民協働の体制づくりと必要な支援の実施
- ◆市民によるまち・地域への投資促進
- ◆市街地活性化に向けた推進体制づくり